

平成 2 6 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成26年 3 月 6 日
- ・ 開 会 平成26年 3 月 6 日
- ・ 閉 会 平成26年 3 月 13 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民福祉課長
総務課	参事	産業建設課長
住民課	長	総務課主幹
福祉課	長	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	
監査委員事務局	長	農業委員会事務局長
選挙管理委員会事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成 26 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、8 番、深川昇議員及び 9 番、勝田鉄城議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る 2 月 28 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 人、町長から提出されております案件が 26 件であります。その内訳は、諮問 2 件、同意 1 件、条例制定等の議案が 7 件、補正予算 8 件、新年度予算 8 件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 3 月 6 日に開会して、3 月 13 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会の報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 13 日までの 8 日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１３日までの８日間と決定いたしました。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成２６年第１回大空町議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

昨年の１２月の３日から１月の２７日までにかけまして、各地域において町政懇談会（ふれあいトークおおぞら）を実施させていただきました。自治会を単位とした箇所数では２３カ所、そのほか団体など２カ所から御要望があり、実施をしたところでございます。延べの参加人員は４８０人となっております。町からは、町の財政状況、地域医療の状況、地域振興施設の考え方、農業農村基盤整備事業などについて説明を申し上げ、御理解をお願いしたところでございます。また、町民の方々などからは、道路・排水路の修繕、また、豊住小学校の跡地利用に対する進捗状況、さらに両地域の交流などについて御提言や御意見をいただいたところでございます。

１２月２７日、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。平成２６年度に向かって追加転作６．９ヘクタールが示されたところでございます。私どもの町といたしましては、加工用米を中心に取り組む方向で説明をさせていただき、また委員の方々から計画に対する担い手要件のことについて、意見を頂戴したところでございます。

年が明けまして１月の１２日、大空町成人式を挙行いたしました。本年度の対象者は７２名、うち５７人の御出席をいただいたところでございます。ことは、本町出身のアキオカマサコさんのトークライブをこの中で実施いたしました。

１月２５日から２６日にかけて、札幌市に出向きまして、市町村長政策研究会に参加をいたしました。農林水産省農村振興局の課長補佐２名を招聘いたしまして、都市と農村の交流事業、その制度や補助事業の内容などについて説明を受け、意見交換をしたところでございます。

１月２９日からは上京をいたしました。１つとして、大嶽部屋への表敬訪問を実施いたしました。青少年育成協会が主催で、この３月の２２日大鵬杯相撲大会を開催することとなっております。また、町といたしましては、合宿誘致事業の一環として取り組むこととしており、それに係る出席について要望を申し上げたところでございます。

１月３０日は、Ｂ＆Ｇ全国サミットが開催をされ、出席をいたしました。東藻琴地区、女満別地区、両地域の海洋センターは、特Ａの評価をいただいていることから、その表彰を受けたところでございます。また、今後、財団事業の活用についても検討をしていきたいと、そのように考えたところでございます。

翌31日は、稲城市に赴きまして、稲城市長に表敬訪問をさせていただきました。地域医療、地方と都市の現状について報告をし合い、意見交換をさせていただきました。都市部におきましても、医師の確保というのは難しい現状にあるということなどについて、お話をいただいたところでございます。

同日、その足で千葉県成田市まで赴きまして、航空会社に対し要請活動を行っております。今回はジェットスター・ジャパン、バニラエアなどLCCと呼ばれる航空会社に対し、チャーター便、また女満別空港への就航の要請活動を行ったところでございます。

2月3日は、地域振興施設住民説明会を開催いたしました。町民の方々36名の御出席をいただいたところでございます。地域振興施設の収支に対する慎重な御意見や反対などの御意見もありました。また、意見集約などの方法について御提案をいただいたところもあります。一方で、観光振興の施設として可能性があって、有意義な施設ではないか。また、疲弊していく市街地を何とかしなくてはならない、そんな町民の方々の声もいただいたところでございます。今後、パブリックコメントを経て、考え方を整理していかなければならないものと、かように考えているところでございます。

2月11日は、モンゴル国外務大臣が来管をいたしまして、歓迎会に出席をいたしました。本町では、モンゴル国のバヤンホンゴル県からチーズ製造の実習生を受け入れていたことがございます。そんなことから、今後、両国の交流が深まれば、私どもの受け入れたことも一つ大きな役割として認められていくのではないかと、そんな思いに至ったところでございます。

2月12日は、オホーツク町村会の定期総会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。平成26年度の事業計画、予算を決定するとともに、オホーツク管内の共通課題について意見交換を行ったところでございます。主な内容といたしましては、職員研修のあり方、また、オホーツク地域化製場の今後の状況などについて意見交換を行いました。

2月16日は、平成26年自衛隊に入隊される方々、予定者の激励会が網走市であり、出席をいたしました。斜網地区5市町で35名の予定者がいらっしゃいます。近年の中では最も多い数かと思えます。本町の出身者は4名でございました。

2月21日は、大空町畜産振興協議会を開催いたしました。和牛の肥育振興、また住吉牧野の今後のあり方について、意見をいただいたところでございます。

2月22日は、豊住小学校閉校式に出席をいたしました。この春、103年の歴史に幕をおろすこととなりました。歴史を刻んだ各関係者の皆様に、心からお礼を申し上げたいと存じます。

2月23日は、陸上自衛隊北部方面総監が来管をいたしまして、美幌町で歓迎会があり出席をいたしました。防災などの訓練において、美幌駐屯地101特科大隊との合同演習などの関係についてお話を申し上げ、お礼を申し上げたところでございます。

また、この行政報告の中には書いてございませんけれども、2月16日から1

9日まで、4日間連続の吹雪となったところでございます。災害対策本部を立ち上げ、高齢者宅の訪問などを実施したところでございます。人的な被害はございませんでしたが、工作物の破損、車両の故障などが発生しております。別の機会に、また御説明を申し上げたいと存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎諸般の報告

◇議 長 前後して申しわけありません。
ここで諸般の報告を行いたいと思います。
鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の出席員等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。
以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 諮問第1号

◇議 長 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 議案書の1ページでございます。「諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員 鎌田宏惇が平成26年6月30日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

住所は北海道網走郡大空町東藻琴西倉353番地の1、氏名は鎌田宏惇、生年月日昭和25年12月11日生まれの63歳でございます。

鎌田氏は、平成20年7月から2期6年間、人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事をされ、熱意を持った積極的な活動を実施されております。広く社会の実情に通じ温厚な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断しますことから、引き続き同氏を推薦申し上げたく、議会の意見を求めるものでございます。

本人の履歴につきましては、参考資料の１ページ、２ページに記載のとおりでございます。

提案理由の説明とさせていただきますので、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前１０時１３分

再開 午前１０時１４分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りします。本件は、お手元に配付いたしました意見書のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第１号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

◎日程第６ 諮問第２号

◇議 長 日程第６、諮問第２号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 議案書の３ページでございます。「諮問第２号 人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員 河崎琢哉が平成２６年６月３０日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二

住所は北海道網走郡大空町女満別本通６丁目１番１号、氏名河崎琢哉、生年月日は昭和３３年２月１９日生まれの５６歳でございます。

河崎氏は、平成２３年７月から１期３年間、人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、誠意を持った活動に取り組まれております。町職員としての経歴もあり、地域の実情に通じ温厚な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断いたしましたことから、引き続き同氏を推薦申し上げたく、議会の意見を求めるものでございます。

御本人の履歴につきましては、参考資料の３ページに記載のとおりでございます。

提案理由の説明とさせていただきますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前１０時１７分

再開 午前１０時１８分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りします。本件は、お手元に配付いたしました意見書のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第２号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付いたしました意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第７ 同意第１号

◇議 長 日程第７、同意１号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 議案書の５ページでございます。「同意第１号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

オホーツク町村公平委員会委員 奥谷公敏が平成２６年３月３１日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第３条第１項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて、議会の同意を求める。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

住所は北海道紋別郡湧別町曙町１１９番地、氏名奥谷公敏、生年月日は昭和２４年８月８日生まれの６４歳でございます。

奥谷氏は旧湧別町長であり、識見が高く公平公正な方であり、公平委員会委員に適任であると判断しますことから、同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

御本人の履歴につきましては、参考資料５ページに記載のとおりでありますの

で、御参照いただきたいと存じます。

提案理由の説明とさせていただきますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第1号

◇議 長 日程第8、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の7ページをお開き願います。「議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

この案件につきましては、北海道市町村職員退職手当組合に加盟しております上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合の解散に伴う規約の変更であります。

参考資料7ページの新旧対照表で説明を申し上げます。参考資料の7ページ、規約の別表を変更するものであります。上川中部消防組合は上川町、当麻町、愛別町、比布町、鷹栖町の5町で組織しておりましたが、消防組合の広域化により、上川中部消防組合を平成26年3月31日に解散し、4月1日からは、上川町、鷹栖町は旭川市消防に編入し、当麻町、比布町、愛別町は大雪消防組合に加わるようになりました。

また、伊達・壮瞥学校給食組合は、一部事務組合方式により伊達市と壮瞥町の19の小中学校の給食を提供してまいりましたが、施設の老朽化のため給食センターを移転改築することとなり、一部事務組合方式を改め、民間委託をすることになりました。したがって、組合は、平成26年3月31日をもって解散す

ることとなりました。

このことにより、別表の区分、上川の中の「上川中部消防組合」及び区分、胆振の中の「伊達・壮瞥学校給食組合」を削除するものであります。

附則としまして、「この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。」。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

◇議 長 日程第9、議案第2号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書の11ページでございます。「議案第2号 町道路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

路線番号116、路線名、中央仲線、起点、女満別中央391番1地先、終点、女満別中央393番1地先、等級については一級でございます。路線番号1033番、路線名、豊住西1号線、起点、女満別豊里141番1地先、終点、女満別住吉571番地先、等級につきましてはその他でございます。路線番号3122、路線名、トマップ大東中央線、起点、女満別大東168番23地先、終点、女満別中央281番9地先、等級につきましてはその他でございます。路線

番号５０１３、路線名、東藻琴２０号線、起点、東藻琴３１５番８地先、終点、東藻琴３１５番１０地先、等級につきましてはその他でございます。路線番号５０３６、路線名、東藻琴４４号線、起点、東藻琴３１５番１０地先、終点、東藻琴３１６番９地先、等級についてはその他でございます。

路線の概要等につきましては、参考資料にて御説明申し上げますので参考資料９ページをお開き願いたいと思います。

本件につきましては、道路法では市町村長は市町村の区域内の路線を廃止する場合においては、議会の議決を経なければならないこととされてございます。今回、廃止する路線につきましては５路線でございます。

参考資料９ページでございます。箇所図その１の右側になりますけれども、路線番号１１６、中央仲線でございますが、この路線の起点でございますけれども、道道女満別空港線の交差点改良が現在進められております。箇所図の拡大図のとおり道道女満別空港線を優先道路といたします交差点改良工事に伴いまして、町道のつけかえ工事を実施しておりますことから、起点の変更が必要となり、現在の区間に新たな道道女満別空港線までの区間を町道に加えるため、既認定路線を廃止するものでございます。

また、路線番号３１２２、トマップ大東中央線ですけれども、同じく道道女満別空港線の改良工事に伴いまして、大きく道道路線が変更となり、旧道道路線は道路としてそのまま残されることとなります。この区域につきましては、隣接する土地の利用形態を考慮いたしますと、町道としての管理が必要となりますことから、現在の区間に新たな区間を町道に加えるため、既認定路線を廃止するものでございます。

続きまして、路線番号１０３３、箇所図その１の左側でございます。豊住西１号線ですけれども、湖南路線の終点につきましては、現在住吉１６線交点までとしておりますけれども、生活道路としての管理が必要であるということから、現在の終点を新生線の交点に変更するために、既認定路線を廃止するものでございます。

続きまして、参考資料の１０ページになります。路線番号５０１３、東藻琴２０号線、路線番号５０３６、東藻琴４４号線でございます。東藻琴地区の中央さくら団地内にあります道路となっております。現在、中央さくら団地につきましては、平成２５年度から公営住宅の建てかえ工事を進めております。あわせまして、町道の整備を行うことといたしておりますことから、現在の町道路線を整理するために、既認定路線を廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

◇議 長 日程第10、議案第3号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書13ページでございます。「議案第3号 町道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次の路線を町道路線に認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

路線番号116、中央仲線、起点、道道女満別空港線交点から終点、町道中央大東線交点、等級につきましては1級でございます。路線番号1033、路線名、豊住西1号線、起点、町道豊里20線交点、終点、町道新生線交点、等級につきましてはその他でございます。路線番号3122、路線名、トマップ大東中央線、起点、町道中央大東線交点、終点、女満別中央296番1地先、等級につきましてはその他でございます。路線番号4076、朝日西5線、起点につきましては、町道朝日南12号線交点、終点、女満別朝日506番2地先、等級はその他でございます。路線番号5013、路線名、東藻琴20号線、起点、町道東藻琴9号線交点、終点、町道東藻琴32号線交点、等級はその他でございます。路線番号5114、路線名、東藻琴24号線、起点、町道東藻琴20号線交点、終点、町道東藻琴44号線交点、等級はその他でございます。路線番号5036、路線名、東藻琴44号線、起点、町道東藻琴9号線交点、終点、町道東藻琴32号線交点、等級はその他でございます。

路線の概要につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の11ページをお開き願います。

本件につきましては、道路法では市町村長は市町村の区域内の路線を認定する場合において、議会の議決を経なければならないこととされてございます。今回認定をいたします路線につきましては、7路線でございます。

参考資料11ページになりますけれども、路線番号116、中央仲線及び路線

番号3122、トマップ大東中央線につきましては、議案第2号で御説明をいたしておりますけれども、道道女満別空港線の改良工事に伴いまして、中央仲線につきましては、廃止前の区間に新しい道道女満別空港線までの区間127.4メートルを追加いたしまして、延長は663.1メートルになります。また、トマップ大東中央線につきましては、廃止前の区間に旧道道路線の区間207.29メートルを追加いたしまして、延長は1,538.29メートルとなります。新たに町道として認定するものでございます。路線の位置づけにつきましては、中央仲線が1級路線、トマップ大東中央線につきましては、その他路線の位置づけでございます。

次に、参考資料12ページでございます。路線番号1033、豊住西1号線につきましては、議案第2号で御説明をいたしておりますけれども、廃止前の区間に新生線の交点までの区間655.89メートルを追加いたしまして、延長は2,879.09メートルとなります。新たに町道として認定するものでございます。また、路線番号4076、朝日西5線につきましては、圃場整備事業において整備をいたしております道路で、国より委譲を受けているものでございます。この道路の延長につきましては、255.09メートルを新たに町道として認定するものでございます。路線の位置づけにつきましては、豊住西1号線、朝日西5線ともにその他の位置づけでございます。

次に、参考資料13ページになります。路線番号5013、東藻琴20号線、路線番号5114、東藻琴24号線、路線番号5036、東藻琴44号線につきましては、議案第2号のときに説明を申し上げますけれども、東藻琴地区の公営住宅中央さくら団地の建てかえに伴い、道路を整備にするとともに、路線の整理をするものでございます。東藻琴24号線につきましては延長119.28メートル、東藻琴24号線につきましては延長107.13メートル、東藻琴44号線につきましては延長119.41メートルを新たに町道として認定するものでございます。路線位置づけにつきましては、その他の位置づけとなります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

◇議 長 日程第11、議案第4号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の15ページをお開き願います。「議案第4号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第6号)

平成25年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,086万6,000を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億2,782万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年3月3日提出 大空町長 山下英二」

16ページであります。第1表 歳入歳出予算補正、歳入、1款 町税に1,797万4,000円を追加、4款 配当割交付金に64万2,000円を追加、7款 ゴルフ場利用税交付金から33万9,000円を減額、12款 分担金及び負担金から481万4,000円を減額、13款 使用料及び手数料から152万3,000円を減額、14款 国庫支出金から1,661万円を減額、15款 道支出金から275万円を減額、16款 財産収入に150万6,000円を追加、17款 寄附金に517万円を追加、18款 繰入金から83万8,000円を減額、17ページ、20款 諸収入から2,348万4,000円を減額、21款 町債に420万円を追加、歳入合計は2,086万6,000円を減額し、77億2,782万1,000円とするものであります。

18ページ、歳出、1款 議会費から64万8,000円を減額、2款 総務費に1億4,355万8,000円を追加、3款 民生費から2,742万8,000円を減額、4款 衛生費から3,764万1,000円を減額、5款 労

働費から9万9,000円を減額、6款 農林水産業費から5,833万9,000円を減額、7款 商工費から406万2,000円を減額、8款 土木費に1,283万7,000円を追加、19ページ、9款 消防費から430万9,000円を減額、10款 教育費から2,050万1,000円を減額、11款 公債費から747万3,000円を減額、12款 職員給与費から1,676万1,000円を減額、14款 災害復旧費は財源振りかえによるもので補正はございません。歳出合計は2,086万6,000円を減額し、歳入合計と同額とするものであります。

20ページをお開き願います。第2表 繰越明許費でございます。8款 土木費 2項 道路橋梁費、橋梁補修等事業1,070万円につきまして、国の消費税増税に伴う経済対策によるもので、年度内に事業ができないので繰り越すものであります。6項 住宅費の中央さくら団地建設事業5,240万円も同様の経済対策によるもので、年度内に事業ができないので繰り越すものであります。

次に21ページ、第3表 債務負担行為補正、1 変更で現年度議決に係る分でございます。農業振興地域整備計画策定事業は、限度額を1,200万円から1,110万3,000円に変更しますが、入札により事業費確定によるものであります。農業振興資金利子補給金は、限度額を481万1,000円から352万3,000円に変更するものですが、農業者の借入額の確定によるものであります。道営女満別湖南昭和地区農地整備事業は、限度額を1億8,400万円から1億8,755万1,000円に変更しますが、地区全体の事業費調整のため、平成25年度の事業の執行残につきまして、平成26年度以降に回したため増額補正をするものであります。平成25年度入学資金借入金利子等助成金は、限度額を66万7,000円に金利変動による増額分を加算した額から、69万5,000円に金利変動による増額分を加算した額に変更しておりますが、借入額の確定によるものです。また、期間を平成26年度から平成35年度までを平成26年度から平成36年度までに変更しておりますが、借り入れ時期が後期となった方がおり、償還期間が1年ずれたためであります。

続きまして、22ページをお開き願います。第4表 地方債補正、1 追加であります。橋梁補修等事業債、限度額350万円は国の経済対策によるもので新たに追加するものであります。

次に、2 変更であります。中央会館整備事業債は、限度額3,320万円から140万円を減額し、3,180万円に。PCB廃棄物処理事業債は、限度額3,540万円から230万円減額し、3,310万円に。東藻琴上東地区農道保全対策事業債は、限度額1,570万円から170万円を減額し1,400万円にそれぞれ変更してございますが、事業費の確定によるものであります。女満別東部高台地区担い手畑総整備事業債は、限度額を470万円に30万円を追加し、500万円に変更しています。起債対象工種である区画整理事業の増によるものであります。女満別湖南昭和地区農地整備事業債は、530万円から20万円を減額し、510万円に。23ページの公有林整備事業債は、560万円から140万円を減額し、420万円に。藻琴山温泉芝桜公園整備事業債は、1,5

20万円から60万円減額し、1,460万円に。開陽中央線道路整備事業債は、2,450万円から840万円を減額し、1,610万円に。仲通り線道路整備事業債は、700万円から120万円を減額し、580万円にそれぞれ変更しておりますが、事業費が確定したために減額しております。町営住宅整備事業債は、3,660万円に2,470万円を追加し、6,130万円に変更しております。女満別地区の青葉団地外壁塗装事業の事業費確定による減額が90万円、東藻琴地区の中央さくら団地整備事業は、北海道の地域加算がふえ交付金の対象枠がふえたため、起債もふえることとなり、これが90万円増額となり、さらに国の経済対策によるもので2,470万円増額となったものでございます。女満別小学校整備事業債は、8,510万円から610万円を減額し、7,900万円に。スクールバス整備事業債は、1,560万円から100万円を減額し1,460万円にそれぞれ変更をしておりますが、事業費の確定によるものであります。

続きまして、25ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、年度末に向けて実行予算を実施したものでございますので、執行残等により、整理した細かなものは説明を省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。3 歳出から説明を申し上げます。

ページが飛びますが、46ページ、47ページをお開き願います。2款 1項 3目 文書広報費になりますが、上段の町史編さん事業の臨時職員賃金で127万8,000を減額しておりますが、町史編さん用務につきまして当初2名体制で予定しておりましたが、事業量の精査の結果1名体制としたものであります。7目 企画振興費の企画振興一般事務費で、豊住小学校利活用基本設計委託料から262万5,000を減額しております。当初、基本調査及び基本設計を予定しておりましたが、現在事業の検討中であり、基本設計までに至ってないためであります。下段になります。総合計画策定支援業務委託料から100万円を減額しておりますが、事業内容の精査によるものであります。

49ページであります。中段の8目 庁舎管理費の消耗品から130万9,000円を減額しておりますが、役場庁舎の照明をLED蛍光管にしましたが、入札による執行残であります。下段の9目 財政調整等基金費の公共施設等整備基金積立金に1億6,374万5,000円を追加しております。今回の財源調整により積み立てるものであります。

ページが飛びますが、53ページをお開き願います。中段やや下の3項 1目 戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳ネットワークサーバー更新委託料から181万7,000円を減額しておりますが、北海道を含めた7都道府県の共同入札により大幅に減額となりました。

次、55ページです。3款 1項 1目 社会福祉総務費の地域福祉基金管理費の地域福祉基金積立金に72万5,000を追加しております。3名の方から77万円の寄附をいただき積み立てとしますが、預金利子の率が減により4万5,000円減額となり、差し引き72万5,000の追加となりました。その次の段になります。国民健康保険事業特別会計繰出金に211万5,000円を

追加しておりますが、保険税の軽減者が見込みよりふえ、保険基盤安定のための法定繰り入れが増額となったためであります。下段になりますが、2目 老人福祉費の軽度生活援助事業の除雪サービス事業助成金に14万円を追加しております。除雪サービスの申し込み者がふえており、追加しております。

57ページをお開き願います。下段のほうになりますが、介護保険事業勘定特別会計繰出金に33万円を追加しております。介護予防サービス給付費の件数の増加により追加しております。介護サービス事業勘定特別会計繰出金から122万4,000円を減額しております。介護予防サービス計画書の作成件数が見込みよりふえ収入増となり、一般会計の繰出金が減額となりました。介護保険利用者負担減免措置事業補助金に48万2,000円を追加しております。町外の減免対象事業所への入所者がふえているためであります。後期高齢者医療特別会計繰出金から159万2,000円を減額しております。基盤安定負担金の減額と事務費の見込み減により、一般会計の繰出金が減額となりました。

59ページをお開き願います。中段から、少し上のほうになりますが、障害者総合支援事業の20節 扶助費総額で、699万8,000円を減額しております。それぞれ対象者の減及び利用の減によるものであります。

58ページ中段の4目 老人福祉センター費の財源内訳の欄で、13万2,000円を増減させておりますが、老人福祉センター使用料が13万2,000円増額となっており、財源振りかえたものであります。6目 障がい者ひとり親家庭等医療対策費の重度心身障がい者医療費扶助から219万3,000円を減額しております。主に入院者が少なく医療費が減少したためであります。下段の2項 2目 児童措置費の乳幼児等医療費扶助から122万8,000円を減額しております。対象人数の見込み減によるものであります。その次の養育医療費扶助から188万8,000円を減額しておりますが、対象者がいなかったことから減額しております。

61ページであります。上段の児童手当扶助708万円の減額は、見込み人数の減によるものであります。3目 保育所費の保育所広域入所委託料199万1,000円の減額は、対象者がいないため減額しております。東藻琴保育園管理運営費の臨時保育士賃金から139万2,000円を減額しております。ゼロ歳児がいなかったため、対応する保育士が少なく済んだためであります。下段になりますが、4款 1項 2目 母子保健事業の妊婦健康診査等委託料157万8,000円の減額は、対象者の見込み減によるものであります。

63ページでございます。上段の各種疾病予防対策事業の子宮頸がんワクチン接種委託料164万4,000円の減、任意予防接種助成金174万7,000円の減は、いずれも利用者の見込み減によるものであります。3目 環境衛生費の環境衛生一般事務費のPCB廃棄物処理収集運搬業務委託料228万8,000円の減額は、事業費確定によるものであります。簡易水道事業特別会計繰出金2,054万2,000円の減額及び個別排水処理事業特別会計繰出金152万5,000円の減額は、それぞれ事業費の確定と前年度繰越金の予算化によるものであります。

65ページをお開き願います。2項 1目 塵芥処理費の中の中段から少し上になりますが、一般廃棄物焼却処理施設管理運営費の燃料費で125万5,000円を減額しておりますが、ごみ投入量の減少によるものであります。

次、67ページをお開き願います。6款 1項 1目 大空町農業委員会費の農地保有合理化促進事務費の消耗品に5万9,000円を追加しております。農地保有合理化促進事業事務委託金が増加となり、対象経費である消耗品を追加したものであります。3目 農業振興費で下段になりますけれども、経営所得安定対策事業の農地集積協力金に299万円を追加しております。農地を貸し出す方に対する協力金で、10アール当たり5,000円が助成されるものであります。国の補助金が北海道を經由して全額補助されるものであります。

69ページです。中段になりますが、環境保全型農業直接支払い交付金から127万2,000円を減額しております。化学肥料や農薬の低減に取り組む農業者に交付するものですが、春先の天候不順により生育不良となり、施肥量をふやしたため基準を超えてしまい、交付金の対象とならなかったものであります。

71ページでございます。5目 農地費になりますが、上から10行目あたりなのですが、女満別本郷地区地域水田農業再編緊急整備事業負担金166万8,000円の減、東藻琴上東地区農道保全対策事業負担金166万3,000円の減、東藻琴地区中山間地域総合整備事業負担金333万円の減、それから女満別湖南昭和地区農地整備事業負担金316万4,000円の減は、いずれも道営事業の事業費確定に伴う減額であります。

73ページをお開き願います。上段になりますが、オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金から208万8,000円を減額しております。事業費の確定及び前年度繰越金によるものであります。農業体質強化基盤整備促進事業補助金から3,150万円を減額しております。暗渠等の農業基盤整備につきまして、平成25年度分としての国の交付金が交付されないこととなり、全額減額するものであります。農地保全整備工事から139万円を減額しておりますが、東藻琴西倉地区の法面崩壊の復旧工事ですが、事業費が確定したため減額するものであります。下段になりますが、2目 公有林管理費の町有林整備工事から730万3,000円を減額しております。当初予定していた町有林の整備のうち、下刈りにつきましては、2回刈りが天候不順の関係で1回刈りとなったことや、拓伐事業について、立木売り払いによる手法に変更したこと等により減額となっております。

次に、75ページでございます。7款 1項 1目 商工業振興費の中小企業振興資金利子補給金の145万1,000円の減額は、借り入れ者の確定によるものであります。住宅リフォーム促進事業補助金の155万6,000円の減額は、申し込み者のうち、事業費の減額変更があり、さらに5名の方が辞退したためでございます。ポイントカード事業補助金に100万円を追加しておりますが、商店会からの御寄附もあり、この機会に商店会が行う販売促進イベントを支援するため追加するものであります。

77ページをお開き願います。中段から少し下になりますが、8款 2項 4

目 道路新設改良費の開陽中央線改良舗装工事から2,680万円を減額しておりますが、国の交付金が減額となり、想定した事業ができなかったためでございます。仲通り線道路改良舗装工事117万2,000円の減額は、事業費確定によるものであります。橋梁長寿命化修繕計画策定委託料444万3,000円の減額は、前年度に前倒して実施できたこともあり、減額となりました。

79ページの上段でございます。橋梁補修設計委託料に850万円、工事請負費に220万円を追加しておりますが、国の経済対策によるもので、今後整備する3橋の設計と空港橋の補修工事であります。参考資料の15ページに箇所図を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。3項 1目 河川総務費で樋門管理委託料に6万3,000円を追加しております。昨年、春先の長雨で臨時操作がふえ、北海道からの委託金がふえたため追加しております。4項 1目の下水道事業特別会計繰出金から259万2,000円を減額しておりますが、下水道施設整備工事業の確定や前年度繰越金を今回計上したことによるものであります。

81ページでございます。上の段になりますけれども、町営住宅浴槽設置工事から282万5,000円を減額しております。当初、退去者を見込み浴槽設置工場を予定しておりましたが、退去者が見込みより少なかったため工事ができなかったものであります。町営住宅外壁塗装改修工事111万円の減額は、青葉団地の事業費の確定によるものであります。2目 町営住宅建設費の中央さくら団地建設事業に4,967万4,000円を追加しております。国の経済対策による追加分が1棟3戸の工事請負費5,240万円と、既存の工事請負費が事業費確定により272万6,000円減額となり、差し引き4,967万4,000円の追加となっております。7項 1目 空港対策費の新規国内定期便運航補助金から285万5,000円を減額しております。一部機材の大型化がありましたが、新規路線の開設までに至っていないので減額となっております。

9款 1項 1目 消防本部費の網走地区消防組合消防本部費負担金から153万円を減額しています。前年度繰越金の計上や国の給与削減に伴う消防本部職員の人件費の独自削減に伴うものであります。2目 常備消防費の網走地区消防組合大空消防署費負担金から136万7,000円を減額しております。前年度の繰越金等の計上や、大空消防署の各事業費の事業費確定による執行残が458万3,000円ありますが、通信指令装置の支援ターミナルなどが故障し、地図情報や高齢者等の情報の更新ができない状態となっており、修理が必要となっております。その経費に273万円を計上し、消防組合のためにと御寄附がございまして、救急業務の際に使用する気道確保をサポートするスコープ48万6,000円を購入することとなり、差し引き全体で136万7,000円の減額となっております。網走地区消防組合東藻琴消防団負担金に21万9,000円の追加をしております。消防組合への御寄附が1名の方から100万円がございました。その財源を活用して先ほどのスコープと東藻琴消防団の防火衣等を入れるロッカー52万1,000円を整備することとなり、この科目の執行残が30万2,000円ございますので、差し引き21万9,000円の追加となっております。

す。4目 災害対策費の非常用発電機から120万7,000円を減額しておりますが、入札による事業費確定によるものであります。

83ページです。10款 1項 2目 教育費の事務局費になりますが、上から10段目の学校教育施設建設基金積立金に71万9,000円を追加しております。利子分で3万1,000円を減額し、寄附による積み立てが75万円ありますので差し引き71万9,000円を追加しております。中段の少し下のほうになりますが、女満別高等学校生徒寄宿舍管理費で賄い材料費574万3,000円を減額しておりますが、入寮生徒の減少によるものであります。3目 奨学金の奨学基金繰出金に1,000円を追加しておりますが、利息が見込み増となったためであります。入学資金借入金利子等助成金に7万5,000円を追加しておりますが、借り入れ者の借入額が予定よりふえたためであります。

85ページをお開き願います。下段のほうになりますが、2項 3目 学校建設費の女満別小学校建設工事314万8,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

87ページであります。上段の3項 1目 学校管理費の女満別中学校管理費の燃料費に102万4,000円を追加しておりますが、昨年の春先の低温により使用量がふえたためでございます。

ページが飛びますけれども、91ページをお開き願います。6項 1目 社会教育総務費、中段の青少年育成協会補助金から179万9,000円を減額しておりますが、前年度繰越金があったためであります。

ページがまた飛びますけれども、95ページをお開き願います。上段の大空町B&G海洋センター管理費の体育備品に69万円を追加しております。ふるさと応援寄附金がございまして、フロアーカーリングと体操少年団のホッピングマットを購入しようとするものであります。

94ページ、中段の11款 1項 1節 元金の財源内訳について599万6,000円を増減させておりますが、町営住宅使用料を一部公営住宅債の償還財源に当てておりまして、使用料が伸びたため財源振りかえをしております。2目 利子の地方債利子償還金から747万3,000円を減額しておりますが、平成24年度の地方債は最終的に出納整理期間の平成25年5月に借り入れをしておりますが、そのときの金利見込みが低かったため減額しております。

12款 1項 1目 職員給与費ですが、全体で1,676万1,000円を減額しております。主な要因としては、子育てのための育児休暇をとっている職員や休職者がいるため減額となっております。

96ページ、97ページであります。14款 1項 1目 道路橋梁災害復旧費の財源内訳欄で1,300万円、2目 河川災害復旧費の財源内訳欄で500万円を増減させておりますが、災害復旧費の財源対策として備荒資金を予定しておりましたが、今回の財源調整により備荒資金を使用しなくてもよくなったので、財源振りかえをしております。

続きまして、歳入の説明をしますので28ページ、29ページをお開き願います。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

◇議 長 日程第11、議案第4号の議事を続けます。
竹内総務課長。

◇総務課長 歳入の説明を申し上げますので、28ページ、29ページをお開き願います。1款の町税から7款のゴルフ場利用税交付金までは、実績見込みなどで増減させてございます。

12款 1項 1目 1節の農業基盤整備事業分担金で308万7,000円を減額しておりますが、各道営事業の事業費の確定により、農業者の分担金について増減させております。2項 2目 1節 清掃費負担金のごみ焼却施設維持管理費負担金から172万7,000円を減額しております。津別町からの焼却するごみの投入量が見込みより減ったため、減額するものであります。

31ページでございます。上段の13款 1項 2目 2節 児童福祉使用料の保育所保育料から194万1,000円を減額しておりますが、主に東藻琴保育園の入園者が当初見込みより減り、ゼロ歳児の入園者もいなかったためでございます。広域入所保育料116万8,000円の減額につきましては、当初2名を予定しておりましたが、該当者がいなかったため減額しております。4目 2節 畜産使用料の牧野使用料から156万8,000円を減額しておりますが、昨年の春先の天候不順により入牧がおくれたこと、さらに7月、8月の干ばつにより牧草の生育不良により、入牧させられなかったというのが主な要因となっております。6目 土木使用料の住宅使用料は、町営住宅等の入退居により増減しておりますが、町営住宅使用料について所得の高い方の入居が見込みよりふえ489万4,000円の増額となり、さらに滞納繰り越し分の増などにより、全体では365万円の増となりました。7目 1節 教育総務使用料の女満別高等学校寄宿舎使用料から143万5,000円を減額しておりますが、入寮生徒の見込みの減によるものであります。中段の2項 3目 1節 清掃手数料のごみ処分手数料121万円の追加は、一般廃棄物処理場への直接搬入が見込みよりふえたためであります。

下段になりますが、14款 1項 2目 民生費国庫負担金 4節 児童手当負担金は、全体的に所得制限や対象者の見込み減で523万9,000円の減額となりました。

33ページでございます。2項 3目 1節 農業費補助金の農業体質強化基盤整備促進事業補助金の3,000万円の減額は、暗渠等の農業基盤整備事業について平成25年度の国の交付金が配分されなかったためであります。下段のほうになりますが、4項 1目 1節 社会資本整備総合交付金の開陽中央線道路

整備事業交付金 1, 560 万円の減額は、国の交付金の配分が見込みより減額となったためであります。建築物耐震改修等事業費交付金の 86 万円の追加は、当初東藻琴高校の耐震化に係る設計分を予定しておりましたが、さらに大空町教育文化会館の耐震化に係る設計委託料も交付金の対象となったことから追加しております。地域住宅交付金の 3, 214 万 5, 000 円の追加は、中央さくら団地整備事業の平成 25 年度分については、北海道の地域加算が見込みより 744 万 5, 000 円増額となりました。また、国の経済対策による追加分が 2, 470 万円ありますので、合わせて 3, 214 万 5, 000 円の追加となっており、橋梁補修等事業交付金 650 万円の追加は、国の経済対策によるものであります。その他の交付金については、事業費確定による減額で、社会資本整備総合交付金全体では 2, 031 万 7, 000 円の追加となっております。

15 款 1 項 1 目 1 節 社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定負担金は歳出で説明をしましたが、国民健康保険特別会計繰出金に係る保険基盤安定のための法定繰り入れのための、道負担金が 148 万 3, 000 円追加となるものであります。

35 ページでございます。2 項 1 目 1 節 総務管理費補助金の地域づくり総合交付金から 111 万 8, 000 円を減額しておりますが、地域再生加速事業として地域交通体系実証実験や乗り合いタクシー試験運行等を行いましたが、北海道の交付金の配分が減額となっております。下段のほうになりますが、5 目 1 節 農業費補助金の食料供給基盤強化特別対策事業補助金から 174 万 6, 000 円を減額しております。北海道のパワーアップ補助金ですけれども、事業費の確定により減額となっております。農地集積協力金に 299 万円を追加しておりますが、歳出で説明をしましたが、農地を貸し出す方に対する協力金として国から北海道を経由して補助されるものであります。2 節 林業費補助金の森林環境保全整備事業補助金から 175 万 3, 000 円を減額しておりますが、公有林整備の事業費確定による減額であります。森林整備加速化・林業再生事業補助金 150 万円は、女満別小学校の周りにあった木を材料として外構工事の一部として木の柵を設置しましたが、公共施設整備に地域材を利用した場合に国の補助の対象となり、北海道を経由して補助されることになりました。さらに、森林整備加速化・林業再生交付金 120 万円は、北海道が同様の趣旨で設置している基金の対象にもなり、追加してございます。

37 ページです。中段から少し下になりますが、16 款 2 項 1 目 1 節 立木売り払い収入に 370 万 7, 000 円を追加しておりますが、町有林整備につきまして、当初では択伐方式で素材売り払い代を見込みましたが、択伐方式から立木売り払い方式に変更し増額となり、さらに入札の結果でも増額となっております。したがって、1 行飛びまして、その下の素材売り払い代の 175 万 7, 000 円の減額は、立木売り払い代にまいりましたので減額となっております。次に、土地売り払い代ですが、202 万 1, 000 円を追加しております。住吉地区の旧網走川河川用地につきまして、地域の農家の方に売り払いすることとなり、184 万 9, 000 円と、その他、空港線の道路整備に伴う売り払いな

ど21万2,000円がありますので、合わせて202万1,000円の追加をしております。

17款 1項 1目 1節の一般寄附金に517万円を追加しております。個人9件と団体1件の計10件から御寄附がございました。

39ページです。中段から少し下になりますが、20款 4項 9目 1節 雑入の中の女満別高等学校寄宿舎給食費から620万9,000円を減額しておりますが、入寮生徒の見込み減のためであります。備考資金組合災害支消金1,800万円の減額は、歳出で説明したように災害復旧費のため予定をしておりましたが、今回の財源調整の結果、支消しなくてもよくなりましたので、全額減額してございます。食料供給基盤強化特別対策事業負担金269万円の追加は、農村基盤整備において、網走市と美幌町の農家の方が、女満別東部高台地区で事業を行っておりますが、そのパワーアップ事業に係る負担金を網走市と美幌町から負担していただくものであります。

21款 町債につきましては、第4表で説明したとおりなので省略をさせていただきますと思います。

なお、地方譲与税、地方交付税、地方債など、3月下旬でないとわからない経費につきましては、例年どおり専決処分とさせていただきますと思っていますので、御了承いただきたいと思います。

以上で、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
1番、品田好博議員。

◇品田議員 歳入歳出、一緒でよろしいですか。

◇議 長 いいです。

◇品田議員 歳入についてですが、29ページ、それぞれ町民税、固定資産税の滞納繰り越し分についてですけども、8月末までの内容については説明をいただいているのですが、その後、どのような滞納の入金といいますか、進んでいるのか。これでは、ちょっとわからないのですが、かなりスピードアップをして進んでいるのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それと91ページ、同じく土木使用料。課長は滞納繰り越し分は増額になっているということですので、一連の動きの中でふえたものなのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

39ページ、女満別高等学校寄宿舎給食費620万9,000円の減となっておりますが、入寮者の退去があったというふうに聞いておりますが、記憶にある限りでは、総務文教厚生常任委員会ではふれられなかったのですが、今現在どういう状況にあるのか。

歳出であります、63ページ、子宮頸がんワクチン接種委託料、これは積極的勧奨をしないということでありまして、減になっているということでもあります、実績として、ワクチンを接種した子供たちがいるのかどうなのか、どのくらいの数なのか。

75ページ、ポイントカード事業についても御説明がありましたけれども、商店会が50万円を寄附金したということの見返りといえますか、事業補助金を100万にしたと。その前提では、イベント協力報償費が50万円減額になっているのですが、この報償費は多分、そらっきーの買い高が200万円を越えなかったということの減額だと思っていますけども、その辺のことをもう少し。

93ページ、体育施設一般管理費のグラウンド緑地化工事ということで、女満別運動公園のことでよろしいのですか。

以上、説明を求めたいと思います。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 初めに、町税の滞納にかかわります現在の収納状況でございます。町民税につきましては、1月末現在での収納状況でございます。224万2,000円の収納となっております。前回お示しいたしました8月末現在の収入は59万8,000円ということで、お示ししております。御参考までに、平成24年度の収入につきましては273万円でございます。また、法人町民税であります。1月末現在の収納状況につきましては24万円、前回の8月末では24万円でございます。平成24年度につきましては、収入がございませんでした。固定資産税でございます。1月末現在におきましては185万円でございます。8月末現在では123万円でございます。平成24年度中の収入につきましては、524万円となっております。軽自動車税でございます。1月末現在につきましては6万7,000円、8月末現在では3万円でございます。平成24年度中の収納状況につきましては、14万4,000円でございます。それぞれ現在も徴収に当たって、担当職員のほうで電話、それから通知等を行いながら、実施しております。また、預金調査、給与の調査等を行いながら、また、預金の差押さえ等も実施しながら、回収のほうに努めてございます。

それから2つ目の御質問なのですが、ちょっと、91ページというようなことでお聞きをしたのですが、31ページの土木使用料だと思います。同じように、町営住宅の関係であります。滞納繰り越し分でございますが、1月末現在では310万円の収入となっております。8月末でお示ししました収入額につきましては、150万円というような状況でございました。平成24年度の収入につきましては、400万円の収入というふうになってございます。こちらのほうにつきましても、滞納されている方と面談を行いながら、収納に向けて対応しているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課 女満別高等学校生徒寄宿舎の入居の状況でございます。予算計上といたしましては、30名入居ということで当初予定をしておりました。結果、4月については生徒28名が入居、入寮されたところでございますが、大会等が終了いたしまして3年生が退寮、また生徒さんで実際に退寮届があつて、1年生、2年生が一部退寮したということで、現在につきましては3年生が1名、2年生が10名、1年生が7名への18名の入寮の状況となっております。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 それでは63ページの上段になりますが、子宮頸がんワクチンの接種の状況ということでございます。子宮頸がんワクチンにつきましては、昨年の7月から定期予防接種に変更となっておりますが、6月に子宮頸がんによる接種を受けた方に後遺症が出ているというようなことがありまして、積極的な接種を行わないようにということで、大空町におきましても国から通知をいただきまして、直ちに、それぞれ該当の方に通知をさせていただいたところでございます。それまでに既に、ちょっと接種済みの人数というのは押さえておりませんでした。申しわけありませんが、それまでに既に受けていた方もおりますけれど、その後の接種をされている方もおられます。四、五名の方は、その通知を行った後にも接種をしているという状況になってございます。ただ、こちらのほうの接種につきましては、あくまでもお医者さんのほうから、ドクターのほうからその後遺症等のことについて、接種を希望される方にお話をした上で、了解の上で接種をしていただいているというような状況になってございます。

以上でございます。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 75ページのそらっきーポイントカードの関係でございますけれども、そらっきーポイントカード会に、大空町が指定する事業に参加をした方にポイントを発行するという事業でございます。平成25年度につきましては、順調に発行をしていたのですが、当初より参加数が見込みよりちょっと少ないということで50万円ほど残が出るということでございますので、商工会、商店会からいただきました寄附金50万円と合わせて予算を組み替えまして、100万円ということで商工振興に当てていただくというような予算でございます。

◇議 長 丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 93ページの下段のグラウンド緑地化工事の関係でございますけれども、これにつきましては、女満別地区の女満別運動公園の多目的グラウンドの

緑地化に係る工事の執行残でございますので、よろしくお願いします。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

あとは、1 問 1 答でいってください。一つ一つね。

◇品田議員 8 月までのやつを私は、今残念ながら持ってきていませんので、細かい対比で言われても、ちょっとわからないのですが。端的に、その後の収納状況は良好であるというふうな、滞納額については計画どおりといたしますか、良好に進んでいるというふうな認識でよろしいですか、簡単に。

◇議 長 藤田住民課長。

◇住民課長 計画どおりいかない部分もあるかと思いますが、やれることを実施しているということで御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 寄宿者の件ですが、新寄宿者 18 名、使用は今、3 年生が 1 名、2 年生が 10 名、1 年生が 7 名の 18 名ということで、全て新しいところに入っているというふうな認識でよろしいですか、古いほうには 1 人もいないと。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 寄宿舎につきましては、古い従来の寄宿舎と新しく建てた寄宿舎の 2 棟がございますけれども、18 名のうち、全員が新しい寄宿舎に入っているという状況ではなく、旧宿舎と新しい寄宿舎、それぞれに分けて入居をしている状況でございます。その入居の部屋の生徒さん方の割り振りににつきましては、学校の野球部の顧問の先生、主に野球部の生徒さんが入っておりますので、その野球部の顧問の先生方と協議をして決めている状況でございます。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 古いほうと新しいほうを兼ねて使っているということでありませうけれども、キャパシティ以内で収まっているのであれば、古いほうも何か水漏れの部屋が 1 部屋ありますので、せっかく新しいところなので、18 名入ったほうがいいのかどうかと、私は考えているのですけれど。新 1 年生が入ってくるといっても、それだけ空いていれば、新しいところに入っていだけるほうがいいのではないかなと、私は単純に思うのですけれども、いろいろ協議ということ、子供たちはそういう要望はないのですか。

◇議 長 佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 入寮されている生徒さんからは、どこの部屋という要望とかは聞いておりません。また、今現在１８名ですけれども、新１年生となる生徒さん方で入寮された場合については、また２０名以上の入寮者の状況となります。従来から使っている、その入寮体制で進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

◇議 長 １番、品田好博議員。

◇品田議員 それでは、子宮頸がん、これも大分社会問題化しつつありますので、いつまでも積極的勧奨はしないというふうな考え方でいいのかどうなのか、副作用被害の救済を求める団体が発足したというニュースもありますし、小さなことにしておけないんじゃないかなという感じがするわけです。あとは、積極的勧奨をするときにお医者さん任せ、あとは自分次第ですよという形で、本来いいものなのか。実際、あれから大分経っていますけれども、女満別地区にはそういう対象者がおられないということは、幸いなものけれども、全国的に見て、大きな問題になってきつつあるなと私は認識をしているわけでありましてけれども。やっぱり行政側としては、効果と費用という側面だけで捉えているけれども、動物の実験ではありませんので、やっぱりしっかりとしたスタンスを持つべきでないのかというふうな気がしておるわけですが、課長、その辺どういうふうな考え方をしていますか。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 子宮頸がんワクチンにつきましては、国のほうで定期予防接種にしているということ、それから国のほうでも全国的な後遺症の発生の状況を鑑みまして検討会を開催しながら、子宮頸がんワクチンが何でそうなっているのかという原因を研究している、また、検討しているということでお聞きをしております。直近で行われた会議の中でも、これをどうするかということで、解除するかという話もありましたけれど、その分については様子を見るということで見送りされているということもお聞きをしておりますので、国の検討会議の結果を踏まえながら、対処してまいりたいと考えております。現在は、積極的勧奨をしないということで国からの指示もきておりますので、そのことで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 １番、品田好博議員。

◇品田議員 続きまして、ポイントカードでございますけれども、今課長さんから説

明をいただきまして、大変ありがたい御配慮だと私は評価をしておるのですが、時期的な問題としては本来、課長さんも御存じだと思いますけれども、小売業のメーンは、やっぱり歳末、中元というふうな大きな時期が、セールスにおいて大きな捉え方があります。その中で、そういうそらっきーポイントカード会の予算などを見ましても、従来、やはり中元と歳末に多く賞金をかけると、かけたいということだけれども、そのイベント費が手に入らないといえますか、そういう状況があります。ですから、結果的に満点にならないかぎり、金を払う必要はないのですけれども。そういう間の滞蔵金運用を図ってイベントをやるべしというふうな私は考え方でやっておりましたけれども、どうしても、おっかなくて使えないというふうなことで、オオカミが出るみたいな発想で、小さく構えちゃっているという考え方が私はあるように思うのですけれども。御援助願えるのであれば、本当にこの11月のビックイベント、抽選に100万円の賞金を増額してくれたら、本当によかったなというふうな私は考え方があるので、ちょっとタイミングがあな時期に、11月、12月の時点で、200万円をいかないということは課長さんも大体握っておられたし、その辺のところから商業振興協議会でも私は発言をさせてもらいましたけれども、本当はあの時期に決断をしていただければ、歳末のイベントによい影響を与えたんじゃないかなと。1番、やっぱり歳末の抽選会には町民の皆さん方はお越しになられますし、帰郷された子供たちも来てくれるし、私も手伝っておりましたけれども、にぎやかな会場、本当に寂しい商店街になりましたけれども、その日だけはにぎやかだなと。でも、賞金が小さいなというふうな考え方を持ってお手伝いをさせていただいたところでございますので、今回はこれでありまして、ぜひ、ことしの、平成26年の12月には、そういった協力をいただきたいなと。人が集まるとき、帰ってくるときに大きく迎えてあげてもらいたいという気持ちもありますし、タイミングをずらさないで考えていただければと考えているので、課長さんの御意見もまた拝聴したいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 町が発行しているそらっきーポイントカードなのですが、地域の活性化、またボランティア、町勢の振興ということで発行しているわけでございます。そらっきーポイントカード会では夏、それからまた秋と、それぞれイベントを開いて大変好評だというふうに伺っております。また、歳末につきましては、町としてもプレミアム商品券というような形で支援をさせていただいているところでございますが、ことしのお正月のイベント、私もちょっと参加をさせていただいたのですけれども、そのときは、そらっきーポイントカードのラリーというような形で、大変行列ができていたということで嬉しく思っているところでございます。今回につきましては、当初組んだそらっきーポイントカードの執行残での対応ということですので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 最後になりますが、多目的グラウンドの緑地化。私は、よくあそこを朝、散歩をさせていただきます。課長さんにも電話を入れたことがあるのですが、どうも芝の生え具合が、よろしくないじゃないか。手当をしないで大丈夫かと、これで雪をかぶって春になってきて大したことがないというふうな状況になるのではないかという形で、一報を入れたことがありますけれども、その辺の検証などをしていただけたのでしょうか。

◇議 長 丹治生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 この工事につきましては、昨年実施をしまして、最終的に使える時期につきましては、平成26年の8月から使えるような形で、それまでには芝も何回かメンテナンスをしまして生え揃うような形で工事担当の者と進めておりますので、よろしくお願いします。

◇品田議員 以上で終わります。

◇議 長 そのほか質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第4号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号 平成25年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため休憩します。
風雪が強くなっておりますので、暴風雪災害対策連絡会議を昼に開催するということですので、午後1時30分からとします。
再開は、ブザーをもってお知らせします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第5号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇大槻課長 議案書105ページをお開きください。「議案第5号 平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」

平成25年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ919万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,474万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二

107ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 国民健康保険税から451万5,000円を減額、2款 国庫支出金から389万円を減額、3款 療養給付費交付金に326万2,000円を追加、4款 前期高齢者交付金から35万4,000円を減額、5款 道支出金に524万3,000円を追加、6款 共同事業交付金から1,316万8,000円を減額、7款 財産収入に2万6,000円を追加、8款 繰入金に2,140万8,000円を追加、10款 諸収入に118万7,000円を追加いたしまして、歳入合計は919万9,000円を追加し、11億6,474万6,000円とするものでございます。

108ページ、歳出でございます。1款 総務費に107万5,000円を追加、2款 保険給付費に1,749万8,000円を追加、7款 共同事業拠出金から784万円を減額、8款 保健事業費から156万円を減額、9款 財政調整基金費に2万6,000円を追加いたしまして、歳出合計は919万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので116ページ、117ページをお開きください。今回の補正につきましては、年度末に向けて実行予算を実施したものであり、執行残等により整理したものは説明を省略させていただきます。主に増額部分を説明させていただきますので、御了承賜りますようお願いいたします。

1款 1項 1目 一般管理費 12節 役務費に、郵便料として2万2,000円の追加でございます。70歳から74歳の方の医療費自己負担割合を2割から1割に軽減する特例措置が継続することとなったため、受給者証更新の案内

に要する郵便料を追加するものでございます。１３節 委託料に国保システム改修委託料として、１３０万５，０００円の追加でございます。７０歳から７４歳の医療費自己負担割合を２割から１割に変更する特例措置が講じられておりましたが、新年度より新たに７０歳に到達されている方から本則の２割負担となるため、システム改修及びウィンドウズＸＰのサポート終了に伴うシステムの改修に要する経費を追加するものでございます。

２款 １項 １目 一般被保険者療養給付費に１，４３０万４，０００円の追加でございます。１月支払い分までで予算額の７２％を支出しており、残り３カ月分の支出に不足が予想されますことから追加するものでございます。２項 １目 一般被保険者高額療養費に３１９万４，０００円の追加でございます。一般被保険者高額療養費につきましては、不足が見込まれましたことから、過去３年間の実績に基づき１２月に補正予算を計上させていただきましたが、さらなる不足が予想されることから追加するものでございます。

１１８ページ、１１９ページ、８款 １項 ２目 特定健康診査等事業費、１２０ページ、１２１ページ、１４節 使用料及び賃借料の国保連合会のシステムライセンス使用料に１万９，０００円の追加でございます。国保連合会のシステムの更新が行われ、３月より運用開始となったため追加するものでございます。

９款 １項 １目 財政調整基金費 ２５節 積立金に国民健康保険基金積立金として２万６，０００円の追加でございます。国民健康保険基金預金利息が追加となったため、積み立てを行おうとするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので１１２ページ、１１３ページを開きください。１款 １項 １目 一般被保険者国民健康保険税から３０９万円、２目 退職被保険者国民健康保険税から１４２万５，０００円の減額でございます。実績見込みにより増減額するものでございます。

２款 ２項 １目 １節 財政調整交付金に特別調整交付金として８６万４，０００円の追加でございます。当初見込んでいた非自発的失業者税軽減相当分６４万円がゼロとなりましたが、国保事業報告システム改修費９９万８，０００円、非扶養者税額減免相当分１６万９，０００円、前期高齢者負担割合変更分３１万８，０００円が追加となったため、差し引き８６万４，０００円を追加するものでございます。３目 １節 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に３万円の追加でございます。受給者証更新に要する郵便料の追加に伴い増額するものでございます。

１１４ページ、１１５ページ、３款 １項 １目 １節 現年度療養給付費交付金に３２６万２，０００円の追加でございます。一般被保険者療養給付費の追加に伴い増額するものでございます。

５款 ２項 １目 １節 財政調整交付金ですが、普通調整交付金に６５万２，０００円の追加でございます。療養給付費の支出がふえたことに伴い増加するものでございます。特別調整交付金として５５９万１，０００円の追加でございます。当初見込んでいました収納率確保控除５００万円と医療費適正化対策分９２万３，０００円が減額となりましたが、レセプト点検分１７５万円、共同事業

拠出金超過分補填 9 6 5 万 4, 0 0 0 円が増額となったことから、差し引き 5 5 9 万 1, 0 0 0 円を追加するものでございます。

6 款 1 項 1 目 1 節 共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金に 1, 5 0 6 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。8 0 万円以上の高額医療費がふえたため、追加するものでございます。

7 款 1 項 1 目 1 節 利子及び配当金に国民健康保険基金預金利子として 2 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。預金利子の増額による追加でございます。

8 款 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金として 2 1 1 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。保険税の軽減相当額を一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金が増加したことにより追加するものでございます。2 項 1 目 1 節 国民健康保険基金繰入金に 1, 9 2 9 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

1 0 款 2 項 1 目 1 節 預金利子に歳計現金預金利子として、1 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。実績により追加するものでございます。3 項 1 目 1 節 一般被保険者第三者納付金に 2 8 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。国保会計で支出していましたが交通事故による事業費相当分が、加害者から納付されたため追加するものでございます。3 目 1 節 一般被保険者返納金として 8 8 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。他保険加入者が誤って国保で受診した治療費相当額の返納があったため追加するものでございます。

以上で、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 号 平成 2 5 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号 平成 2 5 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 3 議案第 6 号

◇議 長 日程第 13、議案第 6 号 平成 25 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇大槻課長 議案書 123 ページをお開きください。「議案第 6 号 平成 25 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

平成 25 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 164 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 193 万 4,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 3 月 6 日提出 大空町長 山下英二

125 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款 後期高齢者医療保険料に 326 万 1,000 円を追加、2 款 繰入金から 159 万 2,000 円を減額、3 款 繰越金に 22 万 3,000 円を追加、4 款 諸収入から 25 万円を減額いたしまして、歳入合計は 164 万 2,000 円を増額し、1 億 193 万 4,000 円とするものでございます。

126 ページ、歳出でございます。1 款 総務費から 29 万 6,000 円を減額、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金に 218 万 8,000 円を追加、3 款 諸支出金から 25 万円を減額いたしまして、歳出合計は 164 万 2,000 円を増額し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますで、132 ページ、133 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 一般管理費 9 節 旅費、11 節 需用費、12 節 役務費から 25 万 8,000 円の減額でございます。実績見込みにより減額するものでございます。2 項 1 目 徴收費 12 節 役務費から 3 万 8,000 円の減額でございます。後期高齢者医療保険者証や納付書の送付に要する郵便料が当初見込んでいた単価より安くなったことから、減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金 19 節 負担金補助及び交付金に後期高齢者医療広域連合納付金として 218 万 8,000 円の追加でございます。歳入で後期高齢者医療保険料が追加となったため、追加するものでございます。

3 款 1 項 1 目 保険料還付金 23 節 償還金利子及び割引料から 25 万円の減額でございます。年度を越えた還付が当初計画より少なかったため減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、130 ページ、131 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 1 節 特別徴収保険料に 178 万 4,000

0 円の増額、2 目 普通徴収保険料 1 節 現年度分に 1 4 7 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。実績見込みにより増額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 節 事務費繰入金から 1 0 7 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。財政調整のため減額するものでございます。2 目 1 節 保険基盤安定繰入金から 5 1 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。実績により減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節 前年度繰越金に 2 2 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。前年度繰越金を予算化するものでございます。

4 款 2 項 1 目 1 節 保険料還付金から 2 5 万円の減額でございます。年度を超えた還付が見込みを下回ったため減額するものでございます。

以上で、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 6 号 平成 2 5 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 6 号 平成 2 5 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 7 号

◇議 長 日程第 1 4、議案第 7 号 平成 2 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇大槻課長 議案書 1 3 5 ページをお開きください。「議案第 7 号 平成 2 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)」

平成 2 5 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 9

万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,034万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二

137ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 保険料に182万7,000円を追加、3款 国庫支出金に48万3,000円を追加、4款 支払い基金交付金に28万2,000円を追加、5款 道支出金に12万2,000円を追加、7款 繰入金から132万円を減額いたしまして、歳入合計は139万4,000円を追加し、6億7,034万7,000円とするものでございます。

138ページ、歳出でございます。1款 総務費に42万円を追加、2款 保険給付費に97万4,000円を追加いたしまして、歳出合計は139万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので、144ページ、145ページをお開きください。1款 1項 1目 一般管理費に42万円の追加でございます。消費税率改正に伴い、介護保険システムの改修に要する経費を追加するものでございます。

2款 1項 5目 居宅介護サービス計画給付費に57万6,000円の追加でございます。居宅介護サービス計画の作成件数が当初予定を上回るため追加するものでございます。2項 1目 介護予防サービス給付費に36万1,000円の追加でございます。デイサービスの利用者がふえたため追加するものでございます。3項 1目 審査支払い手数料に、3万7,000円の追加でございます。介護サービスの給付費の対象者がふえたため追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、142ページ、143ページをお開きください。1款 1項 1目 1節 介護保険料現年課料分に159万6,000円、2節 滞納繰り越し分に23万1,000円の追加でございます。実績見込みにより追加するものでございます。

3款 1項 1目 1節 現年度分介護給付費負担金に19万5,000円、2項 1目 1節 現年度分調整交付金に7万8,000円、3目 1節 介護保険制度改正システム改修事業補助金に21万円、4款 1項 1目 1節 現年度分介護給付費交付金に28万2,000円、5款 1項 1目 1節 現年度分介護給付費負担金に12万2,000円、7款 1項 1目 1節 介護給付費繰入金に33万円の追加でございます。歳出で説明申し上げましたように、給付費が増額となったため追加するものでございます。2項 1目 1節 介護保険基金繰入金から165万円の減額でございます。今回の補正の財源調整のため繰入額を減額するものでございます。

以上で、補正予算の内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第7号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号 平成25年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

◇議 長 日程第15、議案第8号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇大槻課長 議案書147ページを開きください。「議案第8号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)

平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ844万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

149ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 サービス収入に98万6,000円を追加、2款 繰入金から122万4,000円を減額、3款 繰越金に19万7,000円を追加いたしまして、歳入合計は4万1,000円を減額し、844万7,000円とするものでございます。

150ページ、歳出でございます。1款 サービス事業費から4万1,000円を減額いたしまして、歳出合計は4万1,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明申し上げますので156ページ、157ページをお開きください。1款 1項 1目 介護予防支援事業費 13節 委託料ですが、介護予防支援計画作成委託料から4万1,000円の減額でございます。町外利用の介護予防計画作成が見込みより下回ったため減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので154ページ、155ページをお開きください。1款 1項 1目 1節 介護予防サービス計画収入98万6,000円の追加でございます。介護予防サービス計画の作成が当初よりふえたため増額するものでございます。

2款 1項 1目 一般会計繰入金から122万4,000の減額でございます。収入がふえ歳出が減額となったため、財源調整のため減額するものでございます。

3款 1項 1目 1節 前年度繰越金に19万7,000円の追加でございます。前年度繰越金を予算化するものでございます。

以上で、補正予算内容について説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第8号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号 平成25年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

◇議 長 日程第16、議案第9号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書159ページでございます。「平成25年度大空町簡易水道事業

特別会計補正予算（第２号）

平成２５年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，００７万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億４，１８４万４，０００円とする。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二

１６０ページ、第１表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款 使用料及び手数料から１４４万８，０００円を減額、３款 繰入金から２，０５４万２，０００円を減額、４款 繰越金に５７６万円を追加、５款 諸収入から７４万１，０００円を減額、６款 町債から１，３１０万円を減額し、歳入合計は３，００７万１，０００円を減額し、３億４，１８４万４，０００円とするものです。

１６１ページ、歳出です。１款 総務費から２，９７０万１，０００円を減額、２款 公債費から３７万円を減額し、歳出合計は３，００７万１，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

１６２ページ、第２表 地方債補正です。１ 変更です。起債の目的、女満別本町地区簡易水道事業債、限度額１，４４０万円に３４０万円を追加し、１，７８０万円とするものです。補正の理由といたしましては、当初予算において起債の対象としていなかった町道湖南線等における水道管移設設計委託費用が起債の対象となりましたことから追加するものでございます。

次に、起債の目的、東藻琴地区簡易水道事業債につきましては、限度額２，２００万円から１，６５０万円を減額し、５５０万円とするものです。理由は、道道網走川湯線の改良工事に伴い、水道管移設を予定しておりましたが、道道の工事が施行されず、水道管移設もできなくなったことによります減額でございます。以上、申し上げました２本の事業債に係る起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

続きまして、１６３ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先に歳出から御説明申し上げますので、１６８ページ、１６９ページをお開き願いたいと思います。１款 １項 １目 一般管理費、職員給与等は全体で１９万９，０００円を減額するものでございます。２節 給料１万５，０００円の減額、３節 職員手当等１８万４，０００円につきましては、予算の精算による減額でございます。簡易水道一般管理事業は、全体で８９万７，０００円を追加するものでございます。１節 報酬２万７，０００円の減額から１３節 委託料２９万５，０００円の減額までにつきましては、予算の精算による減額でございます。２７節 消費税及び地方消費税１２３万１，０００円の追加につきましては、課税仕入れの額が減少したことによります消費税の追加でございます。１款

2項 1目 施設管理費、簡易水道施設管理費は全体で298万2,000円を減額するものでございます。12節 役務費46万8,000円の減額につきましては、電話料及び水道検査料に係る予算精算による減額でございます。13節 委託料42万5,000円の減額、15節 工事請負費67万3,000円の減額、18節 備品購入費141万6,000円の減額につきましては、執行残に伴う減額でございます。1款 2項 2目 建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業は全体で445万1,000円を減額するものでございます。9節 旅費1万6,000の減額は、予算精算による減額、13節 委託料23万8,000円の減額、15節 工事請負費419万7,000円の減額につきましては、執行残に伴う減額でございます。女満別高台地区簡易水道整備事業は、全体で250万円を減額するものであります。13節 委託料50万円の減額につきましては、執行残に伴うものでございます。15節 工事請負費200万円の減額につきましては、町道開陽中央線の改良工事に伴う水道管移設を予定しておりましたが、当該工事、改良工事における国費の配当が予想より少なかったことから、事業内容を縮小し施行したため、水道管の移設をしようとする区間の工事ができなかったことによるものでございます。東藻琴地区簡易水道整備事業につきましては、2,046万6,000円を減額するものでございます。13節 委託料35万4,000の減額は、執行残に伴う減額でございます。15節 工事請負費2,011万2,000円の減額につきましては、道道網走川湯線の改良工事に伴う水道管移設工事を予定しておりましたが、当該改良工事が施行されなかったことから、水道管の移設工事ができなかったものでございます。

2款 1項 2目 利子、地方債償還利子につきましては、37万円を減額するものでございます。地方債利子償還金の利率確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、166ページ、167ページの2歳入でございます。1款 1項 1目 使用料、給水使用料は152万3,000円の減額でございます。利用件数の減及び使用水量の減に伴います減額補正でございます。

1款 2項 1目 手数料、工事検査手数料は7万5,000円の追加でございます。住宅新築等などが今年度多く、水道の新設、撤去などの増によるものでございます。

3款 1項 1目 一般会計繰入金2,054万2,000円の減額は、歳出減に伴います一般会計への戻し入れをするものでございます。

4款 1項 1目 繰越金、前年度繰越金は576万円を追加するものでございます。平成24年度決算における繰越金の額の確定によるものでございます。

5款 2項 1目 雑入74万1,000円の減額は、道道女満別空港線の改良工事に伴う水道管移設補償金の確定によるものでございます。

6款 1項 1目 簡易水道事業債、女満別本町地区簡易水道事業債は340万円の追加、東藻琴地区簡易水道債は1,650万円の減額であります。補正理由につきましては、地方債補正のときに説明をしたとおりでございます。

以上、補正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜り

ますようよろしく願いをいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
1 番、品田好博議員。

◇品田議員 歳入であります。給水料金の152万3,000円の減とありますが、課長の説明のとおり利用減ということもあったでしょうけれども、この会計では、水道料滞納額という税金ではございませんので、一般給水料金の中に入っているというふうなシステムだと思いますけれども、滞納についても、この中に位置するものですか。どのぐらいなのか、給水の現年度分だけではなくて、滞納のあれも入っていると思いますから、その説明をいただきたいと思います。

それと同じページです、一般会計繰入金、これも課長さん、こないだの答弁で、8月のお知らせ号で我が町の水道事業ということで明快に出されておりましたけれども、法定外繰入金のウエートがあると思うんですが、この繰入金の中は、そういうふうに解釈してよろしいですか。歳出減ということでおっしゃいましたけれども、それでよろしいのか、聞きたいです。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 まず、1点目の給水料の中に滞納繰越金の額が占めるかどうかというお話かと思います。この分につきましては、当然、現年度分、過年度分等の繰り越し分の全てが入っての減額になります。それで、先ほど申し上げましたとおり、今回減額をさせていただく内容につきましては、総体の中での現年度分の中での利用量、利用者数の減、それから利用水量の減ということの減額となっております。滞納分につきましては、繰り越したものはそのまま載っておりますので、今回の減額につきましては、そちらの給水等の減、量の減、件数の減ということになろうかと思います。

もう一点のほうの、繰り入れの中に基準外繰入金が入っているかということにつきましては、数字がちょっとわかりませんが、最終的にはこの中に基準外も入ってくるものだというふうに思います。その内訳につきましては、ちょっとこちらのほうで今数字はわかりませんので、お伝えできかねますので、内容的にはちょっと時間をいただいた中で、説明をさせていただくことになろうかと思います。それと、最終的には基準外繰入金と基準内繰入金ということで、ルール分とそれ以外というようなことになろうかと思いますので、その分は入っているということになろうかと思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 私もこの間の課長の説明でわかったつもりでいるのですが、予算には法定外、いわゆる基準内、基準外という形で明快に出しているわけではないので

す。結果的な予算の中では、繰入金という１本でやっておられます。ですけれど、こないだのお知らせ号の中には、そういった説明があって、わかりやすかったなど。町民の方々もあれを見て、赤字だったんだねという話を、私は確認を求められて恥ずかしい思いをしたところなのですけれども。町民が、まずもって認識をしていないということが重要なことなんだろうなというふうに思いまして、興味を持っていたのですけれども。過日、第４回大空町給排水事業経営審議会が３月５日に東藻琴地区で行われまして、傍聴に行けなかったのですけれども、今、参考資料を届けてもらいましたけれども、お知らせ号より難しい内容でございますので、質問に至ったわけでございますけれども。平成２５年の予算の中で、いわゆる基準外繰入金というのは、どのくらい想定をしておられたのですか。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 ２時１１分

再開 午後 ２時１４分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第１６、議案第９号の議事を続けます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 ただいまの御質問ですけれども、平成２５年度中の基準外繰入金の額ということでございます。当初、予算で見えております繰入金につきましては、１億６，６９０万円でございます。そのうち、基準外繰入金につきましては５，９５１万３，０００円、基準内繰入金につきましては１億７３８万７，０００の予定を当初予算でしてございます。

◇議 長 １番、品田好博議員。

◇品田議員 平成２４年度の決算は、こないだの町のおしらせ号で５，２００万円ということだったかと思えますけれども、平成２５年度は５，９００万なにがしという形で、単年度であって常時こういう形になっているのだということの理解をしたところでございますけれども。給排水事業経営審議会委員の皆さんは、十何人ということでもありますけれども、かなり難しい勉強をなさって、理解をなさっているのだろーと思えますけれども。いつまでもこのような形を続けるわけにはいかない、いろんな事情があると思えますけれども、公営企業の会計のあり方というものについて、いろいろあるのではなかろうかと思えますけれども、その辺の話と料金の改定を含んだ考え方、また、他町村と比べて、どういう位置にあるのかというふうなことを、ちょっとお聞かせ願えればと思いますが。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 平成24年度の繰入金から平成25年度の基準外繰入金につきましては、ふえているということで、その部分については、解消していかなければというふうには思っています。現在、水道料金の見直しについて、給排水事業経営審議会のほうで検討をいただいております。近々、結果を出していただけるというふうに思っていますけども、今現在審議をいただいているところでございます。また、特別会計につきましては、簡易水道事業特別会計、それから下水道事業特別会計も同じですけれども、国のほうで公営企業会計のほうに移行するというので、今現在、国のほうでその方針について検討をいたしております。まだ、結果は出ておりません。現在の状況では、おおよそ平成30年には会計を公営企業会計というようなことに移行するような方針が出そうな状況になってございますので、そういうふうになってきますと、今度繰入金につきましては、不足分につきましては、借入れをした中でやっていかなきゃならないというような状況になってくるかと思います。それも含めまして、今現在、給排水事業経営審議会のほうで料金のあり方について検討をいただいているところでございますので、その結果をいただいて、それぞれ議会のほうで協議をいただきながら、今後進めていくということで考えているところでございます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 新聞紙上を見ましても、網走市なのですが、人口減ということもあります。利用者が減って、利用量も減ってくると、コストがかかっていますから、いわゆる収益的収入が悪くなりますので、それで値上げに踏み切っているというふうな状態。北見市も上水道、どちらでしたか、やはりそのような考え方で、逐次料金を改定しているということなので、その辺でうちの町の、ほかの町の料金を私は知りませんから、ほかの町と比べて平均なのか、高いのか、高くてもまだこれだけの赤字なのか、低いのか、その辺をお聞きしたいなと思っているわけですけども。いずれにしても、今課長が説明したように公営企業会計に移行したときに、そういう一般会計繰入金がなかなか難くなるのだということがあれば、これは料金でしかはね上がってこないわけです。ですから、それがとんでもない額になってしまったら、そのとき町民は、寝耳に水というふうなことになりかねませんので、その辺、しかるべきときというよりは、早いうちにやっぱり町民の理解を得るべく、情報の発信をしていかなければ、また対応していかなければならないと思うのですけれども。そんなにうちの場合は料金を改定して上げてきたというふうに、私はちょっと懐は女房に任せていますのでわかりませんけども、町民の皆さんもまさかこんなに赤字になっているとは、認識はないかと思いますので、その辺の考え方についてちょっと他町村のこともお願いします。

◇議 長 伊藤建設課長。

◇建設課長 ただいまの御質問ですけれども、大空町の水道料金がオホーツク管内的に、どのぐらいのレベルにあるかということでございます。平成25年度の調査の中では、オホーツク管内では、1番高いのが網走市の水道料金かと思います。この分については、10トン当たりの積算をしておりますけれども、大体3,000円ちょっとという数字が出ております。また、最低につきましては、1,200円という数字がございます。女満別地区の水道料金、それから東藻琴地区の水道料金は違っております。女満別地区の水道は、どこの位置かということにつきましては、ほぼ中間の位置、オホーツク管内的にはほぼ中間の位置に位置しております。東藻琴地区につきましては、下から3番目という額になっております。それぞれ水道料金も改定もしてきておりますけれども、ここ20年ほど水道料金の消費税を抜いたほか、基本的な水道の単価については、改定をしてきていないという状況がございます。その関係も現在基準外繰入金がふえてきている要因の一つかと思います。そういう状況もありますので、現在その水道料金の見直しを諮って、今後想定される企業会計への移行に向けて極力基準外繰入金を少なくした中で移行ができるようになれば、スムーズに会計移行ができるのではないかと、借入れをしなくてもいけるのではないかとというようなこともありますので、順次、今、給排水事業経営審議会で協議をいただいているという状況でございます。

◇議 長 品田議員、今、補正予算であって、また来年度の予算はこれから審議に入るので、この考え方は、聞いた程度でどうですか。新年度予算の中で聞いたほうがいいのではないですか。

◇品田議員 わかりました。

◇議 長 そういうことで、よろしくお願いします。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第9号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり各決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 平成25年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

◇議長 日程第17、議案第10号 平成25年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書177ページでございます。「議案第10号 平成25年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」

平成25年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,453万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,242万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

地方債補正、第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

178ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款 分担金及び負担金に51万5,000円を追加、2款 使用料及び手数料から350万3,000円を減額、5款 繰入金から259万2,000円を減額、6款 繰越金に291万2,000円を追加、7款 諸収入から1,576万3,000円を減額、8款 町債から1,610万円を減額し、歳入合計は3,453万1,000円を減額し、3億6,242万2,000円とするものです。

179ページ、歳出です。1款 総務費から3,398万5,000円を減額、2款 公債費から54万6,000円を減額し、歳出合計は3,453万1,000円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

180ページ、第2表 地方債補正、1 変更でございます。起債の目的、下水道事業債、限度額3,260万円から1,610万円を減額し1,650万円とするものでございます。補正の理由につきましては、道道網走川湯線の改良工事に伴い下水道管移設を予定しておりましたけれども、道道の工事が施行されず、下水道管移設ができなくなりましたことから、減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続きまして、181ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先に歳出から御説明申し上げますので、186ページ、187ページをお開き願います。1款 1項 1目 一般管理費、下水道一般管理事業は、総額で25万1,000円の減額でございます。1節 報酬1万3,000円の減額から19節 負担金補助及び交付金1万5,000円の減額までにつきましては、執行残及び精算によるものでございます。1款 1項 2目 施設管理費、下水道施設

管理費は全体で１７４万９，０００円の減額でございます。１２節 役務費３４万１，０００円の減額から１８節 備品購入費６万９，０００円の減額につきましては、執行残及び精算による減額でございます。１款 １項 ３目 建設改良費、污水管渠布設事業につきましては、１３節 委託料２５万円の減額で執行残によるものでございます。改築更新事業につきましては、全体で３，１７３万５，０００円の減額でございます。９節 旅費３万１，０００円の減額から１３節 委託料６５万９，０００円の減額につきましては、執行残及び精算によるものでございます。１５節 工事請負費３，０９５万２，０００円の減額につきましては、道道網走川湯線の改良工事に伴い、下水道管移設を予定しておりましたけれども、道道の工事が施行されませんでしたので、移設工事ができなくなったものでございます。

２款 １項 １目 元金につきましては、財源の振りかえでございます。２款 １項 ２目 利子、地方債償還利子５４万６，０００円の減額につきましては、地方債利子償還金の利率確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、１８４ページ、１８５ページでございます。２ 歳入でございます。１款 １項 １目 受益者負担金等５１万５，０００円の追加につきましては、受益者負担金の一括納付が多かったことによるものでございます。

２款 １項 １目 下水道使用料の３５０万３，０００円の減額につきましては、利用件数の減及び利用水量の減に伴う減額補正でございます。

５款 １項 １目 一般会計繰入金２５９万２，０００円の減額につきましては、歳出減に伴います一般会計への戻し入れをするものでございます。

６款 １項 １目 繰越金 １節の前年度繰越金２９１万２，０００円の追加につきましては、前年度の繰越金全額を繰り入れするものでございます。

７款 １項 １目 雑入の下水道管移設補償費１，５７６万３，０００円の減額につきましては、道道女満別空港線の改良工事に伴います下水道管移設補償金の確定及び道道網走川湯線の改良工事が施行されなかったことにより、下水道管移設が未施工となったことによる減額でございます。

８款 １項 １目 下水道事業債１，６１０万円の減額につきましては、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、補正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１０号 平成２５年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号 平成２５年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１１号

◇議 長 日程第１８、議案第１１号 平成２５年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書１９１ページでございます。「議案第１１号 平成２５年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）」

平成２５年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６６万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２，８６９万８，０００円とする。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

１９３ページでございます。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。２款 繰入金から１５２万５，０００円を減額、３款 繰越金に８６万円を追加し、歳入合計は６６万５，０００円を減額し、２，８６９万８，０００円とするものでございます。

１９４ページ、歳出でございます。１款 総務費から６６万５，０００円を減額し、歳出合計は６６万５，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものでございます。

続きましては、１９５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先に歳出から御説明申し上げますので、２００ページ、２０１ページをお開きください。１款 １項 １目 施設管理費、個別排水処理施設管理費 １３節 委託料６６万５，０００円の減額につきましては、予算精算によるものでございます。

続きまして、１９８ページ、１９９ページ、歳入でございます。２款 １項 １目 一般会計繰入金１５２万５，０００円の減額は、歳出減に伴います一般会計への戻し入れをするものでございます。

３款 １項 １目 繰越金８６万円の追加につきましては、平成２４年度決算

における繰越金の確定によるものでございます。

以上、補正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第11号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号 平成25年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時36分
再開 午後 2時46分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
品田議員から早退の届け出があり、議長が許可いたしました。ただいまの出席議員は11名であります。
以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第19 議案第12号

◇議 長 日程第19、議案第12号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
山本総務課参事。

◇総務課参事 議案書の203ページ目でございます。「議案第12号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。
平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

議案書の205ページ目でございます。今回の事業につきましては、6つの事業を新たに過疎地域自立促進市町村計画に追加をするものでございます。このページの左側の変更後の欄をごらん願いたいと思います。この事業内容の上から4番目でございます。東藻琴地区中山間地域総合整備事業、区画整理、暗渠排水、客土、土壌改良、心土破碎、除れき、防鹿柵、これにつきましては平成26年度から平成32年度までの事業を予定しております。総事業費が3億7,800万円の事業を予定しております。

続きまして、2つ目の事業でございます。その3つ下でございます。女満別南部地区農地整備事業でございます。この事業につきましても区画整理、暗渠排水、客土、土壌改良、心土破碎、農業用排水施設、農地保全の事業でございます。対象地域は女満別地区の中央、大東、大成地区でございます。事業年度は平成26年度から平成33年度までの事業を予定しております。総事業費が3億5,460万円となっております。

続きまして、次のページ、206ページをお開き願いたいと思います。こちらの左項目でございますが、変更後につきましては、観光またはレクリエーション事業のところの上から4番目でございます。女満別運動公園整備事業でございます。こちらにつきましては、野球場の改修実施設計、遊具の改修、それから長寿命化計画に基づきます運動公園の木道、管理塔、トイレ等の整備を予定しております。平成26年度予定事業費は1,999万2,000円を予定しております。

続きまして、207ページ目でございます。207ページ目の上から6番目でございます。本郷西4号北線、改良舗装でございます。改良舗装事業としましては、1,090メートルの改良舗装を予定しております。平成26年度の事業費が3,700万円となっております。

続きまして、同じページの下から2番目でございます。女満別南部地区農地整備事業でございます。これにつきましては、農道の睦橋線1,334メートルの改良を予定しております。事業年度は平成26年度から平成33年度まで、総事業費が3,900万円の事業を予定しております。

続きまして、その下でございます。女満別南部地区農地整備事業でございます。こちらにつきましても農道の整備を予定しております。大成24線、1,052メートルの改良を予定しております。事業年度は平成26年度から平成33年度まで、総事業費は3,040万円を予定しております。

以上、6項目の事業を新たに追加しようとするものがございます。

以上、提案説明をさせていただきましたので、よろしく御審議いただきますよ

うよろしく願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第 2 0 議案第 1 3 号

◇議 長 日程第 2 0、議案第 1 3 号 大空町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 2 0 9 ページをお開き願います。「議案第 1 3 号 大空町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 2 6 年 3 月 6 日提出 大空町長 山下英二」

今回の条例改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の整備と地域主権一括法の整備に伴い、地方公務員法が改正され、職員の修学のための部分休業の期間及び高齢者の部分休業の期間について条例に委任されたことによる改正であります。

参考資料の 1 7 ページをお開き願います。第 2 条第 2 項第 2 号中の「学校教育法第 8 2 条の 2 の規定による専修学校」及び第 3 号の「学校教育法第 8 3 条の規定による各種学校」については、学校教育法の改正に伴い、条文が繰り下がっておりまして、それぞれ「第 1 2 4 条」、「第 1 3 4 条」に改めるものであります。第 3 項については、修学部分休業と高齢者部分休業に関する規定であります。修学部分休業というのは、自主的に自己研さんし、公務員としての能力を高めるため、大学等で学ぶことができるよう修学部分休業の制度が平成 1 6 年度から制定されております。また、高齢者部分休業というのは、定年前の一定の期間、短時間勤務を認めることにより、ボランティア等、地域活動に参画する時間を創出することになるなど、単に個人のライフスタイルの域を超えたさまざまな効果を期待できるということから、定年退職 5 年前から定年退職までの間、勤務時間の短縮を可能とする制度が平成 1 6 年度から制定されております。どちらも 1 週間当たり 2 0 時間まで部分休業をとることができ、その休業期間は減給となる制度であります。地域主権一括法の整備により、地方公務員法で規定していた期間等が撤廃され、条例に委任されました。修学部分休業は、修学に必要と認められる期間として条例に定めることとなり、高齢者部分休業は高年齢として条例で定める年齢に達した職員に改正されたため、条例第 2 条第 3 項を「法第 2 6 条

の２第１項の条例で定める修学に必要なと認められる期間は２年とし、同法第２６条の３第１項の高年齢として条例で定める年齢は、５５歳とする。」と改正するもので、表現方法を変更しておりますが、内容については変わってございません。

また、今回の地域主権一括法の改正に伴う条文の整理としまして、第３条中「調整手当」とありますが、これを「地域手当」に改正しております。名称の変更によるもので、これも内容は変わってございません。地域手当というのは、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に適用されるもので、国の基準により、北海道であれば、札幌市に勤務する場合は該当になります。本町の場合には、北海道庁に１年研修を出す場合に、給料等の３％を地域手当として支給することになっております。

附則としまして、平成２６年４月１日から施行し、経過措置としまして、１８ページですが、「この条例の施行の際現に修学部分休業をしている職員及び高齢者部分休業をしている職員に係る当該部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞き定めた内容の改正後の第２条第１項に規定する修学部分休業又は高齢者部分休業をすることの承認があったものとみなす。」と規定します。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第２１ 議案第１４号

◇議 長 日程第２１ 議案第１４号 北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書２１３ページでございます。「議案第１４号 北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容を御説明申し上げますので、議会定例会参考資料１９ページの新旧対照表をごらん願います。公立の高等学校につきましては、平成２２年に公立高

校等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定により、平成２２年度から授業料の不徴収制度が実施されているところであります。東藻琴高等学校におきましても、北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例を一部改正し、条例中の授業料に関する規定を削り、平成２２年度から授業料を不徴収しているところでございますが、このたび第１８５回国会において、公立高等学校に係る授業料等の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律が成立し、平成２６年４月１日から施行されることになったことに伴い、条例を改正するものでございます。

この改正法の概要につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても、就学支援金の支給の対象としたものであります。また、就学支援金の支給について制限を設け、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要が認められない方や、高等学校等に在籍した期間が通算して３６カ月を超える方については、就学金の支給を対象としないものとしております。

また、この新制度は、平成２６年４月以降に入学する生徒が対象で、現在既に高等学校等に在籍している方は、引き続き改正前の不徴収制度が適用されることになります。

条例改正の内容といたしましては、第１条中「及び入学料（以下「入学検定料等」という。）を「、入学料及び授業料（以下「入学検定料等」という。）」に改めるものです。第６条を第７条とし、第３条から第５条までを１条ずつ繰り下げ、第２条の次に第３条として、休学者等の授業料の規定を加えております。

改正後の法律では、就学支援金の支給は月の初日に在籍している生徒に対して月を単位として支給されるため、休学をした生徒、又は転学等をした生徒で就学支援金の対象にならない月については、授業料を徴収しないこととしたものであります。また、第２条、入学検定料等の額に基づく別表２は、不徴収制度前に東藻琴高等学校が条例に制定し、授業料を徴収していた月額９００円と同額とし、条例に追加するものであります。附則といたしまして、この条例は平成２６年４月１日から施行することとしております。

また、経過措置といたしまして、平成２６年３月３１日において現に北海道東藻琴高等学校の生徒であった者、または平成２６年３月３１日において現に高等学校等の生徒であった者であって、北海道東藻琴高等学校に転学等をしたものに係る授業料の徴収については、この条例による改正後の条例第２条及び第３条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、現在既に高等学校等に在学している方は、引き続き、改正前の制度が適用されるものとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第２２ 議案第１５号

◇議 長 日程第２２、議案第１５号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
伊藤建設課長。

◇建設課長 議案書２１７ページでございます。「議案第１５号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

説明につきましては、参考資料にて御説明申し上げますので、参考資料２１ページをお開き願います。道路占用料につきましては、道路法第３９条において、道路管理者である町が条例で定めることとなっており、その額につきましては、道路法施行令に規定している額を準用しているところでございます。国は、平成２５年１１月に道路占用料を定めている政令の一部を改正し、平成２６年４月１日から施行することとしておりますことから、本町の条例で規定しております道路占用料につきましても、同様な改正をするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正の内容につきましては、別表第２条関係の道路占用料の表を改正後の表のとおり改めるものでございます。主なものといたしまして、第１種電柱につきましては、改正前、１本につきまして４６０円を改正後３１０円に１５０円の減額、また第１種電話柱につきましては、改正前、１本につきましては４１０円を改正後２８０円に１３０円の減額、２２ページのほうになりますけれども、地下ケーブルということで、外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のものにつきましては、改正前、長さ１メートルにつき２５円を改正後につきましては１７円に８円の減額、また下のほうになりますけれども、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものにつきましては、改正前、占用面積１平方メートルにつき１日１０円を改正後８円に２円の減額と改正するものでございます。改正する額につきましては、ほとんどが減額での改正というふうになってございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行につきましては、平成２６年４月１日としてございます。

また、改正後の規定は、施行日以後に生じる占用料に適用し、施行日前に生じる占用料は従前の例によるものとしてございます。

以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第23 議案第16号ないし日程第30 議案第23号

◇議 長 日程第23、議案第16号 平成26年度大空町一般会計予算から日程第30、議案第23号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

山下町長から、大空町議会定例会に当たっての予算提案説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 平成26年第1回大空町議会定例会に当たりまして、平成26年度各会計予算案につきまして、提案説明を申し上げたいと存じます。

平成26年第1回大空町議会定例会に当たり、予算の概要をお示しし町議会議員並びに町民の皆様に御理解を賜りたいと存じます。

本年は、町長の改選期でありますので通常予算とは異なり、骨格予算を念頭に編成に当たったところであります。

あの東日本大震災から3年となりました。未曾有の災害を受けた日本ですが、アベノミクスの経済政策により景気が回復基調にあると言われていています。しかしながら、物価の高騰と4月からの消費税増税は、私たちの生活に不安を与えています。国は5兆円規模の補正予算を組み、景気の落ち込みを防ぐ経済対策に取り組んでいます。本町も一部事業について、補正予算に提案をさせていただきますが、地域経済に与える影響は不透明な状況です。

国は、1,000兆円を超す負債を抱え深刻な財政難になっており、地方に与える影響ははかり知れません。平成26年度地方財政計画では、町の歳入の多くを占める地方交付税が減額の見込みであり、財政運営は大変厳しいものと予想されます。

私たちの地域は国の動向や政策に大きく左右され、予断を許さない状態が続いています。骨格予算を念頭に置きながらも、継続的な事業、事業の効率性・事業効果を踏まえ、住民生活に影響が出ないよう早期に予算化の必要があるものなどについては、当初予算として提案させていただいております。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

予算編成の結果、平成26年度の各会計の予算は、一般会計68億3,384万円、国民健康保険事業特別会計11億2,537万6,000円、後期高齢者医療特別会計1億1,275万4,000円、介護保険事業勘定特別会計6億9,603万8,000円、介護サービス事業勘定特別会計905万6,000

円、簡易水道事業特別会計３億２，５２７万４，０００円、下水道事業特別会計４億１，１２４万５，０００円、個別排水処理事業特別会計２，９４８万４，０００円、合計９５億４，３０６万７，０００円となりました。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 議案書の２２３ページをお開き願います。「議案第１６号 平成２６年度大空町一般会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

平成２６年度大空町各会計予算書の１ページをお開き願います。「平成２６年度大空町一般会計予算

平成２６年度の大空町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６８億３，３８４万円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。」

２ページから６ページにわたり掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「債務負担行為、第２条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。」

７ページの５件、７億５，７２５万７，０００円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

「地方債、第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。」

８ページから９ページにわたり掲載しております２０件、５億８，６９８万１，０００円の地方債であります。

「一時借入金、第４条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、８億円と定める。」

一時的な資金不足を補うための一時借入金の限度額を地方債と国の補助金額を目安に設定しようとするものであります。

「平成２６年３月３日提出 大空町長 山下英二」

次に、議案書の２２５ページをお開き願います。「議案第１７号 平成２６年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２２５ページをお開き願います。「平成２６年度大空町国民健

康保険事業特別会計予算

平成２６年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１億２，５３７万６，０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。」

２２６ページから２２７ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「平成２６年３月３日提出 大空町長 山下英二」

議案書の２２７ページをお開き願います。「議案第１８号 平成２６年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２４９ページをお開き願います。「平成２６年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

平成２６年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億１，２７５万４，０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。」

２５０ページから２５１ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

議案書の２２９ページをお開き願います。「議案第１９号 平成２６年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２６１ページをお開き願います。「平成２６年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

平成２６年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億９，６０３万８，０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。」

２６２ページから２６３ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

議案書の２３１ページをお開き願います。「議案第２０号 平成２６年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２８３ページをお開き願います。「平成２６年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

平成２６年度の大空町介護サービス勘定事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９０５万６，０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。」

２８４ページから２８５ページに掲載しています歳入及び歳出予算であります。

「平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

議案書の２３３ページをお開き願います。「議案第２１号 平成２６年度大空町簡易水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の２９７ページをお開き願います。「平成２６年度大空町簡易水道事業特別会計予算

平成２６年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億２，５２７万４，０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。」

２９８ページから２９９ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「地方債、第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。」

３００ページの１件、９６０万円の地方債であります。

「一時借入金、第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，０００万円と定める。」

地方債の限度額を目安に設定しようとするものであります。

「平成２６年３月６日提出 大空町長 山下英二」

議案書の２３５ページをお開きください。「議案第２２号 平成２６年度大空町下水道事業特別会計予算

このことについて、別紙冊のとおり提出する。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の317ページをお願いします。「平成26年度大空町下水道事業特別会計予算

平成26年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,124万5,000と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。」

318ページから319ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「地方債、第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。」

320ページの2件、7,050万円の地方債であります。

「一時借入金、第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000万円と定める。」

地方債の限度額と国の補助金を目安に設定しようとするものであります。

「平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

議案書の237ページをお願いします。「議案第23号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。

平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

各会計予算書の339ページをお願いします。「平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

平成26年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1表 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,948万4,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。」

340ページから341ページに掲載しております歳入及び歳出予算であります。

「平成26年3月6日提出 大空町長 山下英二」

以上、各会計予算の提案理由を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◇議 長 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。本案については議長除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 21 分

再開 午後 3 時 22 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開は、ブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 42 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。先ほど予算審査特別委員会に付託しました議案第 16 号から議案第 23 号まで 8 件については、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 12 日までに審査終了するよう、期限をつけることに決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号から議案第 23 号まで 8 件については、3 月 12 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に田中勝吉議員、副委員長に中堀君子議員が互選された旨の報告があり

ました。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 2 6 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成26年 3 月 6 日
- ・ 開 会 平成26年 3 月 6 日
- ・ 閉 会 平成26年 3 月 13 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 事 務 局 長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 26 年第 1 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、10 番、小島一弘議員及び 11 番、田中勝吉議員を指名いたします。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12 名であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりでありま
す。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますの
で、御了承願います。

また、町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしました
ので、御了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

◇議 長 日程第 2、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。

暦の上では立春が過ぎ、昨日は啓ちつでしたのに、あの嵐。まさに春の嵐でし
たが、町民の皆様には大きな被害がなくて、何よりでございました。

4 年は、短いようで非常に長い 4 年でした。私は町民の皆様とのお約束を果た
したであろうかということを自問自答しているきょうこのごろでございますが、
それを踏まえて、きょうは一般質問をさせていただきます。

我が町大空町、とりわけ女満別は、空の玄関すなわち空港があり、特急のとまるＪＲがあり、国道３９号線まで行くと路線バスがあります。しかし、北見市まで直通ではなく、美幌町で乗りかえであります。この交通アクセスはどこの町よりもいいのではと自負をしておりますが、果たして町民は満ち足りていますでしょうか。私は昨年１０月とことしの１月、ＪＲを利用し札幌市へ出かけました。どちらも１号車の指定席を買い求めました。行きはよいよい帰りはこわいであります。遠軽町でスイッチバックをすることが頭になく、夜の１０時女満別駅ホームの美幌町寄りの１番後ろに降り立ちました。ホームは薄暗く、しかも砂利道であり、私は札幌市へ行ったら、もの珍しいものですから、いっぱい物を買ってきましたっていったら自慢になりますが、キャリーバックの車が砂利道にくい込んで、引こうが押そうが動こうとしません。二、三十分もかけてようやく駐車場へたどり着きましたが、これが１０月。１月もやっぱり１番後ろ、美幌町寄りのホームへ降りました。１０月の真っ暗いホームをわかっていましたが、あえて一番後ろから降りてみました。荷物はありませんでしたが、足元はやっぱり悪く雪に足をとられて、自分に腹を立てました。もうちょっと前のほうにいればいいものかと思ひながら、「次は、女満別」とアナウンスをした車掌さん、お降りの方は前のほうへいらしてくださいというようなことを、なぜ言えないのでしょうか。そんなことをここで言っても仕方がないことではありますが、こんな思いをして、ＪＲとはいえ、町もどうにか考えていただきたいと思いました。そこで私は、早速建設課へ行って「あの砂利道は、どうにかならないんですか。」というふうに聞きましたら、「ＪＲですよ。」っていうことでだめでしたけれども、それで私は、網走駅の駅長さんのところへ行って、どうにかありませんかというふうにお願いをしましたが、ちょうどＪＲは大きな事故があったときですので、そんな小さなことはっていうようなニュアンスでお答えをいただきました。しかし、ＪＲといえども、町民が利用するところであります。私がＪＲへかけ合うよりも、町長に言ってくださいということは言えませんが、担当の課長さんをお願いをして、ぜひ、あのホームをもう少し、天下の大空町ですから、空港を抱えた大空町ですから、それにふさわしいホームにしていきたいというふうに思っております。前置きが長くなりました。

通告に従いまして、質問に入ります。昨年１０月、北見市において全道の女性議員の研修会があり、私も北海道議会議員さん、市議会議員さんたちとの研修発表会を聞かせていただき、お勉強をいたしました。ほんの１時間ほど前まで、特定秘密保護法が何とか、ＴＰＰがどうか難しい話題を真面目に話していた方たちが、ある場面で涙を流して笑い転げました。それは、会食になりアトラクションで北見市のひょっとこ踊りというユーモラスな郷土芸能を披露されたときの一場面でした。とてもよいお土産ができた、私の隣にいらした様似町の議員さんは写真をぱちぱち撮って、遠くからいらした方たちも満足げでした。さて、その翌月、１１月は我が大空町でオホーツク管内の女性議員の集まりがありました。大空町が当番ということで、私は１人で悩みました。大空町には、果たしてどんな郷土芸能があるのだろうか。神社へ行ったり、役場の総務課にお尋ねをした

りましたが、大空町には玄人はだしの歌い手さんや、踊り手さん、湖響太鼓や東藻琴地区の大進南部駒踊りなど、両の手に余るほど数多くの郷土芸能がありますが、大変申しわけないのですが、町民の皆さんに、例えば、女満別で聞きますから、「大進南部駒踊りを知っている。」と聞いたって、それは女満別の人は、「えっ、駒踊りって馬の首の剥製みたいなのになにまたがるだけ。」っていうふうに、言う方たちばかりでした。町の方たちにも知られていないのは大変残念ですが、町民が誇りを持って、これが町の伝統的な郷土芸能ですと、胸を張れるような作業を今からしていこうではありませんかということが私の質問であります。教育長さん、お答えをいただきたいと思います。

2 問目、節電について。私は平成 23 年 12 月議会の一般質問で、イルミネーションでまちおこしをしてみても、お聞きをしました。年の瀬から新年に向けて、町中にイルミネーションで飾りをしているお宅があちこちと目に入り、我が大空町もといったような質問でした。早速、役場正面にイルミネーションを担当職員の手で掲げてくださり、町が率先して町民にアピールをしていると胸を張ったものでした。しかし、一昨年以後、節電が云々され、役場正面のイルミネーションも消えて、町民の中には「寂しいね。」と言うお年寄りもいらっしゃいました。これではまちおこしどころか、町民に寂しい思いをさせるだけで、町は衰退するばかりです。お伺いをいたします。公共施設や防犯灯を、外灯をと言ったほうがいいでしょうか、太陽光発電に切りかえるお考えは、また町民に対しても太陽光を推進するようなお考えはありますでしょうか。町が率先して太陽光や風力を活用して、エネルギーを取り入れるように町民も見習い、やがては町全体が自然エネルギーを取り入れて、町の活性化につながるのではないのでしょうかと考えました。

以上で私の質問でございますが、何とぞ明快な御答弁をよろしく願いを申し上げます。

終わります。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員からは、2 件にわたり一般質問をいただきました。後世に託す郷土芸能は、また、節電に向けてという内容でございます。

郷土芸能に関しましては、答弁にどのように相對するかということで、内部でも検討いたしましたけれども、教育委員会にかかわるところが非常に大きいかというようなこともありまして、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきたいと存じます。

私のほうからは、節電に向けてということで、町の対応などについて御答弁を申し上げたいと、そのように思います。東日本大震災以降、電力供給の考え方にさまざまな議論がございます。夏場また冬の期間、私ども、また、国民の皆さんに電力の供給不足が心配されるというようなことから、節電への協力依頼というものとなされております。北海道において、冬季間の節電と数値目標を持ったも

のというのも、昨日まで実施をされていたところでございます。町としての節電の取り組みでございますが、公共施設でも協力のあった時期はもちろんであります。日ごろから取り組めるものについては、節電に取り組むという姿勢を持っております。昨年、夏の期間の取り組みについて御紹介を申し上げたいと思います。庁舎においては、照明の間引き点灯でありますとか、玄関の内側の自動ドアの停止などを行っております。平成24年度と比較をいたしまして、15.8%の削減、平成23年度との比較では40.6%の削減という状況になっております。また、電気設備等の改善も行っております。執務室の照明を昨年、LEDに変えました。また、町内の街灯などもエバーライトという消費電力の少ないものへ随時交換をしているところでございます。このほか、町営住宅でも共用部分に人感センサーを設置したり、LEDなどに努めるということも取り組んでいるところであります。公共施設の関係でありますけれども、太陽光発電を採用しているものは、平成13年度に建設をいたしました東藻琴生活支援ハウスがございます。工事費は約2,900万円、平成24年度の実績では、年間3万6,706キロワットを生産しております。これは、施設全体の10%を賄っている状況になります。このほか、平成21年度建設の女満別小学校では工事費約400万円をかけて、年間発電量約3,000キロワットのものを設置いたしましたけれども、こちらは電力を使うというよりは、エコロジー体験を教材として活用するというような主目的で設置をしたものでございます。このほか、平成24年度建設のはなぞの公営住宅の団地の駐車場に、太陽光パネル蓄電池を備えた外灯1基を設置しております。こちらのほうは、280万円ほどかかっているものでございます。いずれも、建設当初に太陽光発電を採用したものでございまして、今まであります既存の施設、建築物への設置というのは事例としてございません。この役場庁舎の屋上に防災無線の装置がございますけれども、この防災無線を設置するときに、設置業者の方々などにアドバイスをいただきました。この庁舎で、平米当たり約100キロ程度の負荷というものが耐えられる構造ではないかというようなアドバイスをいただきました。また、昨年実施をしておりました東藻琴中学校の大規模改修時に、これも業者の方々などにお尋ねをいたしましたところ、あの建物では、平米当たり約10キロ程度の負荷に耐えられるような構造になっているというようなことが伝えられたところでございます。そんなことから、既存の公共施設への設置というところにつきましては、構造補強が必要になるのかなと、経費的に割増しになる可能性も高いのではないかなというようなことを考えております。また、別に建物に関するということではなくて、別なところに土地を求めて、設置をするというような方法も太陽光にはございますけれども、場所を確保しなければならないというようなこともありまして、なかなか既存施設への設置というところについては、決断できないでいる状況にございます。そのため、現在は省エネ製品への転換でありますとか、また、町民の方々などに対して助成事業を設置し太陽光発電などを取り組んでいただくということを中心に、町として取り組んでいる状況にございます。しかし、きょうの新聞にもありました。さまざまな制度が改正されつつありますし、技術的なものも進歩し

ていくことと思います。当然、価格的なものも安くなっていくのではないかと、そのように思っております。そのようなことを見きわめながら、公共施設の整備や更新時などにおきましては、再生可能エネルギーの活用なども十分検討して対応してまいりたい、そのように考えてございます。

1 回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 中堀議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。大空町に伝わる芸能の保存伝承についてでございますが、一般的に郷土芸能は、古くから地域社会で伝承され、その土地の祭礼や行事などで親しまれている芸能であると言われております。大空町におきましては、現在町内の多くの文化団体などにより、さまざまな文化芸能活動が展開されているところでございますが、特定のものを伝統的郷土芸能として指定や位置づけを行っているものは、ございません。しかし、女満別町史や東藻琴村史をひもといてみますと、女満別町史には駒踊り、また、東藻琴村史には南部駒踊りなど、地域の文化芸能活動の起源などについての記述がございます。女満別の駒踊りについては、今から47年前となる昭和42年から女満別神社の秋祭りのみこし渡御の際、子供たちによる駒踊りが取り入れられたのが始まりとされ、現在でも毎年、秋祭りの際には、多くの住民の皆さんの前で、駒踊りを披露してくれております。また、東藻琴の駒踊りにつきましては、今からちょうど100年前となります。大正3年に青森県十和田市の南部駒踊りが入植者により伝えられたのが始まりとされておりまして、現在も伝統的な大進南部駒踊りとして残されております。毎年、大進神社の祭典奉納として駒踊りが披露されるとともに、平成22年と平成24年には、町民舞台東藻琴による「薄荷物語・続薄荷物語」公演にも出演され、町内外にその存在を示しておられます。また、その他の団体による芸能活動としては、太鼓の活動が上げられます。平成元年に活動をスタートした女満別湖響太鼓は、町民芸能祭を初め、各種イベントや行事にも参加され、子供から大人までのメンバーにより勇壮な太鼓の演奏を披露するなど、活発な活動を行っております。本年度、女満別湖響太鼓では、太鼓の老朽化により一部更新を行うこととなりましたが、町としても更新費用の助成を行うなど、必要な支援を行ってきているところでございます。このように、大空町においても、古くからの伝統を守り伝える活動や、郷土に根差した文化を育てようと懸命に努力をされている方々がおられます。後継者不足といった課題もあるようにお聞きしているところですが、今後とも、町として、郷土の文化を守り育てる活動に対して、必要な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、中堀議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長さん、教育長さん、ありがとうございました。町長のお言葉を聞いておりますと、節電をずっとやっているのだと、きょうの新聞にも出ているようにというように、どういったらいいか、他町村がやることによって大空町もやるのだというように聞こえました。しかし、他町村では、例えば、清里町あたりでは、もう太陽光発電の導入をするのだということで、予算をきちんと組んで町民とともに、太陽光を大いに利用しようという姿勢が見られるのです。大空町がやらないのだということではないですけれども、やっぱり一番、大空町に行ったらあれがあるよという、近隣の人たちの口の端に上るような節電の仕方を考えていただきたい。だからどうなんだと言われると、ちょっと困るのでありますけれども。町長さんが言われたように、電気を消して間引きをしながら、何%の節電をしましたと言いますが、薄暗いところへ町民が入ってきて、なんとなく活気がないように思うのであります。それで、LEDとかエバーライトとかっていうことを言うてくださって、そういった電気ですと、例えば議会の控室にもあるように、とても明るくてまぶしいくらいの、それでいて今までの電気と違うのだというふうなことでありますから。できるだけそういうことで、省エネに向けてということですが、ぜひ、改めてやりなさいということではなくて、大きなことをやってくださいということじゃなく、町民もできるような太陽光の導入の仕方ってあるだろうと思うのです。ですから、そういったことを町が率先してやることによって、町民もやっぱりやらなきゃいけないのだというふうになっていくように思いますので、ぜひ、町から、町役場から発信をしていただきたいということをお願いしたいと思っています。郷土芸能でありましたけれども……。

◇議 長 中堀議員、1問1答です。
山下町長。

◇町 長 どうも私のほうの答弁が、趣旨と少し違って御答弁を申し上げていたようでございます。どのように節電をしていくかということ、どちらかというと主眼にお答えをさせていただきましたけれども、そのエネルギーのあり方、供給の仕方、そういうものを町民レベルといいましょうか、町民の皆さんにアピールできるような、そんな啓発の仕方といいましょうか、普及の仕方というものがあるのではないかとということかとも思います。どうも私自身、PRが下手なものですから、大きなアドバルーンを上げて華々しくやるということが苦手でございます。余り皆さんに伝わっていないんだなということを反省しております。ただ、私どもの町の太陽光発電の助成事業などというのは、非常に早くから取り組んでおりまして、ほかの市町村がまだ取り組む前から、また、国や北海道がその対策を一時打ち切った時期がありましたけれども、そのころから、私どもとしては、普及、PRに努めて、多くの方々の御利用をいただいているということを私は思っております。また、直接町民の皆さんの御家庭ということではありませんけれども、メガソーラーに近い発電施設が、この町内で既に2カ所稼働しております。これらは平成24年の4月から、私どもは議会に条例をお諮りいたしまし

て、この地域で新しい再生可能エネルギーなどの供用開始をされる方々の応援を町としてもしようというようなことから、企業振興促進条例を一部拡充いたしまして、そういった方々に対する支援施策も講じてきた、そういうことの制度もあって、私どもの町にいち早く太陽光パネルによる電力を供給しようという業者さんの進出も得たものと、そのように思っております。いろいろな再生可能エネルギーがあるわけでありますけれども、とりわけ、大空町は年間の日照時間なども長いということから、発電効率も太陽光については高いものがあるのではないかと、そのように思っております。できるだけ町民の皆さんに、また、地域の、この地域といいましょうか、私どもの地域だけではなく、オホーツク管内の地域の皆さんなどにも十分PRできるような、そんな広報活動にも努めてまいりたいと、そのように思います。そのことを改めて、この機会にお話を申し上げて御答弁とさせていただきたいと思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 やっぱり、町長の考え方と私の考えていることに、大分ずれがありまして、私は家庭の主婦ですから、大きなことは言えないですけれども。例えば、ずっと省エネに対して、太陽光に対して町が助成してきた、いわゆる太陽光を屋根にやるっていう、そうじゃなくて。私が言っているのは、例えば、私の家の話をすると、玄関の前の門灯のために小さな太陽光版を置けるようなことはできないだろうかということ、課長に話したような気がするのですが。そんな小さいことかよと思われがちですけれども、事実それをやっているところもあります。ですから、そういったことを町民に認知してもらいたい、知ってもらいたいというか、そうすることによって、例えば、札幌市へ出たときとか美幌町のホームマックへ行ったら、これだったよな、町が言っているのはというふうに思って、ポケットマネーでお父さんが買ってきて子供のために雪だるまの電気をつけてくれたとか、そういうようなことを私は言ったつもりなのですが。ちょっと、お話が大きなふうになってしまって、その株式会社何とやらがやっているというのは、十二分にわかった上で私は言っていたつもりなのですが。そういうことなのです。たぶん町長のところへそういうお話は、課長のほうからいってなかったと思うもので、もう一度御答弁をくださいと言ってもあれでしょうから、町長の今考えていらっしゃることで結構です。お答えください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 どうもかみ合っていないくて、申しわけございません。清里町などのお話があって、町として地域のエネルギーをこういう水準に持っていこうと、そういうような大きな議論をして、町としての方向性を決めて取り組んでいるというふうなお話もありましたので、そういうようなその大きな話なのかというふうにいきや、各御家庭の門扉に例えばつけてというふうな、小さなお話もされるの

で、私もどうやってお答えをしたらいいのかというのが正直わからないのですけれども。御家庭の門扉につけるといいうのは、家庭の玄関先につけて自分のところの消費電力を、例えばそういうような形にしていくというようなことを進めるといような御質問なののでしょうか、ちょっとそこが私もわからないので。その町として大きな議論をして、そういう方向性について持っていて、みんなで取り組もうじゃないかというようなお話なのか。一人一人がそういうような御家庭だとか、いろんなところで取り組めと、その機運をつくれというふうに言われているのか、どうもよく私は理解できないものですから、もう少しお聞かせをいただければありがたいなというふうに思います。

◇議 長 2 番、中堀君子議員。

◇中堀議員 節電について私は、平成 23 年に一般質問の中でイルミネーションでまちおこしをと言ったつもりなのです。ですから、大変小さなことなのです。確かに、町長の言うように、課長の言うように大きなことを言えればいいですけども、そこは中堀の言うことですから、ちっちゃなことなのです。ですから、イルミネーションから始まって、私の一般質問も 4 年間の中でどうでできたかなと。私が一般質問をしたことが、どんなふうになったのだろうかというのは恐らく昨年、役場前のイルミネーションが消えてしまったと、そういうところ、そういうことを言ったつもりなのですが、ちょっとずれていました。町長の考えていることと私の考えていることは、ずれているのです。ですから、かみ合わないのは当たり前なのですが、今後、かみ合うように御指導いただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに、中堀議員から町の中を元気づけるために、冬場、どちらかというとき殺風景になる中、イルミネーションなどを灯したらどうだろうか、そんなことを発案として、一般質問でいただきまして、早速、町の庁舎の前でありますとか、東藻琴総合支所の前でありますとか、そんな彩りもつけたことがございました。しかし、その後、東日本大震災という大きな日本の国難に当たって、電力需要が非常に難しくなると、さらに、北海道においては、冬の期間の節電などの要請も数値目標をと。確かに、イルミネーションなどについては、そんなに大きな電力量ではないのかと思いますけれども、日本国全体がそういう方向で、何とかこの時期頑張ろうという中に、そのままつけておいていいのか、そんな議論を役場の職員などとしながら、ここはやはり一時期外して、ある程度安定供給ができるまで、そういうものについては、見合わそうというような結論になりました。先ほど言いましたように、間引きなどもそういうことなのですが、一方では役場に行って、もともと暗かったのにもっと暗くなったねというような言い方もされます。そんな中で、平成 25 年度については、今までよりも少ない電力量

で、さらにもう少し明るい中で職員に仕事をしてもらいたい。また、町民の意識の問題もあるというようなことから、事業費をかけてLED化にしました。この議場も、そういうことにもなっております。いろいろな再生可能エネルギーの利用の方法とかというのもあるでしょうし、町の中を明るくするためには、そういうものを上手に使っていくということも必要なことだなと。節電と、それからそういう町民の意識の中で、どのような取り組みをしていけばいいのかなと、毎回悩んでいながら、今日に至っております。

今回、どうも御質問をいただいたところに私は十分にお答えをできておりませんけれども、今後も御指導いただきながら、議員の言われる趣旨にできるだけ沿えるように努力をしてまいりたいと思いますので、今後とも、私のほうが御指導いただければありがたいなというふうに思っております。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございます。

2問目の郷土芸能でございます。確かに、教育長さんが言われるように南部踊り、女満別には、先ほど登壇した折にも話をしましたように、町民にわかりづらいものなのです。確かに、舞台でもやりましたし、わかっている人はわかっているのでしょうけれど、知らない人は多いということで、町民にももう少しわかるような、わかるようなといったらおかしいですけども。例えば、南部駒踊りは100年もの歴史があるにもかかわらず、いまだにわからない人が多いというのは一体どうなのだろうと。例えば、先ほど私が言いました折に、オホーツク管内の女性議員の会のときに胸を張って、南部駒踊りがあったよ、じゃあそれをやりましょうということになっていけばよかったのですけれども。なくて非常につらい思いをしながら、オホーツク女性議員の会の皆さんに耐えていただいたという経過がありましたもので、今回こういったことになりましたが、ぜひ、南部駒踊り、それから女満別の駒踊りですとか、決して、馬がつくから同じだっていうふうにはならないと思うのです。聞いたところによりますと、南部駒踊りは大変きらびやかな衣装で、一方、女満別の駒踊りは大変素朴なものだと。それを合体して、もう少し町民がわかるようにできないものかなというふうに思いましたもので、今回、質問をさせていただきました。ぜひ、この両駒踊りを、駒踊りばかりではないでしょうけれど、太鼓にしても、後継者がいないというふうに言われましたけれども、もう少し何かこう、これが大空町の郷土芸能なんだなというふうになるような伝承、継承していけるようなことができないものだろうかというふうに考えます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 町内外に大空町の文化をアピールできる、本町ならではの郷土芸能が存在するということは望ましいことであると、私もそのように思っております。大

空町を代表するものであり、かつ誇れる郷土芸能というものに成長させるためには、それ相応の伝統や歴史上の裏づけが必要ではないかと考えます。さらに、住民の皆さん、誰もが知っているという認知度合いといったものも、大変重要なことではないかと、そのように思っております。そのためには、後継者の育成を図りながら、長く続けていくこと。また、町民芸能祭や各種イベント、行事などに積極的に参加し、広く住民の皆さんに知っていただく努力を続けていくこと。また、それを応援していくことが、何より必要ではないかなと思っております。郷土芸能はふるさとに根差した文化の源と言えるものです。そのような郷土の文化を守り育てるため、町としても駒踊りや太鼓だけではなく、さまざまな文化芸能活動に対し、今後も側面からのバックアップを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 教育長が、ただ今後継者の育成をというお言葉がありましたので、ぜひ、太鼓にしても駒踊りにしても、子供たちが喜び勇んで、その芸能を継承していくというようなシステムをつくっていただきたいということをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 ただいま、後継者の育成についてのまた御提言もいただきました。まずは、団体、組織の活性化に向けては、子供から大人まで、世代を超えたそういう組織となることが1番強固な形で保存伝承につながっていくのではないかなと。広報紙なども使いまして、文化団体の現在の活動の取り組み、それぞれPRなどもさせていただいております。また、現在の駒踊り、女満別地区については、小中学生が中心となっておりますし、湖響太鼓については子供たちが中心の団体となっております。子供のころから、そういうような地元の文化になれ親しむ、そのような環境づくりにも意を注いでまいりたいと思っております。今後とも中堀議員には、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて中堀君子議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時53分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇議 長 日程第２、一般質問中ですが、大空町議会が平成２５年度全国町村議会議長会町村議会特別表彰を受賞いたしました。表彰伝達式のため、北海道町村議会議長会から勢旗事務局長が来町されております。本会議中ではありますが、表彰伝達を受けるため、ここで暫時休憩いたします。

◇議 長 北海道町村議会議長会勢旗事務局長が入場いたします。
(勢旗事務局長入場)

◇事務局長 このたび、大空町が平成２５年度全国町村議会議長会町村議会表彰特別表彰を受賞いたしました。
本日、北海道町村議会議長会勢旗事務局長に伝達のため、御来町いただきました。
ただいまから、伝達をしていただきます。
(勢旗事務局長及び議長演台前へ移動)

◇北海道町村議会議長会事務局長 「表彰状 北海道大空町議会 殿
貴議会は地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に積極的に取り組まれました
その功績は極めて顕著であり他の範とするにふさわしいものであります
よってここに特別表彰します
平成２６年２月６日」
(議長へ表彰状及び記念品の伝達)

◇事務局長 勢旗事務局長から表彰の審査基準につきまして、御説明を賜りたいと存じます。

◇北海道町村議会議長会事務局長 皆様、こんにちは。
ただいま、大空町議会が晴れの特別表彰を授与されまして、心からお祝い申し上げます。私のほうから、ただいま伝達の特別表彰の審査の内容を委員長が簡単にコメントしてくれておりますので、お伝えしますとともに、私からも一言メッセージを述べさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
平成２５年度の全国町村議会表彰は佐藤竺先生、この方は成蹊大学の名誉教授であります。戦後長い間、地方自治行政の方面を大学の先生として携わってこられた大ベテランの方です。この方が委員長であり、フリージャーナリストの松本克夫さん、それから帝京大学の内貴滋さん、この３人の方々が表彰審査会のメンバーであり、全国から２８町村議会が応募をされたということでもあります。
それぞれ各都道府県の議長会が、県内にある町村のすぐれた取り組みをされている議会を選びすぐって、全国のほうに申請を出し厳正なる審査の結果、２８町村議会のうち、ことしはこの大空町議会と、もう一つ、長野県南箕輪村議会、この二つが特別表彰の栄をよくされました。残る２６議会は、町村議会表彰をお受

けになっています。北海道からは、大空町のほか喜茂別町、それから幌延町、この3町村を上げたわけなのでありますけれども、特別表彰は大空町がお受けになったということでもあります。

平成19年から全国の審査基準が大変厳しい形で改正をされて、これで平成25年度は、7年目になります。これまで、栗山町、白老町、今金町、去年は鹿追町、この4町村議会が特別表彰の栄を受けております。大空町はそれに次いで、全道で5町村目となる特別な表彰でありまして、心からお祝いを申し上げたいと存じます。

佐藤竺先生の表彰のコメントをちょっと、お伝えしたいと思います。大空町は、平成24年に議会基本条例を制定されました。大空町議会基本条例の特徴は、「わかりやすい議会運営」、「説明責任を果たす議会運営」、「町民の信託にこたえる議会運営」となっております。条例では、議会と長が透明性の高い責任をともに負うために、町政運営の指針となる総合計画の策定・変更を議決事件に追加するとともに、会議の原則公開や情報公開によって透明性を高め、説明責任を果たすことに努めていらっしゃいます。また、議会基本条例制定前から議会報告会を試行したことから、条例制定後には、的確な周知活動、参加者の確保、意見交流会方式と出前懇談会形式による複数の運営方法の導入など、スムーズな運用が行われています。議会報告会の際に配布される報告書は、単に議案の審議状況を報告するだけでなく、議会の組織・構成、議会の活動日数、委員会・全員協議会、調査・研修活動、議員報酬や費用弁償といった情報交換ツールとしても活用をされており、透明性の確保に徹底されております。また、住民に配布された議会基本条例のパンフレットや議会広報紙は、常に住民の目線を意識して編集され、わかりやすさを追求したものとなっており、非常に好感が持てます。また、ユニークな試みとして、「移住者模擬議会」が挙げられます。移住者は、土地になじみが薄い反面、新しい視線による意見を聴取できるのがメリットであります。地域活性化の有効的な手段になり得るものとして評価できます。

このように、大変高い評価をいただいておりますので、どうぞこれを励みに、今後とも一層御研鑽、御活躍されますことをお祈りしたいと思います。詳しい審査の内容は、後ほど事務局長にお渡ししておきますので、また、皆さんそれぞれ手にとってごらんいただきたいと思います。

私からはもうひとつ、せっかくのお祝いの席でありますので、メッセージをちょっとつけさせていただきたいと思います。私が当時、女満別町の議会事務局長だったときに、議長さんが、佐藤輝男さんという方でありました。佐藤さんは、女満別町の朝日地区に住まれて、農業を営む傍ら議会の議長としてお務めになっておりました。大変、私もお勉強をさせていただきましたし、また、たまたまであります、北海道町村議会議長会に、身を移すときにも励ましの言葉をいただいたことを、今でも感謝申し上げたいと思います。佐藤議長がそのときに、おっしゃったことが今でも覚えておるのです。朝日地区は、この辺では農業の開拓が結構遅かった地域だったようなのです。調べてみましたら、大正の初めごろに、ようやくと当時の国から植民地区画の払い下げがあり最初、福島県、秋田県

から13戸が入って開拓に勤しんだそうであります。翌、大正3年には、岐阜県、それから山口県からの団体による移住入植が始まったようであります。このように、大変農業の開拓ということで、困難を極めたかと思いますが、なんと当時の住民の人たちがこれからは幼い子供たちの教育が大事だということで、住民の寄附とそれから労力奉仕、全くのボランティアで学校を建てることになったそうなのです。学校といっても多分、町場にある本校の分教場かあるいは分校か、何かそのような形であったんじゃないかなと思うのですけれども。間口が3間、奥行きが5間のわずか15坪の校舎。校舎といっても、草ぶき土間の質素な大変小さな校舎でありましたが、最初に児童十数名ぐらいがその学校に喜んでお入りになった、そのときに、学校の先生役がなかなか見つからないので、入植者の中に学識もおありであり、子弟教育に大変熱心な方、田村俊次郎さんという方だったのですけれども、農業をやる傍ら田村さんが先生役となって無報酬で児童の教育に当たってこられました。そういう開校当時、歴史があったそうです。この田村先生が教職につかれて2年後の、ちょうど3月の今ごろ、大正5年の3月24日といいます。最初の児童の卒業に当たって、卒業証書を当時の網走市長にお受け取りになり、出向いた帰りに吹雪に遭って帰らぬ人になりました。その先生の遺徳をしのび、住民らが碑を建て、先生の殉難を心から悼んだと。多分、今でもその朝日地区に、それが残っているかと思います。そんなことが、うちの地域にはあるよというお話を聞きました。時が少し下り、戦後の昭和28年なのですが、その分教場に亡くなった田村先生の娘さん、ノブ子さんが先生となって、やってきたというような、そのお話の続きとしてあります。当時は、北海道の開拓が大変困難を極めるようなことがあり、どこもこういうような環境との厳しい戦いの歴史があったんじゃないかなと思うのですけれども。私は環境が厳しければ厳しいほど、人の心ってたくましくなる、負けちゃいけないというようなものが、雪国には培われているものがあると思います。

30年前なのですが、新潟県中里村というところがありまして、この年、北信越を大変な豪雪が襲いました。中里村で大雪崩が発生して、5の方が亡くなったことがあるそうです。そのときに、村長がこんなことでへこたれてはいけないということで、住民に未来に明るい希望を持っていただけるということで、「雪国はつつ条例」というものをおつくりになりました。これが恐らく30年前ですから、まだ地方分権が世の中で叫ばれていない時代のユニークな条例の走りになったのではないかなと思うのですけれども。やがて、山形県の金山町で、全国で初めて情報公開条例をつくりました。国が情報公開法をつくったのは、その10年後のことです。金山町の取り組みが全国に瞬く間に席卷し、情報公開の流れが決定的になりました。そして、時が下り、8年前でありますけれども、栗山町が議会基本条例をつくりました。これも栗山町が第1号だったのですけれども、こうした取り組みがよその町にも伝わり、いいのものは学ぶ、こういうことがどんどんと広がっております。

今、通年議会とかそういう制度の改正もありまして、こういうことも、これからどうなっていくかわかりませんが、段々と議会の形、スタイルがいろん

な取り組みがされていくと思うのですけれども。よその町のいいものを学ぶということ、実はまねるという言葉の語源は学ぶに始まるそうなんです。ですから、よいものはどんどんと食欲に取り入れよう、こういう姿勢が自治体の行政、議会もまだまだ大変だと思います。どうぞ遠慮なく、よいことを学ぶ、そのためには視察も勉強も努力も必要だと思います。

今回の全国での特別表彰はもちろん、今まで行ってきた大空町議会の取り組みに対して大変高い評価をいただいたことはもとより、言うまでもありませんけれども、どんな賞もそうなのでありますけれども、これからもどうぞ努力を惜しまず怠りなく他の範となるように、鏡となるように励めよというメッセージがこもっていると思います。これを機会に、大空町議会がますます御研鑽、御努力されますことを切に私は祈っております。

どうもありがとうございました。

◇議 長 本日の受賞は、大空町議会として大変名誉なことであると同時に、町民の信託に真摯に応えていかなければならないと決意を新たにしましたものでございます。

ここで受賞に当たり、大空町議会運営委員会植田委員長から、謝辞を申し上げます。

◇議会運営委員会委員長 謝辞を申し上げます。

このたび大空町議会を御推薦いただき、並びに全国表彰の伝達に札幌市からお越しいただいた北海道町村議会議長会勢旗事務局長様におかれましては、大変感謝を申し上げますところであります。

今回の全国町村議会議長会町村議会表彰において、全国929町村の中から26町村が表彰を受け、さらに、長野県南箕輪村とともに、大空町議会が町村議会特別表彰を受賞できたことに対して、各議員並びに事務局は、感無量の思いでいるところであります。

本議会は、平成18年3月、旧女満別町と旧東藻琴村が合併し、18名の定数で出発をし、その後、財政の健全化を進める行政に対応すべく、議会としても、全国でもまれに見る一度に6議席を減じ、12名の定数で2期目の議会となりました。一方、町民による自治基本条例が進められている中で、議会としてもいち早く議会報告会を実施するとともに、開かれた議会づくりを目指し、議員みずからが学びあうことを基本に、議会基本条例策定特別委員会を設置しました。平成24年6月の定例会において、自治基本条例とともに議決した議会基本条例は、全文に大空町の特色を明記し、議員の活動は別に定める政治倫理要綱を遵守することとし、議会としては、情報の公開に努め、議会報告会開催を明記し、また、重要な計画の議決事項の拡大を行うこととしました。議会基本条例に基づき議会広報編集特別委員会が中心となり、議会広報の充実、議会テレビ中継のインターネット配信や、議会広報モニターの設置なども実施することができました。町民の信託に応える議会運営を目指す、できることから一つ一つ実践を積み上げてき

たことが、本日の受賞となったものと思致します。

本年は、議会議員選挙が行われます。4月には、町民の信託を受けた12名の議員が、新しい第3期目の議会を築くわけではありますが、大空町議会は、議会基本条例のもと、「開かれた議会」、「町民との協働」を基本に、豊かな地域社会づくりに向けて歩むことをここに誓い、謝辞といたします。

どうもありがとうございました。

平成26年3月7日、大空町議会運営委員長植田泰弘。

◇議 長 勢簀事務局長におかれましては、公務御多用のところ全国町村議会特別表彰伝達のため大空町までお越しいただき、誠にありがとうございました。勢簀事務局には、日ごろから御指導をいただいているところであります。

勢簀事務局長におかれましては、昭和50年に合併前の女満別町に奉職され、議会事務局長を歴任後、平成6年に北海道町村議会議長会へ栄進され、事務局長として活躍をされております。

大空町並びに議会に対して、一方ならぬ御指導、御鞭撻をいただいたことに、この場をおかりして感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

勢簀事務局長が退場されます。拍手でお送りください。

(勢簀事務局長退場)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 平成22年4月に議会に送っていただいて以来、4年が経とうとしております。任期中、町長を初め特別職、職員の皆さん、同僚議員各位、そして町民の皆さんには大変お世話になりました。この場をおかりしまして、改めて感謝申し上げます。

平成26年第1回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。大項目として、1点について質問をいたします。合併10周年に向けた取り組みについてです。平成18年3月31日、東藻琴村と女満別町が合併をしてから満8年となります。今後、合併10周年に向けたさまざまな施策の検討に入ることだと思いますが、8年間の議員活動を通じて1番感じることは、ただいま全国表彰された中ではありますが、大空町の知名度が余りにも低いということです。

小項目の1点目として、観光面での対応と課題について。

2点目については、合併協議事項の進捗状況についてです。

以上、町長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員からは、合併１０周年に向けた取り組みという、大きな項目の中で、大空町の知名度を上げていくための、また観光面からの取り組みなどについての御質問かと思います。

まず、観光面について、大空町をどのようにＰＲしているかということなどについて、少し触れてみたい、そのように思います。合併後における観光面での取り組みにつきましては、ミズバショウ群落、東藻琴芝桜公園、ヒマワリなどの誘客でありますとか、女満別湖畔、藻琴山を活用した体験型観光などを推進してまいりました。東藻琴芝桜公園の整備やメルヘン観光交流センターの建設、また、ノンキーランド芝桜まつり、めまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつりなどのイベントの充実を図ってきたところでございます。そのほか物産の販売をするというような中で、大空町の存在を全国に売り出していくというような試みも行っております。平成２５年度におけるそういったフェア、イベントなどへの参加状況について、少しお話を申し上げたいと思います。平成２５年度におきましては、さっぽろオータムフェスト、風土＆ＦＯＯＤフェスティバル、オホキヤラ地下歩行空間イベント、センチュリーロイヤルホテル４０周年記念全道市町村観光物産展など、札幌市で行われたものに参加をして、町の特産品をＰＲしたり、町そのものをＰＲさせていただいております。このほか、道外にあっては、富士山東北海道ビジネスマッチングこだわりの逸品展示会、静岡県で開催されたものや北海道フェア ザ・北海食堂、東京都で開催されたものなどにも出店をしているところでございます。このほか、ホームページなども今ＰＲの一つの手段であろうかと思います。ホームページの観光版については、多言語化に切りかえて、外国の方々から見ただけのような、そんな取り組みをしているところであります。さらに、雑誌など、旅行雑誌などの会社のホームページ、私どものホームページとリンクをさせるというような取り組みもさせていただいております。このほか、メルヘン観光交流センターには無線ＬＡＮを設置いたしまして、そういったところでの情報発信というものもさせていただいているという状況にあります。このほか、私どもの町の観光の大きな財産であります東藻琴芝桜公園のＰＲ、また、ノンキーランド芝桜まつりのＰＲにつきましては、毎年１１月から１２月にかけては、東藻琴芝桜公園管理公社の職員、役場の担当職員が東京都、名古屋市、大阪府、札幌市の各旅行代理店などを毎年６０店余りを訪問し、集客活動も行っております。このほか、現在でありますけれども、１月から４月にかけては、旅行代理店等へ最新の情報提供のほか、ポスターやチラシの配布、さらに時期が参りますと、ＪＲ札幌駅でのキャンペーン、また、報道機関などをお願いをいたしながら、お天気カメラや全国中継の要請、新聞・ラジオ・ホームページなどでのＰＲというようなことで、東藻琴芝桜公園をＰＲする中で大空町もＰＲをさせていただこうという取り組みをしているところでございます。

過去には、オホーツク国際流氷ロード事業というものが、このオホーツク管内で取り組まれておりまして、女満別湖畔への入り口のところに掲げてありますア

一チの看板の設置でありますとか、農業協同組合の石づくりの倉庫に大型看板などを設置したというような事業も行っておりました。ただ、こういったものについては、少し年数がたって、古くなってしまっておりましたり、また、今のPR方法とは少しかけ離れてきている部分もあるのではないかと、そんなことも思っております。そういったものの見直しでありますとか、再検討というようなものも必要ではないかと、そのようにも考えております。

さらに、今後、女満別湖畔の観光案内所の充実というようなことについても取り組みながら、大空町のそして各地域にあります観光資源をPRするということから、大空町のPRを進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、合併10周年に向けてということでございますけれども、何か大きな式典というようなところを、今時点で考えているつもりではございません。既存のさまざまな観光事業、また町民の方々が楽しんでいただけるような事業、通常の町として予算などで支援をさせていただいておりますけれども、そういったところに増額を図りながら、町としてのPR、あわせて町民の皆さんとの融合や楽しみというものを演出していきたいと、そのように考えているところであります。ノンキーランド芝桜まつり、めまんべつ観光夏まつり、ふるさとまつりのほか、もこと山ふきおろしマラソン大会などもそういったものになってくるのではないかと考えております。また、過去、女満別地域で実施をしておりました町民ビッグデーについては、節目の年に実施をすることがいいのではないかと、過去に実行委員会でそのようなお話もいただいております。そういったものをこの節目であります合併10年に向けて取り組むことができないか、そういうところの検討も必要ではないかと、そのように思います。

また、過去の旧町村時代には、さまざまなイベントを招聘することも行っていました。そういう取り組み、例えば一つ例をとりますと、NHKのど自慢などを開基100年のときの女満別町の事業として取り組んだ経過もございます。そんなこともできればいいかと、そのような思いはございます。そのほか合併をしてから実施をしておりますませんでした町民運動会でありますとか、そういったものが取り組めないだろうか。ただ、これらについては、町が主体になるとはいいながらも、体育協会の皆さん方ですとか自治会の皆さん方、そういった方々の御協力もいただかなければならないものと思っておりますので、そういうことについては、今後の協議が必要かというふうに思っております。

また、大空町5年のときには、大空町文化団体協議会が中心となりまして、町民舞台を演出してくださいました。大変多くの町民の方々の参加や、御来席を賜ったものと思っております。そういうようなものについてはどうなのかと、町が主催をするというようなものももちろんございますけれども、町民の皆さん方が、この機会にこんな発案の中で取り組みができないだろうか、そんなことを応援するような事業もつくりながら、町民を挙げて、この10年という節目を考えていきたい、そのように思っているところでございます。

以上、雑駁ではありますが観光面で、また大空町10年に向けての取り

組みということで、考え方的一端を御報告申し上げ、1回目の答弁とさせていただきたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 町長の答弁、ありがとうございます。合併をして10年、されど10年、たかが10年、いろんな言葉がありますけども、たまたま自分も聴講生として東京農業大学オホーツクキャンパスに通っていたことがありましたけども。その中でまず、知名度アップはどうしたらいいだろうか。その中で、いろんな教授が言われた中で一番記憶に残るのは、その町のストーリー性、そして、キャッチフレーズ、キャッチコピーが必要ではないかと言われています。たまたま、その講義の中で、九州の大分県の大山町のお話がありました。人口2万人、それが年間100万人以上の観光客を呼んでおります。それは、どういう取り組みをしたのかというと、以前そこの農業協同組合長だったそうですけれども、「梅栗植えてハワイへ行こう。」これがキャッチフレーズで、そのあと、その大山町の道の駅なのですけども、そこで、齋藤茂吉の俳句も歌ったそうです。その中で、そういうストーリー性をつくって、それが当たってといったら言葉が悪いのですけども、年間100万人。本当に今、大山町といえば、かなり知られた町になっているのではないかと思います。たまたま、その聴講生の中でいただいた資料の中にあつたのですけども、ブランド総合研究所という会社がありまして、全国で1,000市町村、この中で順位ランキングがあるのですけども、たまたま大空町も出ておりました。1,000ある中で、魅力度は799位、認知度は余りにも943位です。まだまだ低い大空町なのかなと思っておりますけども、ただの観光ではなくて、そういうキャッチフレーズがないのか、自分も何か模索をしている感じもあるのですけども、町長も思い入れがありましたら、何かその点をよろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 キャッチフレーズということと、少し表現は違うのかもしれませんが、旧女満別町では「花と音楽の町」。昭和60年に議会が宣言をしてくださいまして、そのことをもとにまちづくりを図ってまいりました。そのころというのは、今でもこのオホーツク管内、さらには北海道の中で言われているそういう場面があるのではないかなと、そのように思います。まちづくりの指針が一つのキャッチフレーズ的に使われるというようなところもあるのではないかと思います。また、東藻琴は「ノンキーランド」ということを使ってまいりました。現在もノンキーランドふるさとまつりでありますとか、使われているわけでありますけれども、そういうものが市町村の名前と相つながって全国の方々に知らしめていく、インパクトを与えるのではないかと、そのように思うところもございます。過去にもまちづくり宣言などについて、どのように考えるかという一般質問

をいただいたときもございます。そういうものも含めて、この10年という節目のところで考えていくべきではないかと、そのように過去、お伝えしたこともあったかと思います。まさに総合計画を策定しながら、この10年以降、どのようなまちづくりをしていくか。その議論の中で、まちづくりの宣言や、そのことに端を発した町のキャッチコピーというようなものも議論していかなければならないものと、そのように考えております。

ただ、先ほど言いましたように、旧東藻琴村、旧女満別町というところの名称、名前が非常に広く浸透してきたということがございますので、そのところと、どのように整合性を考えながら進めていくかというところが難しい課題なのかなと、そのように私は受けとめております。ただ、今漠然と大空町ということだけでしか売り出しておりませんが、先ほど言ったまちづくりの宣言、その趣旨などと合致するような、そんなキャッチコピーも必要ではないかと、そのように私も考えているところであります。これからの議論の中で、皆さん方からの御意見もいただきながら、そのことについて対処してまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の件、もう一度つけ足して、お話をしたいと思うのですが。昨年10月だったと思うのですが、愛知県の豊根村から村議会の方が視察をされております。その中で、そこも売りは芝桜公園なのですが、その中で一番気になった言葉は、キャッチフレーズだったのですが、豊根村で使っているキャッチフレーズというのは芝桜公園、それは2.5ヘクタールですから、大空町から見れば、本当に5分の1くらいなのですが。冬はスキー場、リフトがあってリフトの下に芝桜公園が広がっているようなのですが。そのキャッチフレーズが「恋人の聖地」、これで年間100万人だったかな、そのくらい呼んでいるそうです。だから、そういうキャッチコピー、本当に大事なことだと思うのですが、その形で十分検討していただきたいと思います。その辺、しつこくなりますけれども、再度よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 キャッチコピーというのは町であり、また、芝桜公園などであっても、そのことが発せられればイメージとして沸いてくるというようなものなのではないかなと、そのように思います。実際には、東藻琴芝桜公園のパンフレットなどには、「夢見る丘」というようなキャッチコピーもあるのですが、なかなか地元の方にも、まだ浸透していない部分があるのかなと、そのように思います。

また、もう一つ言えば、その夢見る丘と東藻琴芝桜公園との関連性、先ほど言いました、そのストーリー性がなければだめだということで問題があるのかも

しれません。そういうようなものを何か間でつなぐ、その役割のものというものも考えていかなければならないのではないかと、今の御質問からそのように感じたところでございます。そういうキャッチコピーにしても、単につければいいということではなくて、まちづくりのところの考え方、それらをもとにしたストーリーをつくった中でのキャッチコピーでなければならないのかなと、今回の御質問をいただきながら、そのように感じたところでございます。

ぜひ、この総合計画の策定、まちづくりの根本となるところから考えながら、そういったものについて町民の皆さんの御意見を賜るようにしてまいりたいと、そのように思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 5 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 10 周年に向けた取り組みについて、先ほど町長に答弁をいただきましたけれども、通常どおりの事業で、また町民ビックデーを兼ね備えてということだったのですけども。一つ自分で思うのは、確かにNHKのど自慢はPRになるのですけども、いつだか同僚議員とも話をしたことがあったのですけども。2 年前だったかと思うのですけれども、佐呂間町でお見合いパーティー、これは本当にPRじゃないかと思います。これは担い手事業、また、商工会の青年部の方もいらっしゃいますけども、町を挙げて、そういう形の取り組みもどうなのかなと。これは本当に同僚議員と2人で、かなり盛り上がったことだったのですけども、そういう取り組みもせつかくやるなら東藻琴芝桜公園で、あその場所で花束贈呈なんて格好いいです。そういう形で、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

本当にいろんなイベントを通して大空町、先ほど言いましたけれども、されど10年、たかが10年、確かに10年ですけども、何かPRをしないと、いつまでも、確かに女満別町、東藻琴村といえば、全国的にもわかっていただける方が多いのですけども。まだまだ大空町の知名度は低いです。その中で、ゆるキャラ、そらっきーも頑張っておりますけども、ホームページ、いろんな形で、まだまだ先進して考えていただきたいと思います。

再度、町長よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 テレビ番組であります、ちょっと題名は忘れましたけれども、婚活というような事業のお見合いパーティーが放映されるというようなことで、私どもの地域でも産業の若い方々、そういう機会がなかなかなくて、こういう取り組む必要ではないかと。これはこれとして、その産業の分野でこういったことの議論も多く出てきております。農業ばかりに限らず、地域の若い世代の方々をターゲットにしながら、そういう催しものを開いていくと。

私が思いますのは、今あります一つ一つの事業、今後考えられていく一つ一つ

の事業、そういったものを関連づけて取り組んでいくということが必要ではないかと。何かを単発で行うのではなくて、それを例えば10周年の記念事業化にしていく、そういう取り組みであるとか、そのイベントを通じて、大空町を売り出していくところにつなげるとか、そういう発想を持ちながら、これからの事業というのは取り組んでいかなければならないのではないかなと思っています。そんな意味では、先ほど言いました後継者の方々のその婚活事業的なもの、それはそれとして一つ考えながら、そのときにどのように東藻琴芝桜公園と結びつけていくとか。大空町をPRするところに結びつけていくとか、また、10周年の記念事業に結びつけていくかというような考え方を持って、そのところをつなげるというようなことをしていくことが、少しの経費の中で、いろいろな分野に影響を及ぼすことになるのではないかと思います。

ぜひ、これからの取り組みの中で、そういった意識を持ちながら、この事業の取りまとめなどにも当たってまいりたいと、そのように思いますので、今後とも御指導いただければと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今回の答弁で十分、結果オーケーなのですけれども。最後になりますけれども、来年度10周年になると思うのですけれども、本当にいろんな形でPRできるように、また、大空町の物産もいろいろありますけれども、そのPRといろんな形で10周年をけじめとして、またさらに大きく羽ばたけるように大空町のPRをよろしくお願いしたいと思います。

以上、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 最近、町のPRに一役を買ってくれておりますのが、そらっきーであろうかとも思います。最近是非常にキャラブームということで、他の市町村でもそういったものを製作するところがふえてまいりました。オホーツクキャラクターのその組織化みたいなものも、でき上がっている状況であります。本来、そらっきーは、ゆるキャラとして我が町に登場したわけではなくて、平成19年にカントリーサインのデザインを募集した折に、描かれていたものでございました。そこが出生になったのかなと思います。その後、平成20年には、さまざまなイラストデザインをつくったり、シールをつくったりということで、広報紙の中などでも使わせていただくことといたしました。その後、平成21年には名前がつかまして、そらっきー。さらに、平成22年に現在のそらっきーができてまいりました。彼も大分活躍の場が広がってまいりまして、ことしのお正月には年賀状なども届くようになったようでありますけれども、町のPRには欠かせない存在ではないかと、そのようにもっております。

現在、パワーアップをさせるべく、本人にどのような形が望ましいかというこ

とで意見も伺っておりますけれども、そういった力もいただきながら、大空町をしっかりとPRできる、そのことが地域、女満別や東藻琴とのつながりの中で地域の皆さん方の元気にもつながっていければいいなと、そのように思っております。

ぜひ、いろいろな方のお力添えもいただきながら努力をしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

時間がちょっと早いのですが、ここで昼食のため、休憩にしたいと思います。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

次に8番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 任期が最後になります。3月の定例会、一般質問をさせていただきます。私は、まず行政改革について。今まで行政改革を進められてきたと思いますが、進行状況といいたいでしょうか、進捗状況といいたいでしょうか、今まで進められてきた成果についてお伺いをしたいと存じます。

今では一般化をされておりますが、大課制からグループ制の効果についてお伺いをしたいと存じます。

3番目に、いらっしゃいませの励行を推薦されておりましたけれども、来庁者に対する挨拶の成果についてお伺いをしたいと思います。

以前、行財政改革についてお聞きをいたしておりましたけれども、東藻琴総合支所との連携について、合併10年を迎える今後について、当面は総合支所方式をとるとのお話でありましたが、今後のあり方についてお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 深川議員から行政改革についてということで、一般質問をお受けいたしましたので、御答弁を申し上げたいと存じます。行政改革につきましては、平成19年の3月に行政改革大綱並びに推進計画を策定いたしまして、事務事業の見直し、職員数の削減、使用料・手数料の見直し、指定管理者制度の推進などに取

り組んでまいりました。その後、防災でありますとか、少子高齢化など環境の変化を受けまして、簡素で効率的な組織機構、また、地域資源の活用、公共サービスの提供の仕組みと見直し、町民と行政と一体となった行政経営などを柱といたしました第2次行政改革大綱並びに推進計画を策定いたしました。これらは、平成24年度から平成28年度までの期間を目標に取り組んでいるものでございます。

具体的な施策といたしまして、自治基本条例の制定、計画実施・検証・見直しへの町民参加、さらには、町民意見の公募制度の導入、審議会等への公募委員・女性委員の登用、行政情報の提供や手続の明確化、事務事業評価制度の確立などが挙げられて、現在これらに取り組んでいるところでございます。

次期総合計画の策定を図らなければならないと、申し上げてまいりましたけれども、そこに向けて行政改革の推進ということは欠かすことのできないものであると、そのように認識をしております。現在の第二次計画についても着実に成果につなげていくように取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後も御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

大課制、グループ制を導入いたしまして、約4年が経過しようとしております。この制度の目的といたしまして、係の垣根を取り払うことで、従来は縦の系列でしか動けなかった職員、これを横の連携を図るように。そして、一部の担当職員に仕事が偏らない、そして全体で処理していくという体制を目指して、導引を図ったものでございます。大空町の定員適正化計画では、合併の前日185人の職員がいたところでございますけれども、平成28年の4月には132人という数値目標を持って取り組んでいるところであります。この目標数値で行政を運営していくためには、大きな単位が必要と考えまして、大課制、グループ制を導入したということでございます。町民の方々や職員にも戸惑いがあるものと思っておりますけれども、限られた職員数で効率的な行政運営を行っていくためには、組織の再編というものも必要であろうと考えたところであります。もとより、職員の資質向上もあわせて図っていかなければなりません。そんなことから、職員研修の充実とグループ内における情報の共有をしっかりと高めて、この成果が発現できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

現在、来庁者の皆さんに、いらっしやいませ運動というようなものをお示しながら取り組んでいる状況にあります。現在、私どもの職員に対する研修はいろいろなものがありますが、基本的な接遇研修を全員に対して行っているかといえば、そのような現状にはなっておりません。いらっしやいませということは、全体の奉仕者であるということを職員として、しっかりと認識をさせるための意識改革の一環として取り組んでいるものでもございます。従来、行政の職員といたしましては、いらっしやいませという声かけは、なかなかしにくいものではなかったかと思えます。しかし、必要な場面もあるというふうに思いますし、必要な場面でこの言葉が使えるということになりますと、親しい方にはいらっしやいという言い方もあるかと思えますし、おはようございます、こんにちわ、ありがとうございます、お疲れさまでした、そういう言葉も一番難しい言葉

が言えれば、出てくるのではないかと、そのように思っております。いつでも、どのような場所でもということではありませんけれども、よくTPO、時と場所とその場合によって使い分けるといようなことがありますけれども、それに応じた町民の方々への、また来庁者の方々に対しての挨拶ができるように、そういった趣旨も含めて職員に理解をいただきながら進めてまいりたい、そのように考えております。

次に、総合支所の考え方でありまして、合併協定書におきましては、事務所の設置方式は当分の間、総合支所方式にするというふうになってございます。その後の設置方式は、新町において検討するというふうな内容にもなっております。現在の私どもの町の体制につきましては、総合支所方式ではありませんけれども、一部、部署におきましては、分庁舎方式、さらには支所的な運用も行いながら、この総合支所方式を運営しているところでございます。当面、この体制を維持するつもりではおります。しかしながら、組織というものは生き物でありまして、その時代のニーズによって変化もしていかなければならないものと、そのようにも思います。常に町民の方々にとって使いやすい形というものを考えながら、それに対応した組織づくり、対応づくりというものに努めてまいりたいと、そのように思っております。

少し話がそれますが、平成24年の7月に道内の22の合併市町村が連携、協力をして共通の課題対処するために、北海道合併市町村連携会議というものを設立し、国・北海道に対してさまざまな要望活動を行っております。その大きな課題の一つが、各合併した市町村にあります総合支所等の経費を交付税にしっかりと位置づけてもらいたいということが、その要望の主たるものとなっております。そのようなことから、そういった財源をしっかりと確保することとあわせて、町民のためになるそういう組織というものを十分考えながら、これからも運営できるようにしていきたい、そのように考えているところでございます。現在のところ、総合支所方式を解消するという考え方は持っていないことを最後に付け加えまして、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 深川議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。私からは、行政改革についての二つ目、大課制からグループ制の効果について、教育委員会の立場から御答弁を申し上げたいと思います。教育委員会の事務組織につきましては、平成24年4月1日から、それまでの学校管理課、社会教育課の二課制から生涯学習課の一課制とし、総務グループ、学校管理グループ、社会教育グループの3グループ制に再編し、現在に至っております。各グループの所管事項について申し上げますと、総務グループは、主に教育委員会会議に関する事項、教育職員にかかわる事項などの教育委員会としての総務的な事項や学校施設、社会教育施設の維持管理にかかわる事項を所管しております。また、学校教育グループは、幼稚園、保育園のほか、小学校、中学校及び高等学校に係る指導調整事

務など、主に学校教育にかかわる事項を所管しております。社会教育グループは、子供から高齢者にわたる生涯学習活動として、かかわりの多い社会教育事業や社会体育事業を主に所管事項としております。また、事務所といたしましては合併時より、東藻琴地区においては、東藻琴総合支所2階に、女満別地区においては、女満別研修会館2階に構え、それぞれ総務グループ、学校管理グループ、社会教育グループの3グループ関係職員を配置し、教育委員会が所管するさまざまな事務事業を担当しているところでございます。

教育委員会の事業といたしましては、主催事業、共催事業など、町が主体的に事業を行うもののほか、後援という立場で側面から事業にかかわっていくものなど、多岐にわたっております。また、事業の開催場所につきましても、各種事業を担当する職員が中心となり、東藻琴地区、女満別地区それぞれにおいて、その地区で持つ機能や特徴といったものを生かしながら、さまざまな事業を展開しているところでございます。

教育委員会としてグループ制を導入してから、2年が経過しようとしておりますが、グループ制導入のメリットといたしましては、課・係制のときと比較し、各種事務事業の推進に当たり、職員間での情報の共有化が一層図られるとともに、年度の中で複雑に変化する業務量の増減に合わせ、グループを超えて集中的・弾力的に対応可能となったことが大きな効果として挙げられます。ただ、その一方で、事業の進捗管理やグループごと、あるいは個人ごとの業務量の調整が十分でなければ、特定のグループ、あるいは個人に負荷がかかり、アンバランスが生じてしまうといった懸念もございます。そのようなことにならないよう随時、小まめに管理職がマネジメントを行うよう努めているところでございます。

今後もグループごとの事務分掌の見直しや事務改善を図りながら、より機能的な組織にしていきたいと思いますと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、深川議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 御答弁をいただきまして、行政改革について、進捗状況については、平成19年から行われております大綱に、また総合計画そういったものに基づいて、ある程度の成果が出てきていると、そういった評価をしてよろしいのかどうか、お伺いをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 具体的に先ほど申し上げませんでしたけれども、この行政改革の大綱、推進計画に基づき、さまざまな新しい制度を創設するとともに、削減できる余力などについては、削減が図られてきたものと、そのように認識をしております。この3月にも、今年度の行政改革推進委員会を開催することとなっております。

すけれども、その中で、具体的な評価、数値的なものもお示しをしていきたいと、そのように考えております。評価としては、上を見ればきりがありませんので十分かという、まだまだ私自身できるところはあるのではないかと考えておりますけれども、数多くの成果を上げてきているのも事実かと、そのように受けとめております。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 いい成果が出ていることについては大変評価をしたいと存じますし、ただ、そういった中で、考えるのは町部局であって、こういったものを受けるのは町民であります。その中で、無理になっているようなところがないのかどうか、無理がかかっているところはないか、そういった評価があるかどうかをお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 正直申し上げて、町民の方々からは、こういった行政改革を進める上で、今までと違う形になります。また、今まであったものを削減するというようなことで、御不満なところもあるのではないかとこのうふうには受けとめております。例えば一つ例をとってみますと、先ほど具体的数字を挙げました職員数でありますけれども、185人から132人という目標を立てて、現在この数字に近づいてきております。しかし、町民の側から見ますと、職員数が非常に減ったといううふうの中で十分にサービスが提供されていないのではないかと、そのような御指摘を受ける場面も町政懇談会などでありました。しかし、私が説明を申し上げてまいりましたのは、今までは町の職員が全てのサービスを提供するという形で進めてまいりましたが、今後は民間の方々などに業務委託、また、指定管理といううふうな手法も使いながら、サービスを提供してもらう、そういう手法も取り入れていかなければならないと。サービス提供の仕方の形は変わってきておりますけれども、決して質を落とさないように努力をしてまいりたいと、そのうふうな話をさせていただいております。そんな中で、御理解をいただければといううふうに思っておりますけれども、まだまだそういったことの説明が十分ではなく、御不満な向きもあるのではないかとこのうふうに考えているところでありす。

また、行政改革の中では町民の皆様いろいろなところに参画、委員会への参加、そういったものも目標として掲げておりまして、町民の方々、行政組織でありますとか、行政の運営にかかわるところが非常に今までより多くなっているうふうな印象があるのではないかとこのうふうに思っております。少子高齢化が進む中で、そういったものをお願いされる、任される町民の皆様方からは、おもりに感じている部分もあるのではないかとこのうふうに感じしております。しかし、現在の透明性を持った行政運営を進めていく中には、決して、そのことを外すわけにはいかない

というようなところもありまして、ぜひそのことなどについては、町民の皆様の御理解を賜りたいと、そのように考えているところでございます。明確な評価という形ではありませんけれども、私の抱いている印象として、そのようなことが感じられるのではないかということをお話し申し上げたいと思います。

◇議 長 8 番、深川昇議員。

◇深川議員 町民それぞれ、立場、年齢的なものについて受ける感覚も違うと思いますし、それぞれ考え方も違うことは理解をするところでありますが、確かに185人から132人となりますと、大変な削減。確かに基本的な職員数、これは担うものがあると思いますが、やはり人数ではなく、基本的な優秀有能な職員がいるわけございまして、そういった職員の能力をより一層引き出す、これが町部局の仕事ではないかという認識をするわけですが、その辺を含めて今後に生かしていただければと思います。

続きまして、大課制からグループ制の効果についてお聞きしたわけですが、先ほどの答弁では全体で考えると、そういったことの効果が実際に出ているかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 行政改革の関係でありますけれども、職員数の関係ともつながります。職員数は目標30%を削減ということで、先ほど言った民間の方々のお力添えをいただくほか、嘱託職員でありますとか、来年度以降は再任用制度などを活用しながら対応していきたいと。しかし、いずれにいたしましても、職員の資質の向上というところも組織との関係の中で必ず取り組んでいかなければならないことと、そのように思っておりますので職員研修もしっかりと充実をさせていきたいと、そのように思っております。

また、次の大課制の質問でありますけれども、横の連携が図られるようになってきたかということでございますけれども、まだ、移行して3年と8カ月。その中で、どれほど横断的に仕事が行なわれているかという点、そう多くはまだないように思います。例えば、総務課でありますと、従来は、現在ある総務グループのところには、情報管理係、そして総務係、職員厚生係、3つありました。財政担当のところには、管財係、財政係、その昔には経理係というものもありました。また、企画グループのところには、企画係、地域振興係、広報係、行政経営係というようなものもありました。そうやって、その係ごとに人員を配置した場合、隣の係の仕事であっても、なかなか口を出すという言い方をすると大変語弊があるかと思いますが、隣の係の仕事に割って入るということは難しいところがありますし、仕事が忙しいと言っても、隣の係の仕事を奪って一緒になって仕事をするということは、ほとんどなかったかというふうに思います。しかし、そういった垣根を組織の中で一つとることによって、忙しいときには一つのグルー

プの仕事として、みんなで協同で取り組む、そういう姿勢が芽生えてきているのではないかと、そのように思います。そういった中では、こういうような体制というものは、必ずやこの時代の中で生きてくるものと思っております。

十分な成果のところまでは、まだまだ達してはおりませんが、さらに、この成果が上がるように職員の意識改革とあわせて、この組織機構が運営されるようにマネジメントをしていきたいと、そのように考えております。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 確かに、大課制からグループ制に変えたからといって、すぐに運用がうまくいくとは理解をしておりませんが、ただ、町民目線ですと、なかなかその理解しがたいところもあるということを、ものにもよりますけれども、問題にもよりますけれども、その辺の理解がなかなかされていないのが現状です。もう少し踏み込んだ形の中でPR、あるいは運用を知らせることを広報していただければと思いますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 御指摘の点について十分配慮してまいりたいと思います。私がこの制度を取り組みたいと、こういう制度にしていくべきだと、そのように考えた理由の一つの中に、町民の皆さん方が各係の名称というのを、どの程度御存じなのだろうか。先ほど一つ、総務課の例をとって申し上げました。しかし、時代とともにその名称も変わっておりまして、町民の方々は、多分、先ほど言った総務課の中で覚えていらっしゃるの、財政係であるとか、広報係であるとか、企画係だとか、言えば総務係程度ではなかったかと思います。行政経営係だとか、さらには情報管理係だとか、そういったものというのは、非常に覚えづかったのではないかと。窓口に来られたときに、総務課の誰それさん、こんな仕事をやっている方に相談に来たのだというようなお話が窓口であったかと思います。これは、総務課に限らず、現在の福祉課などでも、どのようなご用事でいらっしゃいましたかと聞いたときに、国民健康保険の関係だと。それが、医療福祉係だろうか国民健康保険係だろうか。そういうようなことというのは、なかなかわからないというようなこともあったのではないかと。そういうようなものを幅広くお聞きをして、その担当の部署に照会をしていく、そういうことも、例えば、先ほどの総務課でいえば、総務グループと企画グループと財政グループしかない、そこはいずれかの所管であるということで、おつなぎをして仕事をさせていただくことができるのではないかなと。そういう意味で、町民の方々から覚えやすい、そういう部署づくりも目指していきたいというようなことも思ったところでございます。そういうことも含めて、私だけがPRをするということでは限りがあります。また、職員も自分の仕事の延長線上だけでお話をするというのも、限りが

あるかと思います。地域担当者というようなものを配置しておりますけれども、その目的の一つには、自分たちの仕事を地域の皆さんに紹介をしていく、そういうことも大きな役割ではないかと、そのように考えております。私をはじめ職員がそれぞれのいろいろな立場の中で、自分たちの組織や仕事の内容を町民の皆さんにお話をしていく、それこそが情報公開、透明性の高い行政運営のスタートになるのではないかというふうに考えますので、そういう意識を持って職員ともどもPRに努めてまいりたい、そのように思います。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 なかなか町民とすると、我々は通いなれておりますけれども、町民ですと、なかなかその役所を利用しづらい方もいらっしゃると思います。ただ、保険証が欲しい、あるいは住民票が欲しい、そういった場合、入口を入れてこう考えているときに、職員にどちらに用事ですかとそういった声かけをされている姿も、多々見ることがあります。そういった励行は、これからも推し進めていただきたい。これは町民にとってありがたいことですし、職員であれば、どういった用事でどこということがすぐにわかるわけでございますので、その辺の手法については今後も進めていきたいと、このように思います。

続きまして、教育委員会でございますが、町民にとって、教育委員会の3課制というのはなかなかわかりづらい、どこに何がある、どうだということについては、なかなか今のところ理解されていない、認知されていないというのが現状だと思うんですが、その辺の認識度についてお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 窓口などでの町民の皆さんへの声かけというのは、組織を理解していただくこともありますし、町民の皆さんにサービスを提供するというその意識に立って、そういう運動を行っていくということは大変大切なことだと。改めて御指摘をいただきましたので、職員ともども、もう一度そのところに立ち返って、しっかりとした対応ができるように努力をしてまいりたいと存じます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 お答えを申し上げたいと思います。教育委員会は一課制で、なおかつ3グループ制ということを1回目の答弁でも申し上げたところでございます。総務グループ、学校管理グループ、社会教育グループというその3グループで仕事になっているわけでありましてけれども、まだまだ、そのグループごとの事務分掌の内容が住民の皆さんに十分徹底できているか、浸透されていれるかというのと、なかなかまだスタートをして2年ということもあり、もっともっと事務分掌内容のPRに努めていかなければならないと、そのように反省しているところでござ

います。

教育委員会では毎年度、教育委員会事務局の経営方針というものを定めまして、職員一丸となって事務処理に当たることとしております。また、具体的取り組み方針の一つとして、チームスタッフとしての責任ある事務処理と組織内外の連携、協力体制の推進を1番の目標として掲げるとともに、その徹底に日々努めてきているところではございますけれども、多種多様な教育分野にわたる膨大な事務を総務グループ、学校管理グループ、社会教育グループの3グループの職員が手分けをしながらこなしているのが現状でございます。全ての職員が、全ての事務事業を把握できているというわけではございません。しかしながら、グループを超えて、多くの職員が住民の皆さんに親身に、丁寧な対応をするということを目指しながら、一丸となった事務処理に今後も当たってまいりたいと、そのように考えておりますし、職員への指導もしてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 我々もそうですが、教育委員会に3グループがあって、細々しく大変な仕事量ですし、その辺は理解したのですが、なかなか我々もはっきりと理解できているかという、なかなか理解ができていないのが現状で、教育委員会に関することを町民が頼む場合については、誰に言っても同じだという、つながっていくというぐらゐの理解度が一般的だと思うのです。ですから、今後に向けても、こういった3グループ制のPRといいましょうか、認知度を高める努力はしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。その辺のことについて。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 先ほども答弁をいたしましたように、非常に学校教育から社会教育、あるいは施設管理などと幅広い業務を手分けしているということもありまして、すぐさま即答して対応できるということが、全職員ができればいいわけでありまして、けれども、仕事の種類によっては、職員が事務局を担当し、他の団体の方々とともに事業をつくり上げる、いわゆる実行委員会形式の事業なども担当をさせていただいておりまして、そのような事業の場合などは、状況の変化によって、常に情報が動くということもありまして、最終的には担当者に聞かなければ正確かつ正しい情報を住民の皆さんにお伝えできないと、そういったものも仕事の中にはあることを御理解いただきたいと、こう思っておりますけれども。いずれにいたしましても、オールラウンドプレーヤーとして職員が一丸となって対応できるように、いろいろな知恵を出しながら、また、広報などで年度当初などに大きな教育委員会の3グループの内容、仕事の内容なども周知をさせていただくと。また、さらには住民の皆さんが高い関心をお持ちの事業、また、お問い合わせの多い事業といったものについては、極力情報の共有に努めながら職員が対応できる

ような、そのような組織にできるだけ持っていきたいなと、そのように思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 どうかよろしく願いをいたします。

続きまして、来庁者に対する挨拶の成果、いらっしゃいませという挨拶の励行を推進、大変素晴らしいことだと評価をしておりますけれども。これはお願いといいましょうか、なかなか我々は議員という肩書がありますから、職員の方々は、必然的に挨拶をしていただきますけれども。町民目線、町民から言わせますと、なかなか挨拶をしてもらえない、挨拶がなかったということは多々聞かるところにあります。できれば、このいらっしゃいませと並行をして、朝は先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、自然におはようございます、お昼はこんにちは、夕方はこんばんは、これも並行して進めていただければ問題点もなくなる。それから、いらっしゃいませという、こういった考え方はいかがかと思うのですが、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まさしく議員の言われるとおりであろうかと思っております。当初、先ほど言いましたように、いらっしゃいませという言葉を使うようにというふうなお話をしました。先ほど御答弁の中でも申し上げましたとおり、その1番難しい言い方のところであれば、本来、その時と場所、また場面に応じて、さまざまな言葉の御挨拶ができるようになるはずだと、そういうことを職員に伝えてきたつもりでありましたけれども、どんな場合であっても、何かいらっしゃいませを全部言わなければならないのだというように、こう解釈をしてしまっている部分もあろうかと思えます。そんな中で、なかなか言いづらい言葉でもあったりしますので、そういう言葉が発せられなくなってしまっているという、逆の効果が出てきてしまっているところもあろうかと思えます。当然、私などもそうでありまして、お尋ねをいただいた方にいらっしゃいませとか、おはようございますとか、一つに限らず、いろいろな御挨拶の形式で相對するところもあります。そういった趣旨の向きもあわせて職員には、しっかりとその意味合いというものを伝えて、来庁者の皆様に不快な思いをさせないような、そんな取り組みへと衣がえできるように周知を図ってまいりたいと、そのように思います。御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 もう1点、つけ加えさせていただきますと、連携、そういったものを職員間でも、最近ではラインでありますとか、メールが主体となっております。な

かなか、そのひとつ対面することが少なくなってまいりまして、その辺がやはり、町民との間があくのかなと、そういった心配もしているわけです。我々も多少なりとも、よその役所に行くわけですけれども、なかなか職員から挨拶をしていただける役所というのは本当に少のうございます。ですから、そういった挨拶の励行が推進しますと、これも、きょう大空町議会は表彰をされましたが、表彰に値すると、このように思いますが、その辺も考えながら推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 挨拶を交わすことというのは、例えば来庁者の方々が自分に向かって何かを話しかけてくる、私に対して用事があると思ったときには、どのようなことでしょうか、おはようございますというのは、かけやすいのかと思います。しかし、また、どういうシチュエーションですれ違うか、会うかという中で、やはり人を承知してないといいましようか、知らないで、なかなか声はかけづらいものかというふうにも思います。そんな意味で、先ほど言いました、一度に大量の方々に伝達ができる、今でいうメールでありますとか、そのほかのいろんな手段がありますけれども、そういったものは便利ではあるのですが、人と人との直接のつながりを疎遠にしている部分もあるのではないかと。また、人を御存じないがゆえに、声をかけづらいというような意識も、ひょっとしたら働いているのではないかとこのように思います。知っている人が向こうから歩いてこられれば、当然、先ほどのいらっしゃいませ、もしくは親しい人であれば、いらっしゃい、また、おはようございますとか、こんにちとはとかという言葉がかけられるのではないかと。しかし、知らない人であるがゆえにかけづらいというような、そんな場面もあるのではないかと思いますので、なるべく職員には、先ほど言いました地域担当者なども含めて大勢の町民の方に顔と名前を覚えていただく、また、自分も町民の方々を多数覚える、そういう形をつくっていかなければならないのではないかと、そんな話もさせていただいております。そういった趣旨からも、そここのところを結びつける挨拶の大切さというようなものも説きながら取り組みを進めてまいりたいと、そのように思います。今後とも、そういう活動で町民の方々と近い存在である役場組織というものの情勢に取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 8番、深川昇議員。

◇深川議員 最後になりますが、総合支所との連携について、このことについても同じ役場でもありますし、言われる人によっては元気がないと、そういった指摘をされる方もいらっしゃいますが、私個人的には元気がないということはないと、そのように評価をしているわけですけれども。今後とも総合支所とも連携を深め

ながら、より多くいいまちづくりに協力をさせていただきたいと、このように思っております。

以上、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 仕事をする上で、課の存在というのは、一つの決裁を決めていく、一つの大きな組織体になっております。それが、役場側にあり、また総合支所側にもあります。しかし、町民に相對するときなどは、福祉の施策、産業の施策、それぞれのおのの地域を担当している部分もございますけれども、そういったときには、特に連携をしっかりとして相對していかなければならないものと、そのように思います。そういった中においては、大空町となって8年、この組織の連携というものは、日に日に深まってきていると、私はそのように感じております。単独でやっている仕事、お互いの関係する部署の課が、総合支所の課が、もしくは役場の課が知らないということが非常に少なくなっているような気がいたします。そういった中で、町民の皆さんの負託に応えられるような、組織としての行政のあり方、それを役場と総合支所で担ってまいりたいと、そのように考えてございます。

今後もお気づきの点があれば、いろいろ御指摘を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇議 長 これにて、深川昇議員の一般質問を終了します。

次に、9番、勝田鉄城議員の一般質問を許します。

◇勝田議員 私からは、2点にわたって、町長の所信をお伺いしたいと思います。1点目は、エネルギーの自給への創造ということで、質問をしたいと思います。午前中、中堀議員が節電について、非常に現実的な節電についての質問をされておりましたが、私の場合は、実現できないかもしれないような、ちょっと大き過ぎるような話題でありますけれども、私は必ずできるというふうに思っておりますので、町長も、前向きな答弁をいただきたいというふうに思っております。私たちが、この豊かな日本をつくり上げたというのは、やはりエネルギーが一番重要な位置にあったからだというふうに思っております。一番は食料ですが、2番目はエネルギーではないかというふうに思っております。日本が太平洋戦争に突っ込んで行ったのも、私はまだ生まれていませんから、聞いた話ですが、エネルギーが問題であったと。日本にはエネルギーがなかった、最後は松やにまで集めて戦闘機を飛ばそうかというようなことまであったということでありました。また、繁栄を極めたローマ帝国ですか、あれがあれほど繁栄をしたのに、いつの間にかあつという間にローマ帝国は他国に滅ぼされて消え去った。これも繁栄を極めるために周りの木をどんどん、どんどんエネルギーのかわりに切って繁栄をしたと。木がなくなったときには、他国から攻められてしまったと。これ

ほどエネルギーというのは、大事でないかと言われております。

私たちの住む日本には、５％程度しかエネルギーを自給することができないと言われております。残りの９５％は、全部輸入でこの豊かさが成り立っているということでもあります。このエネルギーも、地球的に見れば、原油では恐らく４０年ぐらいしかもたないだろうというふうにと言われております。ちょうど３年前、私たちが３月の議会をやっているときに、東日本の大震災が起きて、私たちが会議をやっている最中、この議場がゆらゆらゆらゆらと、２時４６分でしたけれども、１分か２分遅れてこの議場が揺れておりました。議会を中断してテレビを入れたところ、仙台空港がテレビに出ておりました。飛行機が流れ、車が流れ、海水が仙台空港を襲って、すごい津波が起きたのだなということが初めてわかったのであります。あのとき、福島原子力発電所が大震災によって事故を起こして、今なお原子力発電所は動いてない。それから、福島の人たちは、いまだに村へ帰ることもできない、そんなような大事故が起きたにもかかわらず、また国はエネルギー基本計画の中で、原子力をベース電源として位置づけようかというような案をつくっております。あの事故を教訓にして、今ピンチをやはりチャンスに変えなければならないなど、私は思っております。いわゆる、自分で使うエネルギーは自分で自給しましょうということです。これを私はできるというふうに思っております。今、北海道も再生エネルギーの数値目標を立てて、北海道も自分たちでできるエネルギーは地域でつくろうということで、計画を立てております。したがって、私たちもそれに沿って、自分たちの町のエネルギーは、自分たちでつくろうではないかということをやっても、いいのではないかなというふうに私は思っております。このエネルギー問題というのは、私は議員になってからずっとライフワークみたいにして、何度か質問をしてきておりますが、なかなかいい回答がいただけなくて、きょうに至ったということでもあります。できれば私も条例を制定して、町長と一緒に目標を立てて、町民みんなで自分で電気をつくろうかというようなこともやりたかったのですが、やることができませんでした。私の力不足ではありますけれども、それで町も自給目標を立てましょうと、こういうことでもあります。

それから、もう１点は、地域にある私たちの再生エネルギーをいろいろとありますので、これを導入しましょうということです。

それから２点目、町も住民もスリムということで、これは、この町の姿というのは、恐らく日本が右肩上がり人口がふえて町が大きくなっているという前提のもとで、郊外へ郊外へというふうに建物が移っていったのではないかなというふうに思います。しかし、数年前から日本の人口は、だんだん減り続けて、この先１５年、２０年には、ちょっと忘れましたが９、０００万人台になるだろうと言われております。結局、少子高齢化ということでもあります。これを受けて、やはり町の形も、今まで膨らんできた町をスリムにしなければならないのではないかなと、私は思っております。町の公共施設を中心に集め、それから病院ですとか介護施設ですとか、それから幼稚園、保育所、このようなものも、あと商店街も中心に集めて、その周りに住宅街を配置すると。住民は、住宅から歩いて中心

街にお買い物へ行ったり、本を読んだり、介護施設、老人施設で遊んだりとか、そして終わったら、また歩いて帰る。この歩くということが、私たちの健康にはすごくいい、筑波大学の先生が新潟県の見附市、そこで調査をしております。これは、平均70歳以上のお年寄り380人を対象にして、酸素運動といいますから歩く運動です。これをやって、医療費がどう変わるかということを調査しております。その3年後、調査をした3年後ですか、結果は医療費が27万円ということで、しなかった人よりも10万円安かったそうであります。やはり、この歩く、みんなで歩く町というのが、歩いて通うよ、車ではなくて。去年ですか、一例ですが、乗り合いタクシーというのを町が試験的にやりました。そうしますと、山は確かに利用客もあったのですが、それよりも、郊外のお年寄りのほうの利用客が多かったと。これは、やはりお年寄りは歩いてなかなかお買い物にも行けない。それから、公共施設に用事を足しにも行けない。そういうことで、郊外のお年寄りの利用が多かったのではないのかなと、私はそんなふうに思っております。ですから、町の中心地に介護施設ですとか公共施設を集めるということが、やはり必要ではないのかなというふうに思っております。それで公共施設を複合化すると、要するに単体で建てないで二つ、三つの機能を一つの建物にまとめてつくったほうが効率もいいですし、お金もかからないですし、利用客にも非常によろしいのではないかな。本を借りるときには、あっちのほうまで行って、病院に行くときには、とんでもないほうまで歩いてと、そのうちにお年寄りは疲れて、とても行けなくなってしまう。こういうことありますので、行政も仕事をする上では、近くにあったほうが非常に効率がよいのではないのかなというふうに思っております。そこで、お年寄りが介護施設に入ることになれば、今もそうですが、空き地ですか、空き家が町の中に結構見られるようになりました。これは、やはり何とかしなきゃならない、国の制度があるかどうか私はわかりませんが、やはりそれも国の制度や何かに訴えかけて、やっていくべきではないのかなというふうに思っておりますので、町長の所見をお伺いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 勝田議員から2点にわたる御質問。まず、1点目のエネルギー自給への創造という内容でございます。4年前にも議員から、この同様の御質問をお受けいたしました。そんな記憶がございます。町としてエネルギーの自給率というようなものを目標設定してはどうかということでの内容だったかと思えます。そのときには、町として自給率という目標を当時持ち得ておりませんというような話をさせていただいたかと思えます。現在も自給率、またそれに対する目標というようなものを設定するに至っていないということは、議員も御承知かと思えます。正直、どのような形で、そういうようなものをつくり上げていくかというところのノウハウが不足をしているというところも私どもにはあるのかなと、そんな反省をいたしているところでございます。

現在、町として取り組ませていただいておりますのは、役場が事業所としての地球温暖化対策実施計画というようなものを持って、今使っている電力量、また二酸化炭素の排出量を何%抑制するかというようなことについての目標設定はしております。そういうところで取り組んでいるというところがございます。また、町として町民の皆さんや事業所の皆さん方に削減に向けての指針というものをつくって、いろいろな取り組みをお願いしておりますけれども、こちらのほうは、その取り組みの事例などを紹介しているということにとどまっております。具体的な数値での目標というところまでには至っていない状況でございます。これらは、平成20年度、平成21年度という形で取り組みを開始してまいりましたので、東日本大震災以前のお話でございました。そんな中で、東日本大震災の発生を受けて、全国各地で再生可能エネルギーの推進でありますとか、環境のまちづくりに向けての条例化、エネルギーのあり方などについて、議論が非常に多くなってきているように思います。こういった先進的な自治体の例も、私どもとしては参考にしていかなければならないものと、そのように思っております。

現在、次期総合計画を策定するという、その準備段階に入っております。平成27年度中には、何とかこの総合計画をつくり上げていかなければなりません。その中の項目の一つとして、地域での再生可能エネルギーの導入というものは非常に大きなウエートを占めるのではないかと、そのように思います。その中で、町民の皆さんと議論を重ねさせていただきたいと、そのように考えております。そんな中で、どのような目標設定ができるのか、どのような形で町民の皆さんにPRをさせていただけるのかというところについて、考えて検討して設定に向けて努力をしていきたいなど、そのように考えているところでございます。町といたしまして、その具体的な目標設定というところは持ち得ては現在おりませんけれども、先ほど別な議員の御質問の答弁の中で一部お答えをいたしましたように、平成24年の4月から地域における新エネルギー、太陽光でありますとか風力、氷雪、その他の化石燃料以外のエネルギー、再生可能エネルギーなどの設置に対しても、町として助成、補助金を出して、そういったものを誘致するという取り組みをさせていただいております。また、きょうの新聞などでも、生活協同組合コープさっぽろの方々が発電事業者から電力を買い取って供給をするというような制度なども出てきてまいっております。制度でありますとか技術面、またコスト面などから非常に技術革新そのものが行われていくであろうと、そのように考えております。そういったものに対する支援策でありますとか、導入の検討というものを今後図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

続きまして、町も住民もスリムにということで、公共施設の複合化でありますとか、空き家対策などについて御質問をいただきました。行政改革大綱の中では、施設の統合化、複合化というものに取り組むという項目がございます。新規施設や老朽化による建てかえのときには、後年度の財政運営に影響を及ぼさないように、できるだけ施設の統廃合や複合化を検討し、そのあり方というものを議

論していかなければならないと、そのように考えております。そんなことから、公共施設同士の機能の複合化ということももちろんありますけれども、民間の方々の施設との複合化などについても検討していくことが必要ではないかと、そのように思います。古い事例になりますけれども、昭和60年に建てましたこの庁舎の議事堂文化ホールは、議場としてももちろん使わせていただいておりますけれども、そのほかに音楽ホール、多目的ホールとして使わせていただいているという機能の複合化という点に当たろうかと思えます。また、平成2年には女満別図書館と駅舎を合築した施設というようなものをつくった事例などもございます。そういった事例を参考にしながら、今後施設機能の複合化などというところも検討してまいりたいと、そのように思います。ただ、この時代、なかなか新しい施設をつくっていくということや建てかえということが、どの程度できるのかなというような思いもございます。改修というようなところが精いっぱいではないのか、そんな少しマイナスの気持ちもなくはないというのが正直なところであります。ただ、将来のコストのことだとか、そういったところを企画検討しながら、できるものについては統合させていくということが必要ではないかと、そのように思っておりますので、努力をしてまいりたいと思えます。また、これらの施設などの建てかえ、改修、新設などといったことなどについては、先ほど申しました次期の総合計画の中でさまざまな御意見があるものと、そのように考えております。そういった議論の推移を見ながら、対処してまいりたいと、そのように思っております。

次に、空き家の関係でございますが、過疎化、高齢化、核家族化、そして人口減少というところに伴いまして、空き家がふえ適正な管理ができずに廃屋となってしまうケースが多くなってきておりまして、我が町でも、そのような傾向が見てとれます。廃屋となりますと景観を損ねる、また、倒壊等による危険性もあり、防犯上からも不安を与えるものでございます。道内の市町村では条例を整備いたしまして、空き家等の情報提供に關することでありまして、必要な措置に關する指導、助言、命令、そういった内容、さらには行政代執行の実施について定めていらっしゃる場所もございまして。また、撤去解体にかかる費用の一部を助成する制度などを設けている場所もございまして。先ほど言いましたように、町内でも空き家が廃屋化している状況が見られるようになっておりまして、担当課調査では女満別で85戸、東藻琴で34戸の空き家の存在が確認をされております。この対策についての必要性を感じているところでございまして。現在は、どのような対処をしているかということではございますが、町では廃棄物の処理及び清掃に關する条例を持っておりまして、空き地、空き家の所有者等に対し適正な管理をするよう定めております。これに反する場合には、必要な措置を講ずるよう指導、または勧告ができるということになってございます。過去にも危険回避のため、屋根の飛散防止工事を町が実施し費用負担を願ったり、また、適正な管理を行うよう文書により指導をした事例などもございまして。そのほか、町では住みかえ事業によります大空町空き家等情報登録制度というものを設けまして、空き家の買い取りをされる方々や賃貸で借りる方々に、その費用の一部を助成する

という取り組みを行っております。この利用というものも空き家対策の一助になるものと考えているところであります。しかしながら、廃屋化してしまったものについては、取り壊しも必要になるだろうと思います。経済的な理由から放置されているものもあるように思いますので、その費用の一部を助成するという方策も効果があるのではないかと考え、現在検討しているところでございます。また、そういった助成制度があったとしても、取り壊しが難しい場合もあるのではないかと。それは、さらに経済的な困窮度合いや、その建物などの権利関係などによって難しい場面もあるのではないかと想像をしております。そういった場合に、行政がかわって執行するなどのことも必要かと思っておりますけれども、これらについては、それなりの基準などを明確にしておかなければならないものと。それらを条例規定という形が必要ではないかと、そのようにも考えておりまして、先ほど言いました助成制度よりも多少制度設計に時間がかかるものと、そのように判断をしているところでございます。この空き家対策については、私どもの町だけの課題ということではなく、オホーツク圏域、日本全国の課題になっているようにございます。そのため、この地域の市町村、議会などで構成をいたしますオホーツク圏活性化期成会でも補助制度の充実でありますとか、法整備について、国に対して要望しているところでございます。先ほど申し上げました対応策などについては、早い段階で皆様にお示しを申し上げ、協議をさせていただきたいと、そんな考え方でおりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 1点目のエネルギーの関係ですが、私たちの町を見ますと、再生エネルギーというのは結構あるのではないかと。技術の革新も随分進みまして、基礎研究などは大体私たちができるのではないかなというぐらいまでいっているようですが、なかなか実現するには予算ですとか、制度ですとか、いろいろな障害があって、なかなかできないようであります。例えば、私たちの町でできるとすれば、まず簡単に考えると水力、古梅ダムの話も前回いたしましたけれども、ダムの水ですとか、それから上水の水、東藻琴のところから流れてくるには圧がかかって流れてきますので、圧力も利用できるのではないかと。それから、住吉本郷地区ですが、網走川が流れておりますけれども、あの水量というのは、かなりのエネルギーを含んでいると思います。川の中に水車を設置して、エネルギーをとり出すという研究も今されておりました、実際にも製品化されております。これは、お金との関係ですけれども、たくさんこう並べれば、かなりなエネルギー、電力ですか、とり出せるというふうに思っております。それから、下水です。この下水については今、網走市に両地区からいて、あそこで処理をしていただいているのですが、筑波大学の先生が、油を多量に含む藻を研究して、現在、3年前に仙台市の下水処理場が被害に遭って、6割ぐらいしか能力がなくな

ってしまったというところに、その藻を使って下水処理を行う。さらには、藻をとり出して、油として搾ると。これも、今、企業として成り立つかどうかという研究がされておりますけれども、あちこちの大学ですとか、民間でジェット燃料までつくろうかと言ってやっておるようです。これは、もう網走市と協議をして国の助成などをいただいて、東京農業大学もありますし、北見工業大学もあります。そのような研究機関で、我がこの地区に合うような藻、その筑波大学の先生の藻が合うかどうかわかりませんが、それらも研究したらいいのではないのかなというふうに思っております。

あと、太陽光ですか、これも何年か前の数値ですが、北海道で大空町が5番目に100戸当たりの設置戸数が多いと。1番が小清水町、大空町は5番目というような報道もされておりました。この太陽光も今、設置をされている方には申しわけないのですが、技術革新が恐らくもう5年もすればいいのが出てくるのではないかと思います。今の2倍、3倍発電できるような研究がされて、実際に製品化される一歩手前まで来ているという報道もされておりました。それと、そういう電気を使って車のバッテリー、1,000キロメートルぐらい走れる蓄電池も、そのうちに出るだろうと言われております。それから、私たちの町に風力は向かないかもしれませんが、風力ですとか、余った電気を、あれは北海道大学の先生ですが、有機ハイドライドという液で水を電気分解して、余った電気で水を分解して水素をためるような研究もされておまして、これは稚内市や苫前町で今度は実験しようということで、それをやっておりました。その水素を使って発電をしたり、車の燃料にしたりと、そんなようなところまで来ておりますので、私たちの町にも自給目標を立てても、絶対にできないというものではないのではないかと私は思っておりますので、私たちの代で、この大事な地球の化石燃料を使い切ってしまうということが、どうしても罪に当たるような感じがするわけです。私たちは研究者ではありませんから、なかなかできませんけれども、やはり自分たちの周りを見渡して、そういうようなエネルギーがあるかどうかというのであれば、やはり取り組むべきではないのかなというふうに思っておりますので、町長の先ほどの答弁ですと、平成28年から始まる総合計画の中で位置づけていこうかというようなお考えもありましたので、そんなような情報提供になるかと思っておりますけれども、実現可能と私は思っておりますので、より強力に押し進めていただきたいなというふうに思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 過去にも古梅ダムの活用の中で、小さな水力発電ができるのではないかと、そんな御発案もあったかと思えます。それらについては、北海道開発局が設置をしたダムということもありまして、そこが中心となって研究をした事例もございます。また、藻の関係でありますけれども、ある方から御紹介をいただきまして、その油分というのでしょうか、油性分というのでしょうか、そういうものを出す藻があって、それを燃料として使うことができるというような御紹介もあ

りました。その中で、網走湖でそういう藻の繁殖ができないだろうか、それをまたエネルギー化していくことができるのではないかと、そんなことで私に御紹介がありましたので、開発建設部の河川の担当の課長さん方などに、こんな事の研究が進んでいるようでありますと、幸いにして網走湖があり東京農業大学などもあると、そんな中で研究が進められないかどうか、国としても検討してほしいというようなお話をさせていただいたこともございます。先ほどの小水力の関係については、確かに水力発電はできるのですけれども、ダム構造などからいうと、そう多くの電力量はなかなか難しいなど。今あそこでつくるとすれば、80戸程度の一般家庭に供給できるような、その程度の水力ではないかというようなことで、構造上からいいますと、緑ダムなどのほうが大きな電力を生み出す可能性があるというようなお話をいただいたこともございました。過去には道の駅、今のメルヘン公園のところで風況調査などをNEDO補助事業で実施をしたことがございまして、当時の状況からは風力発電における風の量としては少な過ぎるという判定もいただきました。

一番難しい判断というのは、先ほど議員も言われましたように、さまざまな制度というものが技術革新の中で上がってきていると。あのときだめだったから、今はだめだということではないと思うのですけれども、どの程度の経費の中で、どの程度の効力を生み出していくかというところが大きな課題になるのではないかと考えております。ただ、私が職員と話をする中でも言いますのは、例えばこのLEDに変えたときの議論の中で、今そのLEDに変えるための設備工事をやって、その電球を買うということと電力量が下がるということと、経費的にはどっちがいいのだろうかというような話もありました。ただ、私が申ししたのは、確かに自治体の中で費用対効果というものは大切なことではあると。しかし一方で、その電力を今までの形から電力の供給、受給バランスを変えていかなければならないという、そういう社会使命を帯びているところもあるのではないかと。そんな中では、必ずしも費用対効果一辺倒の考え方だけではなくて、社会としての使命を果たしていくというのも行政組織としての役割ではないか、そんなことも考え合わせながら取り組みを進めていかなければならないというような話をさせていただいたこともあります。

先ほど議員が言われました事柄などについては、確かに可能であります。しかし、今時点では非常に経費のかかることも事実かというふうに考えております。町民の皆さん方にどの程度のバランスであれば御理解をいただけるのか、そんな議論も必要ではないかというふうに考えております。そここのところの議論も一緒にいただきながら、その導入の方向性について検討を加えていきたいなど、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 2番目の町と住民がスリムということでありましてけれども、いつぞやの新聞に日本に全国の空き家が、当時の統計ですから二、三年前かと思うのですけ

れども、８００万戸だかあるという報道がされておりました。私はびっくりしたのですけれども、実は東京都の中でもそのような問題があって、今は大丈夫だけれども、いずれそういう問題が都市の中心の東京都でさえ出てくるというような報道がされておりました。そのような報道を聞いて、私たちの町とどうなのかなと比べたら、なるほど私たちの町にも中心地に空き地ですとか空き家があるということです。これは、老いていくような、年といたら失礼かもしれませんが、人口が減っていく中で、このようなことではだめではないのかなというふうに私は思っておりました。

議会で深川市を訪れる機会がありました。深川市は、農村の空き家住宅があそこは１年に３０戸ぐらいの農家がやめるというふうに言っていたかと思うのですけれども、離農をしていく方がおられるそうです。それは、今、町長が言われたように、いろんな経済的な問題もあるのでしょう。そのままにしている方もおられる、それを何とか行政でできないかということで調べた結果、国の政策などを取り入れて、これは難しい、ひねってはやっているようですけれども、それらを導入して農家の人の手出しを少しでも減らして、跡地を整理し水田に戻して、地域の残った農家の方に買っていただくというようなことを進めているのですよというのを、議員みんなで深川市を訪れたときに、そんな話はしておりました。

それとはまた別に、国土交通省が、我が町が対象になるかどうかわかりませんが、中心地に介護施設や何かだとか、病院を集める場合には、国が税制措置をすると、行った人には所得税は、これだけ掛けませんよとか、そういうようなことで税の面ですとか、なんかで集中しましょうと、国のお金を使いましょうということで、今やっているのではないかと思うのです。この国会で、そのようなことがやはり、この８００万戸もあるものをどうしようかということで国もやっているということは、我が町もやはり同じことではないのかな、国のお金を利用できるかどうかわかりませんが、できれば、そういうような制度も使って、この町を再生していくというか、先ほど言ったのは私の理想ですが、そのようになれば利用者も住民も利用しやすい町になるのではないのかなというふうに思っておりますので。国の制度や何かが、どうなっているかわかりませんが、それらも含めて、やっていただきたいなというふうに思っておりますが、町長のお考えを聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 空き家対策ということでございますけれども、私どもの町で先ほど言いました空き家等の情報登録制度というものをつくってまいりましたのは、既に五年、六年ぐらいたつのではないかと考えております。非常に取り組みとしては、早い取り組みではなかったかと思えます。これは、言い方としては、定住対策、移住者対策ということをやりたい文句にはしておりましたけれども、一方では空き家対策、また、町の市街地をコンパクトにしていくための一つの政策であったと

いうふうに私は考えております。空き家が出てきたときに、その空き家をどうするか。一つには、次の方々に使っていただく、そういう手法が必要ではないか。ですので、補助金などを出して、そして、そのところに新しく住んでいただく方々を町内、もしくは町外から集めてくるということが一つあるかと思えます。そんな政策をとってござりまして、さらに、従来、女満別地域でも東藻琴地域でも、どちらかという町中市街地の外側に団地形成をして、そしてそこを売り出して、地域の方々、また町外からの方々を受け入れるというようなことで人口対策なども行って来たかと思えます。結果、どうなったかという、市街地がどんどんと広がりを見せてきた。確かに、人口がふえてきている基調のときには、そのことの政策で正しかったというふうに思いますが、先ほど議員が言われましたように、人口が減少基調に日本全体が入ってきたという中にあるのは、私どものような小さな市街地であっても、さらに、外へ伸びるということばかりではなくて、町の中を空洞化させないための対策というものも必要だということで、住める住宅については、先ほど言ったように補助金などを出して、次の方の住む場所として提供をさせていただくという政策を打ってまいりました。しかし、もう住むことにはなかなか難しくなった、そういう建物などもあるかと思えます。そういったところについては、今後の政策として発表したいと思えますが、助成金などを出して解体をするというところを進めたいと思っております。しかし、費用の全額を多分持つということにはならないというふうに思えます。一部御負担は、当然その所有者の方々などにさせていただかなければならないものと思えます。その負担もなかなか難しいというような場面であったり、また、建物、不動産などがありますので、その権利の中で、おひとりの方の意向だけでは、なかなか取り組みができないというような場合などがあろうかと思えます。そういったときには、基準をつくって、町がかわって解体をする、その費用負担のあり方などについても規定をしていくと。多分、議員に今御紹介をいただいた深川市の事例などは、その分野に属するものではないかと、そのように思えます。解体をした経費、そして、行政機関として係るわけであり思いますが、その経費を底地であります土地の売買などによって埋め合わせをするというような方法もあるのではないかと思っております。そういうような場合については、当然条例として規定をして皆様方に御理解を賜らなければならないのではないかと思っておりますので、そういう制度設計とあわせて、この問題について対処していきたいと思っております。全ての対応の仕方を一時期に、同時に紹介するところまでは至らないかもしれませんが、できるものをからなるべく早く取り組めるように努力をしてみたいと、そのように考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 ことは、町長の選挙、そして議会議員の改選時期であります。今、町長の答弁をずっと朝から聞いておりますと、町長も立候補するということで表明

されておりますので、実現可能である答弁であろうかなというふうに思っております。私は、次回も町長は当選をされて、この町政を担っていくことになるであろうというふうに思っております。その責任感から、このような町長の答弁が出てきたのではないのかなというふうに思っております。

私は大空町になってから８年間ですけれども、町長や職員の方から見れば、へんてこりんな提案をしているなというふうに思われたかもしれませんが、私の町長に対する遺言だと思って、この私の提案を笑うことなく実行していただければ私もありがたいし、また、次の時代の人のためになるのではないのかなというふうに思っておりますので、私の拙い提案も、どこか隅のほうに入れていただければ、やりがいがあったのかなというふうに思っております。

以上、質問としたいと思います。

終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今定例会に当たりましては、４人の方から一般質問をいただきました。どのように答弁をさせていただくか、担当課長などとも協議をいたしました。当然、改選期でもありますので、明確な御答弁にならない部分もあるのかと、そんなことも考えたところもありましたけれども、私自身、今議員が言われましたように表明をしている立場でもあります。私であれば、このように対処してまいりたいということも含めて答弁することが必要ではないかと、そんな意識に立ちまして、あえていろいろなことについて触れさせていただいて、答弁をさせていただいたつもりでございます。それが皆様方に対するお礼になるのではないかと、そんなふうにも考えたところでございます。

また、勝田議員からは、私が町長になりましてから、さまざまところで一般質問をいただいておりますけれども、回数は毎回ということではなかったかと思っておりますけれども、勝田議員からの一般質問があると聞かされますと、ドキッとするのが正直なところであります。今回はどんな切り口から、発想からまちづくりについて御提案をいただくことになるのかなと。正直申し上げまして、私などの石頭からは十分御答弁できないような、そんなところのお話なども数多くあったのではないかと、それだけ多方面から物事をごらんになって考えていらっしゃるということのあらわれではないかと、そのように感じていたところでございます。非常に思い出に残る御質問など、たくさんございます。それらを私自身の糧としながら、これからも取り組んでいけるように努力をしたいと、そのように思っております。ありがとうございました。

◇議 長 これにて、勝田鉄城議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

◇議 長 以上で本日の日程は、全部終了しました。３月８日、９日は、会議規則第１０条の規定より休会といたします。３月１０日から３月１２日までは、予算審査特別委員会のため休会といたします。次の本会議は、３月１３日に開催したいと思います。

◎散会の宣言

◇議 長 本日はこれにて散会します。
御苦労様でした。

散会 午後 ２時３１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 2 6 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成26年 3 月 6 日
- ・ 開 会 平成26年 3 月 6 日
- ・ 閉 会 平成26年 3 月 13 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	齋	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 福 祉 課 長
総 務 課 参 事		産 業 建 設 課 長
住 民 課 長		総 務 課 主 幹
福 祉 課 長		
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 事 務 局 長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成 26 年第 1 回大空町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、1 番、品田好博議員及び 2 番、中堀君子議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、12 名全員であります。本日の会議のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 12 号

- ◇議 長 日程第 2、議案第 12 号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 12 号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第１３号

◇議 長 日程第３、議案第１３号 大空町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１３号 大空町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号 大空町職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１４号

◇議 長 日程第４、議案第１４号 北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１４号 北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号

◇議 長 日程第5、議案第15号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定ついてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 大空町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 大空町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 報告第1号

◇議 長 日程第6、報告第1号 指定管理者の指定取り消しについてを議題とします。

町長から、大空町公共施設指定管理者の指定取り消しについて、報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

福田産業課長。

◇産業課長 議会提出議案書1ページ、「報告第1号 指定管理者の指定取り消しについて」であります。

指定管理者の取り消しにつきましては、2月27日付けで報告をさせていただきました。その内容について、御説明を申し上げます。

大空町朝日ヶ丘公園の管理について、平成26年1月23日付けで大空町総合管理協同組合代表理事組合長 郷右近英宣より、大空町朝日ヶ丘公園の管理に関する基本協定第44条第1項第4号の規定に基づき、指定取り消し申出書が提出され、同日内容の審査及び協議を行い、申し出内容が妥当であると判断し、翌1月24日付けで取り消し通知をしたものであります。

詳細につきましては、産業建設常任委員会及び総務文教厚生常任委員会合同常任委員会で説明を申し上げたとおりであります。指定取り消しにより、平成26年4月1日からは朝日ヶ丘公園を直営で管理し、町民の信頼回復や利用者の向上に全力を挙げて対応したいと考えておりますので、今後とも御意見、御指導賜りますようお願い申し上げます。

以上、指定管理者の指定取り消しについて報告をさせていただきます。

◇議 長 質疑があれば許します。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 報告をしていただいたわけでありませうけれども、今、産業建設常任委員会へ提出された内容についていただいたわけでございますけれども、これは私の記憶によりますと、平成23年9月だったと記憶をしておりますけれども、指定管理者の更新の議案の中で、質疑、反対討論を通じて採決に至った事件でありまして、私1人が反対を唱えたわけでありませう。それゆえに、この報告があったときに、もう少し経過なり検証なり、そういったものを総括して、議会に出すべきではないのかと、こういうことを課長に申し上げましたら、わかりましたということで、今般手元にいただいたわけではありませう。

担当課としての考え方は、もっと早い段階で改善措置を講じるべきだったと反省をしている。こういう文書であります。伴わして、決して指定管理者側に大きな不備があったものとは、捉えていないというふうに言っているわけですが、どうも文脈的におかしいという考え方を持っておりますので、質問をさせていただきます。いただいた次第です。

向こうから売り上げの減少等を理由に挙げてきているけれども、たまたま正当なる売り上げの減少であれば、何も赤字になることを防ぐための措置は、指定管理料のアップとか、そういった形でできるわけだ。そういう救済が。何も事業者側に全ての責任がなくて、落ち込むということはよく商売ではありませう。そういう救済で企業育成を図るという形も、私はとれる場面もあったかと思ひます。実は、そうではないということが原因であつたということでありませうので、その辺のことをしっかりと検証した文書でなければ、町民は、本当にこの5年間、その前の5年間があつて今回起きているわけですから、相当長きにわたつてつらい思ひをしてきたということは、売り上げの推移を見てわかると思ひます。

全ての事業についてもそうなのだけれども、そういう本当の検証をしなければ、覆い隠してしまうようなスタイルであれば、町民は納得しないです。次の議会だよりの編集でどう綴るか、新しいメンバーが決めることでありませうけれども、これだけ大騒ぎになったことを、もう少し整理をして検証をして、きちっと出さなければだめなのです。この辺について、ちょっと課長さんにも合同常任委員会では申しましたが、課長さんで答えられなければ、町長さん、どのような思ひで決断をなされたのか。失つたもの、得たものは、どういうふうにして指定管理者制度を通じてあつたのか、そういう整理は行政側にあつたと思ひます。お

気持ちを考え方も伴わせて聞かせてもらいたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 品田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

指定管理者として、いろんな意見をいただきながら、平成24年から平成29年までの5年間、指定管理者ということでスタートをしたわけでございますけれども、指定管理者と今担当する産業課と、さまざまな解決策等を出しながら鋭意努力をしたわけですが、なかなか利用者が思うように増えてこなかったということでございます。

そこで、やはり公園全体の適正な管理ということにつきまして、芝のリニューアルだとか、その他直営方式にする、また原点に返ってやるのが最善であろうというように、私どもは判断をさせていただきました。先ほど申しましたけれども、そのことによりまして、平成26年4月1日から新たな施設として生まれ変わって、町民の信頼を回復したいというふうに思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 品田議員、これは報告の案件ですから、今まで産業建設常任委員会、総務文教厚生常任委員会、それから合同常任委員会でもやっていることですから、これは議員として。

◇品田議員 本会議ではやっていません。

◇議 長 今もちゃんと報告が出てきているのですから、課長の報告で終わらせたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 したがっているということではなくて、品田議員からの御質問といいましょうか、御質疑などもありました。町長としても、どのように考えているかということで、そのあたりについてしっかりと説明をすべきだという御指摘をいただきましたので、私の考えるところなどを少し申し述べさせていただきたいと思います。

この指定管理者制度というのは、ここ数年来出てきた新しい制度であります。町民の皆さん方にどのようにサービスを提供するか、そのサービスの提供主体を町として、公共が担うのか、さらには、その他、多様な方々のサービスも含めて担うのかというふうな内容のもので、指定管理者については多様な事業主体の方々にそのサービスを担っていただく、そういう発想から出てきた制度ではないかと思っております。ただ、私どものような地域において、その多様な受け皿となり得る事業者の方々がいらっしゃるかどうかという、限られているところもございます。

すので、各施設全てを指定管理者にお願いをするということにはなっておりませんけれども、そういう帯同が地域の中にあるということであれば、行政としても指定管理者の可能性というものを探っていく必要もあるのではないかと、その中で第三セクターでありますとか、民間の事業者の方々、また医療法人などに指定管理をお願いしている施設などがございます。

この朝日ヶ丘公園につきましては、主にパークゴルフ場の入場者の利用収入というものが、財源としてあるというところから、民間の方々のノウハウをいただきながら管理をするということが出来る施設ではないかと、そのようなことを考えまして、指定管理者という形でお願いをいたしました。現実、半年間の期間という中で、利用者の伸びが実際にあった、そういう年次もございますけれども、ここ数年来は非常に利用者の数が減ってきているという状況にありました。そんな中で、前回指定をそのまま継続させていただきたいということでお諮りをいたしましたけれども、そのときにもさまざまな御意見をいただき、議員からも御指摘をいただいたところでもございます。当時、私どもといたしましては、指定管理を続ける中で、造成から10年近くたちましたこの芝のもう一度リニューアルというようなもの、さらにはコース設定の変更なども含めて考えるべきではないかと、また、御指摘をいただいておりますサービス部門の接客業としての対応というところを真摯に、もう一度原点に戻って取り組むべきではないかと。さらに、利用の大半を占めておりましたパークゴルフ協会の皆さん方の組織が解散をしまっているというような状況から、行政として、そういったものの再編にもてこ入れをしながら、利用者の拡大に当たっていくべきではないかと、そのように考えたところでありまして、そういった方向性で取り組んでまいりました。しかしながら、さらに利用者の増加というものは、現実には十分見込めない状況になっておりました。ここに至ってはありますけれども、もう一度原点に立ち戻って、直営管理に戻す中で、先ほど言いました利用者の増に向けて、新しく公園を出発させるべきではないかと。ただ、芝の更新でありますとか、コースの造成、そういった利用者のニーズに立ち返るところ、また、お客様の接客業としての対応、さらに、それを支えてくださる利用者の組織の再編、大会の誘致というようなことを考えてまいりますと、みずから汗を流して行うべきではないかという考え方に立ち至りまして、今回、平成25年度が始まりましてから担当課と事業者の間でさまざまな協議、議論を積み重ねて、このような結論に至ったところでございます。

また、お示しをいたしましたその資料などに、当然こういう利用者減に至った責任の所在というようなことについても、触れるべきではないのかというような向きの御指摘だったかと思えます。私が思いますには、当然実際に管理をしておりました指定管理者の事業者における取り組み不足、また、力不足というところもあったと思えます。しかし、そのこのところだけが問題だったのかといいますと、町としてどのようなかわりを持ってどのような段階で手だてを講じてきたかということに対しては、十分な時期に対応ができていなかったというようなこともあるのではないかと。さまざまな要因がありますけれども、その一端は

行政の側にもあったと、そのような反省に立ち至っております。そのような事柄から、文書で示した内容などについては、一方的な問題について、どこどこにあるというような断定的な言い方にはなっておりませんが、複合要因として、さまざまなことが積み重ねて今回に至っていると、そのように意識をしております。ですので、この機会に議員の皆様方に御理解をいただきながら、平成26年度、もう一度初心に立ち返ってコースの造成、そして接客の態度、そして組織の再編というところに臨んでまいりたいという思いを込めて、このような報告を、道を選び、報告をさせていただいたところでございます。

こういった内容などについては、特にそのパークゴルフ場を愛好される方々にしっかりと、これからもお話を申し上げながら町の姿勢をお伝えをして、大勢の皆さんにまた喜んでいただけるようなコースづくり、公園づくりに心がけてまいりたいと、そのように思っておりますので、ぜひとも御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 町長、ありがとうございました。質問をしてよかったと思います。今、ユーストリームを見ている方々がいれば十分納得をしていただけたんじゃないかなというふうに私は思っております。本当に、きょうはいろんな軋轢がありましたけれども、私は質問に踏み切ったわけで、よかったなという気持ちでおります。

たくさんの思いがこみ上げてきておりますけれども、全国では、こういう事件は数件あると私は聞いております。内部に抱える従業員、指定管理者制度の中での従業員の不始末、そういったことに対しては、早く適切に処断をしていかなければ、人氣が落ちて、入場料が落ちてきて、やがて批判の矢面に当たる。これは皆さん、サービス業が抱えている当たり前のいつも直面している恐怖でありましたし、また、発展の道でもあります。それを超えてニーズをとらえてきた企業が伸びるのです。

深川委員長は賛成討論で地場産業の育成、こういうふうにおっしゃられました。何を指定管理者制度に求めるのか。工事請負ではなくて、利用者の皆さん方の利用量があってこうなっているんだという認識の中で、サービスという側面、町長が言った接客という側面、接遇という側面、それに真摯に取り組んでいたければ、こんなことはなかったのです。その犠牲になったのは、町内のみならず、町外の来訪者であります。遠くから来ていただいて、不快な思いをして帰る、そういう連続劇がこの何年かあって、町外からほとんど来なくなる。悪評が、風評被害がばら撒かれる。それに対して対応が遅かった。そういう私は残念な思いをしております。回復には一朝一夕で済む問題ではないです。5年で落ちたものは5年以上かかります。真剣に取り組んでいただきたいと思います。本当に答弁ありがとうございました。終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 指定管理につきましては、この施設以外にも、私どもの町ではさまざまな施設について、指定管理制度を導入しているという部分がございます。いずれも、順風満帆ということではなく、さまざまな課題を抱えているところでございます。今回のこの事例を、案件を一つの糧といたしまして、これから指定管理というものの、その取り組み方、また、運営の仕方、私ども行政としてもしっかりと学んでまいりたいと、そのように思っております。また、パークゴルフ場などにつきましては、議員も愛好者の1人でございますので、ぜひ今後とも御指導をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

◇議 長 これにて、指定管理者の指定取り消しについては終わります。暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時30分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 議案第16号

◇議 長 日程第7、議案第16号 平成26年度大空町一般会計予算から、日程第14、議案第23号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、田中勝吉議員。

◇予算審査特別委員会委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告をいたします。本委員会に付託されました事件は、

議案第16号 平成26年度大空町一般会計予算

議案第17号 平成26年度国民健康保険事業特別会計予算

議案第18号 平成26年度後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第20号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第21号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計予算

議案第22号 平成26年度大空町下水道事業特別会計予算

議案第23号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の8事件であります。

平成26年3月8日の平成26年第1回大空町議会定例会で設置されました本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方向性にかかわる重要な内容であることから、3月10日から12日まで6日間で委員会を開催し、説明員の出席を

求めて、その内容を慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託された8事件は、全て原案を可決すべきものと決定しました。以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

ありがとうございました。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第16号 平成26年度大空町一般会計予算から、議案第23号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から、議案第23号までの8件を一括して採決することに決定しました。

◇議 長 議案第16号から、議案第23号までの8件に対する予算特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第16号から議案第23号までの8件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成26年度大空町一般会計予算から、議案第23号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第1号

◇議 長 日程第15、発議第1号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 1 6 発議第 2 号

- ◇議 長 日程第 1 6、発議第 2 号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 1 7 発議 3 号

- ◇議 長 日程第 1 7、発議 3 号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成 2 6 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 3 号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第 1 8 発議第 4 号

- ◇議 長 日程第 1 8、発議第 4 号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3 番、近藤哲雄議員。

- ◇近藤議員 「発議第 4 号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 2 6 年 3 月 1 3 日提出 提案者 大空町議会議員 近藤哲雄、松田信行、勝田鉄城、松岡克美、品田好博」

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。「特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書

国民の大半は、特定秘密保護法案が国民主権と深く関わることから、慎重審議か反対を求めているにもかかわらず、安倍政権は数の力を背景に強行採決しました。こうした政府の国民を軽視する姿勢や、法律に対する疑念も払拭されていな

いことから、批判も高まり、各層・各地域から廃止を求める声が相次いでいます。

国会での審議が進むにつれて、修正や訂正が繰り返し行われても特定秘密の基準が極めて曖昧で、期間も最長60年として例外を設けるなど、行政機関の判断で国民の共有財産である情報が、永久に隠匿される可能性も明らかとなりました。また、第三者機関の設置についても、「独立した公正な立場で検証、監察できる新たな機関の設置を検討する」として、国会答弁のなかでは、内閣府に保全監視委員会等を設置するとしましたが、あくまで内部機関であり、チェック機関としての機能は疑わしいものがあります。

このように特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国会秘密を優先するなど、国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、決して認めるわけにはいきません。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対・慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明確です。

したがって、衆参両議院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主権・平和主義を守るためにも、政府は国民の声を真摯に受け止め、「特定秘密保護法」を廃止することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月13日 大空町議会議長 後藤幸太郎

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣宛てであります。

以上、説明とさせていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 特定秘密保護法の廃止を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 発議第 5 号

◇議 長 日程第 19、発議第 5 号 労働者保護ルール改悪反対を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8 番、深川昇議員。

◇深川議員 「発議第 5 号 労働者保護ルール改悪反対を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 26 年 3 月 13 日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、齋藤宏司、田中勝吉、小島一弘、植田泰弘、中堀君子」

内容については、朗読をもってかえさせていただきます。「労働者保護ルール改悪反対を求める要望意見書

我が国は、働く者のうち約 9 割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、日本経済の持続的な成長のために必要です。それにもかかわらず、政府内に設置された一部の合議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。

こうした現状に鑑み、次の事項を強く要望します。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。
- 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働者の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と、処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILO の三者構成主義に則って、労働者は代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 13 日 大空町議会議長 後藤幸太郎」

提出先に当たっては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣宛てであります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 労働者保護ルール改悪反対を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第6号

◇議 長 日程第20、発議第6号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8番深川昇議員。

◇深川議員 「発議第6号 TPP交渉国際貿易交渉に係る要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年3月13日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、齋藤宏司、田中勝吉、小島一弘、植田泰弘、中堀君子」以上であります。

趣旨については、朗読をもってかえさせていただきます。「TPP交渉については、本年2月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく、「大筋合意」には至りませんでした。

しかしながら、4月のオバマ大統領の来日に向けて、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いています。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残すという問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このように、TPP交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等を政府に求めるため、次のとおり要望します。

記

- 1 政府は、平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。
- 2 EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪EPA交渉については、平成18年12月の衆参両院農林水産委員会における決議「日豪EPAの交渉開始に

関する件」を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月13日 大空町議会議長 後藤幸太郎

提出先に当たっては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済再生担当大臣宛てであります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 報告第2号

◇議 長 日程第21、報告第2号 平成25年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、平成25年度定期監査報告の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました、報告第2号 平成25年度定期監査報告について御報告をいたします。

平成25年度の定期監査につきましては、平成25年11月26日から12月10日まで松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回御報告いたします定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査であり、平成25年3月31日現在において、大空町が所有する1件当たりの所得価格が20万円以上の物品について監査を実施いたしました。

定期監査の実施に当たりましては、平成23年度、平成24年度に新規登録、または抹消された物品に関する関係書類及び登録済みの物品等については、抽出した物品の管理保管状況についての現状、写真の提出を求め、新規登録について

は、大空町の条例、規則等に基づき手続、契約の方法、検査、支払い等の処理が、整備され適正な執行がなされているか、また、登録済みの物品については、適正に保管、管理されているかを主眼に監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、新規に取得された物品については関係書類も整備され、適正に処理がされておりましたが、登録済みの物品の中には廃棄されても台帳から抹消されていないもの、現存はするが利用できないものが見られたため、町民の財産という認識を持って適正な管理を行うよう報告を提出したところであります。

なお、平成26年3月4日付けで、町長より備品管理システムの更新を予定、不明であった物品の確認報告、今後現存物品の整理の実施についての報告を受けており、今後は適正な管理執行が見込まれるとのことでありますが、後年度にはその後の状況等について定期監査を実施したいと考えております。

以上、平成25年度の定期監査の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成25年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第22 報告第3号

◇議 長 日程第22、報告第3号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました、報告第3号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成25年11月分から平成25年12月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、11月分につきましては12月26日、12月分につきましては1月27日、松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納監査結果報告については終わります。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 平成26年第1回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。例年でありますと、この時期定例会を開催し

ておりますと、外の気温がどんどんと上がり大分雪とけも進んできている時期かと思えますけれども、ことしに限りましては2月なかの大きな雪、さらに3月に入りましてからも、何回か吹雪があったというようなことで、外はまだ雪が非常に多く残っているところでございます。また、寒さも例年から見ると厳しいのではないかと、そのように思っております。そんな中、3月6日に開会をいたしまして、本日まで一般質問、また議案審議、さらには平成26年度の予算案などについて、慎重な御審議を賜りましたことについて厚くお礼を申し上げたいと思います。

この平成26年度に向かいは、私を初め議員の皆様にとっても改選期ということでございます。一般質問などからは、どのように御答弁を申し上げるのがいいのかということで、私自身も悩みましたけれども、私の進退などについても言及していることもあったために、私としての将来に向かっての考え方などについても触れさせていただいたところであります。きっと議員の皆様方も同じ思いを持ちながら、この町の将来のことについて、いろいろ御心配をいただいたり、その将来の発展についての道筋などについて示しておこうと、そんな気持ちのあらわれではなかったかと思っております。

今回、また新年度予算、骨格でありますけれども、お認めをいただきました。予算審査特別委員会の中でもお話をいたしましたとおり、行政という立場は予算を認めていただくことで終わるのではなく、これをいかに執行して、町民の皆様役に立てていくかということが本分であろうと、そのように考えております。私を初め職員、そういった意識を持ちながら行政に携わってまいりたいと思います。

さまざまな御意見をいただきました。予算の額、内容については変わっておりませんが、執行していく段階で、今回いただきました皆様方の御意見を少しでも多く反映できるような、そんな執行にしていまいりたいと考えてございます。さまざまな御意見をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 任期最後の定例会の終了に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げたいと思います。

平成18年、東藻琴村と女満別町が合併し、大空町が誕生しました。議員の皆様には2期目の大空町議会議員として、この4年間町政の発展に、住民福祉の向上のため活躍をいただきましたことに対し、この場をおかりして深く感謝申し上げます。

私も浅学菲才ながら、議員各位の御推挙により、名誉ある議長に就任させていただき、以来皆さんの御支援、御協力いただきながら、何とかその職責を果たしてまいりましたことに、深くお礼を申し上げます。今、静かに振り返ってみますと、町村合併という大変革の中から始まり、2期目の議会におきましては、自治基本条例、議会基本条例の制定などを行いながら、さまざまな課題に対し町当局の積極的な町政推進はもとより、議会においても議論を重ね、課題解決に向けて

相互に切磋琢磨し、よりよいまちづくりが進められてきたと思います。大空町議会が平成25年度全国町村議会表彰において、929町村の中から2町村の一つとして、特別表彰を受賞できましたのも、議員各位の御努力と的確な判断によって、町民に開かれた議会運営が行われたことを評価していただいたものと考えております。

結びに、町長初め職員皆さん、そして各行政委員会の委員長、会長、代表監査委員の皆様方には、日ごろからまちづくりのため御尽力していただき、その御労苦に対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げます。間もなく、町長・町議会議員の選挙が行われます。今回、御勇退される方には、これまで数々の御功績に対し心から感謝申し上げます。また、再選を目指しておられる各位には、どうか、正々堂々と選挙戦を戦われまして、4月には、皆さんがめでたく当選され、この議場に戻ってこられることを心から願っております。皆様方の御健勝と、今後ますますの御活躍を祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

これで平成26年第1回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

閉会 午前11時03分